

平成19年12月5日（水曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	10 番	柏 倉 信 一	議員
11 番	鈴 木 賢 也	議員	12 番	松 田 孝	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	高 橋 勝 文	議員
15 番	佐 藤 暘 子	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	石 川 忠 義	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市	長	荒 木 恒	副 市 長
安孫子 勝 一	収 入 役	大 谷 昭 男	教 育 委 員 長
片 桐 久 之	選挙管理委員会 委員長	佐 藤 勝 義	農業委員会会長
那 須 義 行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	片 桐 久 志	総 合 政 策 課 長
秋 場 元	総 合 政 策 課 財 務 室 長	菅 野 英 行	総合政策課行財 政改革推進室長
尾 形 清 一	総合政策課企業 立地推進室長	熊 谷 英 昭	税 務 課 長
布 施 崇 一	市民生活課長	柏 倉 隆 夫	建 設 課 長
犬 飼 弘 一	建 設 課 都 市 整 備 室 長	犬 飼 一 好	花・緑・せせらぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭	下 水 道 課 長	安孫子 政 一	農 林 課 長
有 川 洋 一	商工観光課長	斎 藤 健 一	健康福祉課長
鈴木 英 雄	会 計 課 長	荒 川 貴 久	水道事業所長
今 野 要 一	病 院 事 務 長	芳 賀 友 幸	教 育 長
兼 子 善 男	学 校 教 育 課 長	高 橋 利 昌	学 校 教 育 課 指 導 推 進 室 長
工 藤 恒 雄	生涯学習課 生涯学習課 長	安孫子 雅 美	監 査 委 員
兼 子 良 一	生涯学習課 生涯学習課 長	清 野 健	農 業 委 員 会 農 事 務 局 長

○事務局職員出席者

鹿 間 康	事 務 局 長	安 食 俊 博	局 長 補 佐
渡 辺 秀 行	総 務 主 査	大 沼 秀 彦	総 務 係 長

議事日程第1号

第4回定例会

平成19年12月5日（水曜日）

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- （1）例月出納検査結果報告について
- （2）議員派遣について
- （3）第118回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- 〃 4 行政報告
- （1）第5次寒河江市振興計画実施計画（平成20年度～平成22年度）について
- 〃 5 議第50号 寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 6 議第51号 寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑、討論、採決
- 〃 10 議第52号 平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）
- 〃 11 議第53号 平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 〃 12 議第54号 平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 〃 13 議第55号 平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 〃 14 議第56号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 〃 15 議第57号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 16 議第58号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 17 議第59号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 18 議第60号 寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の制定について
- 〃 19 議第61号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- 〃 20 議第62号 寒河江市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 〃 21 議第63号 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 〃 22 議第64号 山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
- 〃 23 議第65号 西村山広域行政事務組合理約の一部変更について
- 〃 24 議第66号 山形県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について
- 〃 25 議第67号 字の区域及び名称の変更について
- 〃 26 請願第6号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書の提出に関する請願
- 〃 27 請願第7号 後期高齢者医療制度の2008年4月実施の中止を求める意見書を政府等に提出することの請願

- 〃 28 請願第8号 私学助成予算の充実を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 29 請願第9号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願
- 〃 30 陳情第1号 保険でより良い歯科医療の実現を求め意見書採択を求める陳情
- 〃 31 陳情第2号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択を求める陳情
- 〃 32 議案説明
- 〃 33 質疑
- 〃 34 予算特別委員会設置
- 〃 35 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから平成19年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はおりません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○伊藤忠男議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、7 番木村寿太郎議員、13番新宮征一議員を指名いたします。

会 期 決 定

○伊藤忠男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

○鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成19年第4回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る11月30日午前9時30分から議会第2会議室において、委員6名全員出席し、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数、並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から12月18日までの14日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付しております日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの14日間と決定いたしました。

第4回定例会日程

平成19年12月5日（水）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月 5日（水）	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、財産区管理委員選任議 案上程、同説明、委員会付 託、質疑・討論・採決、議 案・請願・陳情上程、同説 明、質疑、予算特別委員会設 置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
12月 6日（木）	休 会			
12月 7日（金）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 8日（土）	休 会			
12月 9日（日）	休 会			
12月10日（月）	休 会			
12月11日（火）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場

12月12日(水)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生経済委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設文教委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
12月13日(木)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生経済委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設文教委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
12月14日(金)		休	会	
12月15日(土)		休	会	
12月16日(日)		休	会	
12月17日(月)		休	会	
12月18日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議場
	予算特別委員会 終了後	本会議	議案・請願・陳情上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議場

諸 般 の 報 告

○伊藤忠男議長 日程第 3、諸般の報告であります。

- (1) 例月出納検査結果報告について
- (2) 議員派遣について
- (3) 第118回山形県市議会議長会定期総会の報告について

以上のことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

行 政 報 告

○伊藤忠男議長 日程第 4、行政報告であります。

（１）第 5 次寒河江市振興計画実施計画（平成 2 0 年度～平成 2 2 年度）について
市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 第 5 次寒河江市振興計画の実施計画について御報告申しあげます。

実施計画は、平成 27 年度を目標年度とする、第 5 次寒河江市振興計画の具現化を図るため、毎年 3 カ年のローリング方式で策定するものであります。計画の内容につきましては、去る 11 月 21 日の全員協議会で御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。以上です。

質 疑

- 伊藤忠男議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 案 上 程

- **伊藤忠男議長** 日程第 5、議第50号及び日程第 6、議第51号の 2 案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○伊藤忠男議長 日程第 7、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 議第50号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について及び議第51号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任について、関連がありますので一括して御説明申しあげます。

三泉財産区管理会財産区管理委員が本年12月23日をもって、高松財産区管理会財産区管理委員が平成20年2月29日をもって、それぞれ任期満了となりますので、寒河江市財産区管理会条例第4条の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

2 議案について御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。以上です。

委 員 会 付 託

○伊藤忠男議長 日程第 8、委員会付託であります。

ただいま議題になっております議第50号及び議第51号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第50号及び議第51号の2案件は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

○伊藤忠男議長 日程第 9、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 50 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 50 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第 50 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 50 号はこれに同意することに決しました。

議第 51 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 51 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第 51 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 51 号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

- **伊藤忠男議長** 日程第10、議第52号から日程第31、陳情第 2 号までの22案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○伊藤忠男議長 日程第32、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 初めに、議第52号平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた特別職及び一般職の職員の給与改定並びに人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うもののほか、西村山広域行政事務組合に対する分担金、国民健康保険特別会計繰出金、重度心身障害者医療費、小学校管理事業費などを追加するものであります。

その結果、8,850万1,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ137億6,572万8,000円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、給与等経費の調整により、3,519万円を各当該科目に追加するほか、第3款民生費は、国民健康保険特別会計繰出金734万2,000円、重度心身障害（児）者医療給付事業の扶助費967万円、乳幼児医療給付事業の扶助費400万4,000円を追加し、西村山広域行政事務組合分担金139万4,000円を減額するのが主なものであります。

第9款消防費は、西村山広域行政事務組合分担金1,813万8,000円、防火水槽撤去工事費として、消防施設整備事業費に109万円を追加するものであります。

第10款教育費は、施設の老朽化による補修工事に係る小学校管理事業費150万円及び中学校管理事業費150万円を追加するのが主なものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、市民税6,218万9,000円、県支出金1,285万3,000円、諸収入1,211万5,000円等を追加するなどして対応することといたしました。

第2表債務負担行為補正については、柴橋小学校給食調理業務に係る委託料の債務負担行為を追加するものであります。

次に、議第53号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定及び人事異動等による給与等経費の調整、下水道建設費の事業費の調整を行うものであります。

その結果、13万8,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ21億6,005万円とするものであります。

次に、議第54号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、老人保健医療費拠出金などを追加するほか、国保調整交付金算定システム改修費などを計上するものであります。

その結果、1,351万3,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ40億2,070万6,000円とするものであります。

次に、議第55号平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定及び人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うものであります。

その結果、5万9,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ24億8,260万3,000円とするものであります。

次に、議第56号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第57号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

山形県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第58号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

山形県人事委員会勧告を踏まえ、給料、扶養手当及び期末手当について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第59号寒河江市都市計画税条例の一部改正について御説明申しあげます。

寒河江中央工業団地内の大字八鍬字鹿島、大字八鍬字南、大字米沢字下の一部区域について、字の区域及び名称を変更しようとするのに伴い、都市計画税課税区域の名称について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第60号寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の制定について御説明申しあげます。

企業立地の促進等による、地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、本市における企業立地を促進するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第61号寒河江市手数料条例の一部改正について御説明申しあげます。

新住民情報処理システムの導入に合わせ、土地、建物に関する証明の手数料算定の方法を改正しようとするものであります。

次に、議第62号寒河江市後期高齢者医療に関する条例の制定について御説明申しあげます。

後期高齢者医療制度の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市が条例で定めるところとされている普通徴収に係る保険料の納期等を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第63号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第64号山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について御説明申しあげます。

退職手当組合を組織する一部事務組合のうち、2組合が解散したことに伴い、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議第65号西村山広域行政事務組合理約の一部変更について御説明申しあげます。

地方自治法の一部改正に伴い、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に

より提案するものであります。

次に、議第66号山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について御説明申し上げます。

広域連合の事務所を移転するのに伴い、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により提案するものであります。

次に、議第67号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

寒河江中央工業団地の第3次拡張分の造成が完了した大字八鍬字鹿島、大字八鍬字南、大字米沢字下の一部の地域について、立地企業の利便性の向上を図るため、字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

以上、16議案を御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申し上げます。

質 疑

○伊藤忠男議長 日程第33、これより質疑に入ります。

議第52号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第53号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第54号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第55号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第56号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第57号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第58号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第59号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第60号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第61号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第62号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 幾つかの点についてお尋ねをしたいと思います。

この条例の第1条でも示されておりますように、本市が行う後期高齢者医療については、法令及び山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、この条例で定めるというふうなことでなっております。法令なり県の条例、広域連合の条例ね、これが一体のものとしてあるわけでありすけれども、したがって、それに基づいて寒河江市がやるためには、この県の条例、これもわからないと検討のしようもないというか、全く一体のものでありますので関連しているわけがあります。

したがって、さきに行われた定例懇談会でしたか、の説明の際にも、県の条例、広域連合の条例を示してほしいというふうに求めました。しかし、30日に広域連合議会が開催されて、そこで決定されるので、その後にしてほしいというふうなことだったんですね。ところが、やはりきょう市の条例が提案されているにもかかわらず、議員の皆さんに配付されていない。私、きのうの夕方行って、私自身はもらってきましたけれども、やはりこれではだめだと思ふんですね。この会期中に、まず議員に県の条例を渡してほしいということと、やはりこういうものはもっと機敏にお願いしたいということをもとに要望し

ておきます。

それから、お尋ねでありますけれども、法令、国の方でも来年の4月1日にスタートということで、わたわたとなっています。ただ、マスコミなどの報道によりますというと、一部凍結だの何だのって、極めて流動的な部分がありますね。したがって、今現在、この制度でこの流動的な部分というのがあるのかどうなのか。この点まず一つお尋ねをしたいと思います。

それから、二つ目でありますけれども、この発足によって、これに伴って国保や老人保健の関係もえらい関連してくるのね。そういうふうな関係で、保険料の額とか、徴収の方法、サービス内容の変更などがどうなっているのか、どうなるのか。この後期高齢者医療の発足に伴って関連してくるので、その辺をお聞きをしたいと思います。

それから、罰則の関係でありますけれども、この市の条例の第6条及び第7条などは、広域連合の条例の第27条や28条とダブる形になるわけでありますけれども、そういう場合の罰則というのは、ダブルになるのか、どちらか片方がするというふうになるのか、この辺の見解もお聞かせをいただきたいと思っています。

あと、さらに中身的にはたくさんあるのでありますけれども、まずこの点だけお聞かせをいただきながら、それぞれあと委員会付託があるわけありますから、委員会審議の際には県の条例ももう既に決まっているわけありますから、それを渡していただいて、それと一体のものとして審議できるようにぜひお願いをいたしまして、まず第1問といたします。

○伊藤忠男議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 今、議員さんから御質問がありましたように、県の後期高齢者医療連合の条例につきましては、11月30日に広域連合議会で決定になったところであります。それを受けて、このたび寒河江市の後期高齢者医療に関する条例の制定の提案でございますが、これも今ありましたように、県の条例とあいまって寒河江市ですべきものを定めるという意味で、一つは市町村で分担する事務に関することを2条で定めて、それから、普通徴収に係る保険料の納期等に関する、それから市町村の事務となっている保険料徴収に関し、その徴収すべき被保険者に関することなどを定めているのがこの寒河江市の条例でございます。

まず1点目の質問の、流動的な部分はどうかというようなことでありますが、市町村の担当として事務を進めるに当たって、それは情報としてとらえておりますけれども、それが決定になったことに対応した事務を進めるというのが原則かと思いますので、情報は的確に把握しながら、法整備なり決まったことに対して対応してまいりたいというふうに思っております。

ただ、1点の保険料の凍結等に関しましては、県の条例の中で半年間は免除、それからあとの半年間については10分の9を免除するというようなことが決まっておりますので、これは県の条例の中で決められたというふうなことであります。

あと、もう1点の国保並びに老人保健とのかかわりは、大きく後期高齢者の医療制度はかかわってまいります。

まず大きくは、国保から約4,200名以上の方が後期高齢に移行するということがありますので、後期高齢のみならず、国保のいろいろな保険料なり国保の運営についても大きくかかわってくるものというふうにとらえながら、双方の調整を図りながら事務を進めてまいることが肝要かと思っております。

老人保健につきましては、あくまで今度制度的には老人医療が後期高齢に移行するということでございますので、経過措置で暫定的な移行に関する部分の重なりはありますけれども、制度的な移行を的確に進めてまいるといふふうに考えております。

後でありました罰則等でございますが、市の条例で定めている罰則のこと、それと県の条例で定めている罰則との重なり具合等々の整合性につきましては、十分精査した上で、それぞれに関連するものはそれぞれのものを的確にとらえて対応するのが妥当かというふうに思っておりますので、その辺は整合性をとりながらやってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○伊藤忠男議長 川越議員。

○川越孝男議員 大要の部分は、まず1回目の課長の答弁でわかりましたけれども、これから審査、委員会付託になって、していくわけであります。したがって、そこに対しての資料の提出なども求めたわけでありまして、その辺についての答えがありませんでした。したがって、ぜひお願いをしたいということ、何か話によると、前の定例懇談会だったか全員協議会だったかちょっと定かではありませんけれども、先ごろ、この後期高齢者医療の説明をした際に、あるいは実施計画の説明を受けた際だったかわかりませんでしたけれども、その県の条例を配付してほしい、あるいは説明をしてほしいと求めたのに対して、30日過ぎに出すというふうに言っておったわけですね。あるいは、30日前にも議案としてもう出ているんだから、できれば説明もお願いしたいと言ったのだけれども、30日以降にしてほしいということで、わかりましたというふうに言っておったのですが、一部の人には出ているようなんです。したがって、議会として会議の際に求めたやつはみんなに配付になるように、当局の方としてもぜひ配慮をしてほしいということを申しあげておきたいと思います。さっきの、資料出してくれるのかどうかだけ、きちっと答えていただきたいと思います。

○伊藤忠男議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 資料の提供につきましては、一部の方へのみの提供をしてきたことは、これまでもございません。今ありました、県の条例等の資料につきましては、これは県の広域連合の議会で確定しておりますので、資料の提示についてはこちらで対応させていただきたいというふうに思います。

○伊藤忠男議長 議第63号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第64号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第65号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第66号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 20年の5月1日というふうになっていますけれども、実際の移転はいつになるのか。4月末までは山形に事務所をそういうふなことで、5月1日から寒河江というふうになるのか、移転などは、普通、役所は4月1日からというふうな認識もしておるものですから、そこら辺の関係でお聞かせをいただきたいと思います。

○伊藤忠男議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 新たに建物ともども寒河江市に移転するための案件でございますが、実際建設につきましては、今、現場もそのとおり急ピッチで進めておりまして、新年度の移転事務を開始すると

いうことで、今、進められていると承っております。

ただ、建設着工が若干遅れたこともあって、そのとおりスケジュールが工程どおり進むかは懸念されますけれども、この取り計らい、段取りとしては、4月の事務所移転、それから事務所の建物の移転だけでなく、大きなものはシステムの全部の移転もございます。そんなことで、その稼動なども合わせて、この条例の施行そのものが5月1日というような制定になっているというふうに考えております。

○伊藤忠男議長 川越議員。

○川越孝男議員 そうしますと、これは法的な、あるいは事務所、どこに所在しているかというふうな形になるわけでありますから、4月いっぱいはそのするというと山形というふうに制度上はなっているんだと、こういうふうな理解でいいわけですね。

○伊藤忠男議長 議第67号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第6号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第8号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第9号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○伊藤忠男議長 日程第34、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第52号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第52号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○伊藤忠男議長 日程第35、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総 務 委 員 会	議第 5 6 号、議第 5 7 号、議第 5 8 号、議第 5 9 号、議第 6 0 号、議第 6 1 号 議第 6 4 号、議第 6 5 号、議第 6 7 号
厚生経済委員会	議第 5 4 号、議第 5 5 号、議第 6 2 号、議第 6 6 号、請願第 6 号、請願第 7 号 陳情第 1 号、陳情第 2 号
建設文教委員会	議第 5 3 号、議第 6 3 号、請願第 8 号、請願第 9 号
予算特別委員会	議第 5 2 号

平成 19 年 12 月第 4 回定例会

散 会 午前 10 時 05 分

○**伊藤忠男議長** 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成19年12月7日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	鴨田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課長 財務室長	菅野英行	総合政策課長 政改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
安彦守	市民生活課主幹	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課長 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習課 生涯学習課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習課 生涯学習課長	清野健	農業委員会 事務局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

議事日程第2号

平成19年12月7日（金曜日）

第4回定例会

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開

午前 9 時 3 0 分

○**伊藤忠男議長** おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第 2 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○伊藤忠男議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め 60 分以内とし、質問回数は 4 回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

一般質問通告書

平成 19 年 12 月 7 日（金）

（第 4 回定例会）

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	自治体病院の経営について	①悪化する市立病院の経営の立て直しには、規模縮小や薬剤の院外処方、さらには広域医療体制の確立など、早急に検討すべきと思うが今後の対応を伺いたい ②経営悪化の大きな要因は医師不足にあると思うが、どのように対処されるのか ③実施計画で示された病院事業財政計画書について ④市立病院経営検討委員会での改善策はどうなっているのか	13 番 新 宮 征 一	市 長
2	水道料金について	村広水の料金引き下げによる差額をある程度受益者に還元すべきではないか		市 長
3	少子化対策について	①子育て環境整備について ②父子家庭への支援について	3 番 辻 登代子	市 長
4	保育行政について	①保育所の待機児童と入所できない方への対応について ②新たな一時保育の実施について	6 番 國 井 輝 明	市 長
5	自主財源確保対策について	①厳しい地域経済の中で自主財源を確保するために、税を初め使用料等の収納業務を担当するセクションを設けてはいか ②また、団塊の世代に対応した起業支援も効果が大いと思うがその対策は	2 番 石 山 忠	市 長
6	後期高齢者医療制度について	後期高齢者医療制度の具体的な内容と取り組みについて	15 番 佐 藤 暁 子	市 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	少子化対策について	①乳幼児医療費無料化の拡充について ②妊婦健康診査の公費負担拡大と具体化について		市長

新宮征一議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号 1 番、2 番について、13 番新宮征一議員。

〔13 番 新宮征一議員 登壇〕

○新宮征一議員 おはようございます。

ことし最後の定例会であります。今、本市が抱えている重要課題、そして多くの市民が関心を持っている課題について、代表質問ではありませんが、緑政会の意見なども参考に、先頭を切って質問をさせていただきます。

まず、通告 1 番の自治体病院の経営についてであります。

私は、この六十数年間、病気らしい病気、けがらしいけがもなく、一度も入院の経験はありませんでした。しかし、この春、みずからの不注意から、右足かかとの複雑骨折という思わぬ事故に遭い、市立病院で約 1 カ月間、生まれて初めての入院を経験いたしました。その間、多くの方々に大変お世話になり、無事退院できたのでありますが、入院中に感じたことは、空きベットが余りにも多いこと、外来患者の数が少ないのが目立ち、果たしてこれで病院経営が大丈夫なのかと、一抹の不安を感じておったところであります。

そして、9 月議会に示された前年度の決算を見ますと、残念ながら、その不安が的中、負担金、補助金合わせて 3 億 7,800 万円もの一般会計からの持ち出しには、正直言って驚き、ここでも何らかの策を講じなければと思ったところでもあります。本当にこのままでは、破綻してしまうのではないかと危機感を強く感じたところでもあります。

さまざまな資料を分析してみますと、ピーク時の平成 14 年に比較して、合計患者数が 14 万 7,000 人から 10 万 6,000 人と 4 万 1,000 人、約 28% の減、外来患者では、10 万 1,000 人から 6 万 9,000 人と、3 万 2,000 人の約 30% の大幅減となっております。入院患者数だけを見ましても、4 万 6,000 人から約 20% 減の 3 万 7,000 人の減少となり、したがって医業収益では約 3 億円もの大幅減少となっているのであります。このような数字を見ますと、経営の悪化が顕著にあらわれており、いよいよ抜本的な対策を早急に検討すべきと思いますが、特に次の点について伺います。

第 1 点は、病床利用率が 64% と極端に低いなどから見ても、まずは規模の縮小や薬剤の院外処方なども選択肢の一つではないかと思いますが、このことについてどのように考えておられるか、また、広域的な医療体制の確立に向けて、今後どのように対処なされるのかであります。

第 2 点は、医師不足の問題があらうかと思えます。一昨年と比較して、昨年度は医師が 3 名減って 10 名となっておりますが、これらは経営悪化に拍車をかける最も大きな要因ではないでしょうか。これまでも佐藤市長は、山大との良好な信頼関係を保ちながら、だれよりも積極的に精力的に医師の確保に努力してこられました。今後の対応について伺います。

第 3 点目は、このほど示された病院事業の財政計画書についてであります。平成 20 年度の医業収益は 19 年度と比較して、約 5 億円減額の 19 億円余りが見込まれ、21 年、22 年は多少なりとも増収に転じており、その御努力に期待するところではありますが、どうしても理解しがたいところがありました。医業外収益のところで、他会計からの負担金が 1 億円、同じく補助金として 1 億 2,000 万円の合計 2 億 2,000 万円はわかるのですが、医業収益の中でも他会計からの負担金として毎年 8,000 万円が計上されておしま

す。これは、初めてのケースですが、性格から言っても医業収益とは一般的に見て、医療行為によって得る収入のように考えられますが、医業、医業外合わせて1億8,000万円の負担金をどのような根拠で分離されたのか伺います。

最後になりますが、11月の全員協議会の折に、今検討されているところの市立病院経営検討委員会の検討内容については、この定例会終了後に中間報告がなされるということでありましたので、詳細については必要ありませんが、先ほど私が述べた事項について検討なされたのかどうか、さらにはどういった事項が中心になっているのか、概略的な部分をお聞かせいただきたいのであります。

次に、通告2番の水道料金について伺います。

本市の水道事業については、平成13年度から始まった第4次拡張事業の計画に基づいて、配水池の整備や石綿管の更新など、積極的に事業が推進され、第4次拡張計画の折り返し時点で進捗率が60%に達していることは、事業が順調に推移していることのあかしであり、大変喜ばしいことであります。

また、前年度の決算を見ましても、年間総配水量、有収水量が減少しているにもかかわらず、結果的には有効率が前年対比で0.8ポイント増の89.5%となるなど、上昇傾向がうかがわれ、安定した経営が裏づけられており、その御努力に敬意を表します。こうした中、まだ、県の条例が改正されていないというものの、このほど県は、広域水道料金を県平均で25.4%引き下げることが公表いたしました。これは、平成12年の値下げから10年を待たずして実施されるわけで、特に村山広域水道では、県平均を上回る27.5%の引き下げでありまして、厳しい財政環境の中にあっても、大変ありがたい話であり、大いに歓迎すべきものであります。

このことについては、11月21日の全員協議会、実施計画の説明の中で触れられ、受水料金の値下げによる差益は施設整備の方に回したい旨の説明がありました。ところが、この問題は11月29日のテレビのニュースで各局が取り上げ、また、新聞各社も翌日の記事で取り上げるなど、大々的に報道され、市民の間では、水道料金が値下げされるといった話が蔓延しているのが現状であります。

また、新聞記事によれば、今回の広域水道料金の改定を受け、各市町村でも料金の引き下げを検討する動きが出ているとなっているため、寒河江市ではぜひ下げしてほしいといった意見や要望が市民から寄せられ、料金引き下げを願望する声と期待が高まりつつあるのが現実であります。

市民にとって、ライフラインの整備強化は、安全で安心な生活を営む上で、最も大切なことであり、これらの整備のために予算を費やすことも市民サービスの一環であり、もちろん大事なことであります。いろいろなところで今、値上げムードが高まっている中、市民感情を考えると、差益の全額とまではいかないにしても、市民に対して応分の還元はなされるべきと考えますが、市長の御判断をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、自治体病院の経営についてでございます。

最初に、市立病院の規模縮小や薬剤の院外処方、さらには、広域医療体制の確立などについてでございますが、患者数の低迷傾向から、医業収益の悪化が懸念され、病院の経営基盤を早急に確立する必要から、今後の病院経営方針を検討するため、本年 8 月に、病院院長を委員長に市立病院経営方針検討委員会を設置いたしまして、6 回にわたり検討を重ねてきたところであります。

その後、庁内各関係課、いわゆる関係課といいますと、総務課と総合政策課、健康福祉課、それらでございますが、との検討会議におきまして調整を図り、最終的には市立病院改革プランとして今後の経営方針の策定を進めているところでございます。

その中で、病床数についても検討を行ったところであり、ここ数年の入院患者数の推移と入院療養環境改善を図るため、現在の 160 床を 35 床減らしまして、125 床に見直しを行いたいと考えております。

また、外来患者の薬剤処方につきましては、医薬分業を進めていく観点から、現在の院内処方から院外処方に切りかえを実施していきたいと考えております。

医療の高度化とともに、機能分化が進んでおりますので、院内の薬剤師には入院患者に対する薬剤指導に当たっていただき、安心安全な医療の提供に努めてまいりたいと考えております。

それから、広域医療体制の確立につきましては、公立病院は健全経営や地域医療を担う医師不足によりまして、近接する高次医療機関を含めた広域的な機能分担と医療体制の充実が課題であります。県におきましては、今後の医療供給体制の基本指針として、第 5 次保健医療計画の策定作業が進められております。

また、平成 20 年度には計画の指針に基づき、地域自治体病院改革懇談会の設置が予定されており、その中で、2 次診療圏ごとに医療が完結できる仕組みづくりの議論がポイントになるようでございます。市といたしましても、県立河北病院を含む西村山地域内公立病院の広域的機能分担と効率的な統合、再編とともに、協議の場となる検討委員会の立ち上げについて市の重要事業といたしまして、県に要望しているところでございます。

次に、医師不足について申し上げたいと思います。

医師不足は、公立病院の最大の課題でございます。特に、平成 16 年 4 月にスタートしましたところの臨床研修制度によりまして、医師が大都市に集中し、地方の医師不足が顕著になってきており、要望にこたえていただけないのが現状であります。市立病院は、山形大学との連携で医師派遣をお願いしており、担当教授や医局に実情を十分に説明いたしまして、経営内容についてもお話し申しあげて、確保について要望しているところであり、毎年山形大学医学部各科を訪問し、医師派遣の要請を行ってきたところであります。

過日行われました村山保健所の立入検査におきましても、医師不足が指摘されておりますので、今後とも医師確保に向けて、山形大学医学部に対し要望していくとともに、県ドクターバンクの活用なども行いながら、医師不足解消に努めてまいります。

また、自治体病院の医師確保と定着化を図るため、自治体病院開設者協議会や自治体病院協議会を通

じまして、要望してきております。特に、自治体病院開設者協議会は県知事が県の会長、そして全国の会長に就任しており、全国的な展開の中で、要望活動を実施していることについては御案内かと思えます。

市といたしましても、県に対する重要事業要望事項といたしまして、知事に対して要望を行っているところであり、医師確保と定着については、病院の重要課題と認識いたしまして、引き続き関係機関に働きかけを継続してまいります。

次に、病院事業の財政計画書についての御質問でお答えいたします。

今、申しあげました病院改革プランの考え方を盛り込み、平成22年までの3カ年について作成しております。収入については、医業収益の料金収入と一般会計の繰入金であります他会計負担金と補助金が主なものであります。料金収入はこれまでの患者数の推移と病床数の見直しを視野に入れながら1日の平均入院患者数を110名、外来患者数を300名に設定したところですが、平成20年度は旧館の改装工事を予定していることから、107名としたところであります。一般会計からの繰入金は、総額で3億円計上しておりますが、地方公営企業法に基づき、総務省が定めている繰出基準に基づいて算定した額であります。

市立病院事業は受益者負担を原則とする独立採算制で運営することとなりますが、民間病院とは異なる特殊性があることから、一般的に不採算と言われる救急医療や高度医療などに要する経費は地方公営企業法に基づき、一般会計からの繰り出しルールが定められているところであります。このことから、財政計画書を策定するに当たりまして、一般会計からの繰入金につきましては、救急医療や保健衛生事業に要する経費として算出される額8,000万円は医業収益として分類されておりますので、医業収益の他会計負担金に計上したところであります。

また、医業外収益として算定される高度医療や企業債利息に係る経費1億円は他会計負担金へ、研究とか、研修に要する経費や基礎年金拠出金に係る経費1億2,000万円は他会計補助金に計上いたしまして、一般会計からの繰り入れ内容がより明確になるようおのおの区分して計上したものであります。

支出につきましては、医業費用の人件費と経費であります。人件費は患者数の目標数に即応した職員体制を目指しながら、現在の職員数をもとに計上しております。経費につきましては、薬品費は医薬分業を進める観点から、院外処方に切りかえを計画しており、大幅な減額を見込んでいます。

減価償却費は平成13年度に整備したオーダーリングシステムなど、減価償却の終了により減額となっております。平成20年度は事業量の見直しとともに、費用の見直しを行った結果、収入、支出とも大幅な減額となっております。平成21年度は、1日の平均入院患者数を110名としまして、支出における経費の増額については、医療情報システムなど、導入に係る経費を計上いたしまして、収入支出とも同額を計上したところであります。

次に、検討委員会におけるところの検討内容についてのお尋ねがございました。病床数の規模や院外処方に対する考え方は今申しあげたとおりであります。それ以外に検討した主な項目について申しあげたいと思います。

看護体系は、これまで入院患者数13人に対して看護師1人を配置する13対1で実施してきましたが、本年8月からは入院患者数10人に対して、看護師1人の配置の10対1に移行しており、今後とも継続する考えであります。診療科目は、現在の6診療科を維持してまいります。

また、その他の経営方針に関することとしましては、IT化の推進、それから患者サービスの向上、

さらには入院患者対応策としての地域連携などについて検討してきたところでございます。

また、現在の1病棟は築後34年を経過しております。入院療養環境の改善のため、5床部屋を4床部屋にしまして、室内改装とバス、トイレなどの改修やデイルームの拡大をする施設整備についても検討した内容でございまして、実施計画に計上したところであります。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の議会全員協議会におきまして説明を申しあげる予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、水道料金についての御質問にお答え申し上げます。

水道は、御案内のようにライフラインの一つでございます。常に安全で安定した水道水の供給が求められているところであります。本市の現行水道料金は、平成3年度に県営村山広域水道からの本格受水が開始されたことに伴い、平成3年4月1日に改定したものでございます。その後、平成12年に約28%の広域水道料金の値下げがありましたが、本市では第4次拡張工事に着手しようとしていた時期で、投資に多額の費用を必要としていたことから、値下げは行いませんでした。値下げを行ったのは村山広域水道の受水団体では山形市のみでございました。今回、県内4地区の広域水道の料金改定案が公表され、村山広域水道料金の供給単価1立方当たり105円20銭から76円30銭へと27.5%の引き下げを行う予定でございます。

そこで、村広水の値下げを市民に還元すべきではないかとのことでありますが、11月29日、御案内かと思いますが、知事の記者会見によりますように、「水道水の引渡し価格を来年度から10カ年4地区広域水道平均で25.4%、一般家庭の1カ月の使用料に換算しますと516円程度の値下げになる」と申されております。

しかし、本市の場合は市民に供給している水道水の全量を村広水から購入しているのではなく、自己水源で55%を賄い、残りの45%を村広水から購入している状況にあります。したがって、県側が公表しました一般家庭での516円程度の値下げといえますのは、すべての水を県から購入した場合の値下げ見込み額であり、本市の購入割合から見ますと、家庭への実際の影響は現行の1立方当たり165円から7%程度、金額にしますと12円、1カ月の一般家庭で計算しますと税込み250円程度の値下げであると見込まれます。

しかし、本市においては、現在、第4次拡張工事、御案内のように、13年からスタートして26年までにやるわけでございますが、実施中でございます。この中におきまして、老朽管を初めとする施設の大量更新期にあり、投資事業に多くの資金を必要としております。加えて、頻発する地震に備え、今年度から配水管等の本管布設がえにおいては、離脱防止継ぎ手を備えたところの水道管の全面採用によりまして、経費も増加しているところであります。

本市の水道本管、いわゆる導水管、送水管、配水管の総延長は約300キロメートルでございます。そのうち、第4次拡張事業での老朽管更新計画延長は41キロメートルであり、19年度末まで、16.8キロメートルが完了する見込みでございます。これは進捗率で見ますと約41%になります。そして、これまで約6億円の投資を行ってきており、今後残り24.2キロメートルに対して、約10億3,000万円の投資により整備を進めていかなければなりません。

さらに、新たに配水管を拡張しなければならない箇所もございます。例えば、木の下土地区画整理事業地内におきましても、基幹的な部分に延長約3キロメートル、事業費で約1億3,000万円の投資も必要といたします。さらに、第4次拡張事業における配水池の建設費などの起債も約10億円に達し、その

償還もこれから見込まれます。しかし、老朽管の更新や耐震化への投資、さらに配水池等建設に係る公債費の償還、これらは給水収益の増加には直接結びつかないわけですが、取り組まなければならないわけでございます。

水道は装置産業と言われるように、施設が適切に維持管理されていなければ事業の継続は困難でございます。内部留保の積み上げで財務体質の強化を図り、老朽施設の更新や新たな投資に振り向けることが重要であると考えております。このようなことから、県の値下げ計画に対しましては、連動しての即時値下げは難しい状況にあるということをさきの全員協議会で担当が申しあげたところであります。

水道事業を経営する上で、常に水道利用者に対し、満足度の高いサービス、災害に強い信頼のライフラインの維持発展に心がけておりますが、今回の県料金値下げによる還元方法については、ライフライン機能強化などの投資的事業の促進を優先したいと考えているところであります。

以上です。

○伊藤忠男議長 新宮議員。

○新宮征一議員 まず、第 1 問にお答えをいただきまして、ありがとうございました。

第 1 点のこの病院の経営についてであります、今の病院の実態というものは非常に厳しい中にあるという、いわば危機感を感じている部分では私も全く市長と共通する部分が多いわけでありまして、しかし、今回この検討委員会などでさまざまな角度から検討され、そして県の方のプランなどともあわせながら今後検討されるということですので、ぜひその方向性をいい方向に導かれるように我々も見守っていきたいというふうに思います。

それから、この第 2 点の経営悪化の要因でありますけれども、先ほど市長の御答弁の中にもありましたように、話をずっと詰めていくと、究極的にはこの医師不足、ここにぶつかってしまうんですね。よく言われていることに医師 1 人年間 2 億円稼ぐんだと、こう言われておりますけれども、もちろんこれは純益ではありませんで、人件費を含めたさまざまな経費が当然伴ってくるわけですが、例えば昨年度の決算では 3 名減っていると。単純計算で 6 億の医業収益というよりも収入が減っている計算になるわけで、その半額を見ても、3 億円程度は医師がもし 17 年度と同じであればそのぐらいのことは見込まれたのかなと、素人が単純に計算しますとそういう計算も成り立つわけがあります。

しかしながら、今後も医師の確保に向けては市の方では山大とのいろいろな関係をこれからもさらに強めながら、積極的に取り組んでいかれるということですので、大変安心したところでありますけれども、医師不足の問題は単なるこれは寒河江の市立病院だけではありません。先ほど市長も触れられておられましたけれども、この臨床研修制度ができたことによって、これが義務づけられたことによって、今よく言われている都市と地方の格差という言葉が頻繁に使われておりますけれども、この医療行政にまでそういうひずみももう来てしまったのかなと。

この前の新聞を見ますと、山形県の齋藤知事は、こういう状況を地域における医師欠乏症と、こういうふうに表現しております。これらを踏まえて、本県、そしてまた宮城、鳥取、徳島、佐賀の五つの県の知事が共同で国の方に要望をいたしておりますけれども、そこで、特に目についたのが、医師の免許を取ったいわゆる自治体ですね、山形で言えば山形の医学部で医師の免許を取られた方は、山形県内でその臨床研修制度を受けるように義務づけてはどうかという提言などもなされておったようであります。これらの問題にしましても、これからどうなるか先を見ないとわかりませんが、いわゆる医師不足に対する医師確保に対する地方の声というのは、あらゆる機会をとらえながら、もう大々的にこれを国の方にアピールしていく必要があるのではないかというように思います。

もちろん地元での現場での医師確保に対する努力はさまざまな角度からこれは必要になってくるのはごく当然であります、こういう事態を特にこの地方の自治体病院を持っている自治体が声を大にして、これらの実情を訴えていかなければならないというのは私も全く市長と同感であります、何らかのアクションを起こさないと、ただ腕組みをして考えておただけではなかなか解決できない。

したがって、例えば寒河江市だったら寒河江市で独自で国に対して要望、あるいはその意見書などを提出していくことも一つのアクションとしてとらえられ、もしこれがマスコミなどで取り上げられるのであれば、この寒河江市のそのスタートをさらに多くの自治体病院を持っている市町村にも波及して、大きな一つの流れとして変わってくるのではないかなと。非常にこれは時間がかかると思いますけれども、現場での対応の仕方とあわせて長い目で見たいいわゆる多くの自治体が一丸となることができるような、

先ほど市長の話にもありましたように、山形県の知事が会長になってつくられている協議会などもあるわけですが、それらに対しても各自治体としての要望、意見なども積極的に取り上げて、訴えていく必要があるのではないかと思います。市長の御見解を承りたいと思います。

それから、実施計画の財政計画書の中で示された内容については理解をいたしました。ただ、当初1問でも申しあげましたが、医業収益、いわゆる医業収益という言葉の響きからいって、他会計からというのはどういうことなのかなと、負担金というのはどういうことかなということで、単純に質問させてもらったんですが、救急医療、あるいはさまざまな高度医療とか、さまざまな角度からこれらが医業のいわゆる医療行為として考えられるということで、公営企業法に基づいてこれが計上されたということですので、その点については理解をしたところであります。

それから、市立病院経営検討委員会では、これは1問で申しあげましたように、今月の末に全員協議会において中間報告がなされるということですので、ここでそれ以上お聞きするつもりはございませんが、先ほど私が冒頭に申しあげたような内容も十分に検討されているということですので、規模縮小にしても35床をカットして125床に規模を変えるという具体的な話もありましたので、この件についてはそれ以上申しあげることはございません。

通告2番の水道料金であります。これも前回の全協の中での説明を聞いた段階で、ある程度といいますか、そうなのかなという感じは持っておったんですけども、先ほども申しあげましたように、非常に市長の御答弁を聞いて、村広水の利用率がどのくらい、あるいは県全体での動向というものは我々はこれは理解できますし、もちろんこれも私たちの立場からいっても、市民に対して説明責任があるわけですが、ただ、市民感情という言葉がぴったりかどうかわかりませんが、水道は今回下がるんだという期待が非常に大きいんですね。で、先ほども申しあげたんですが、これは全額27%値下げされるから、それを全額市民に還元したらどうかという考えはもちろんありません。

しかし、これまでこの寒河江市のまちづくりのために、市長はもう積極的に取り組んでこられました。ただ、近年はこのまちづくりにしましても、協働のまちづくり、いわゆる協働という部分を大変強く市長も訴えておられます。その協働という、いわゆる市民と行政との信頼関係が最も基礎になる部分がこの協働のまちづくり、あるいは共同体、そういう大事な要素であると思うんですね。本当にこれまで市長が取り組んでこられたまちづくりはすばらしい成果をおさめてこられました。さすが佐藤市長だなというその高い評価は、もう全市的に広がっております。

その反面、もうちょっとこの市民に対しての市長の「そうかと、みんな一緒になってまちづくりをやらんとしているんだ」というのであれば、多少なりとも今回のこれだけでも世間で話が広まっているわけですから、今すぐここで値下げするとか、あるいはこのくらい下げるとか、下げる方向で検討するところまでは至らないのではないかなというふうに私も理解はできるんですが、この料金値下げという、値下げありきの考え方でなくして、全体的な構造の中で何とかこの検討をしてみたいという市長の優しいお気持ちがないのかなと。ちょっとその辺だけ市長にお願いしたいわけなんです。

というのは、何回もこれちょっとくどくなりますけれども、やっぱり市民から信頼される行政、行政から信頼される市民、そういうふうな共通理念のもとに今後の行政というのはやっていかなければならない非常に厳しい時代であると思います。市民からは本当にすばらしい佐藤市長だと、これまでの実績を高く評価されているわけですから、この辺でひとつ何とか市民にじゃあ何ぼか分けてやるかと、いう気持ちを出してもらえれば、考えを出してもらえれば、市民はさすが寒河江の市長はハードな面もあり

ながら、非常にこのソフトの面でも我々市民の心を常に考えておられるんだということが伝わるんではないかなと、そんな感じもしますので、ただ、下げるという条件のもとに検討するのではなくて、構造全体的な検討を再考いただけないものかどうか、ちょっと何かきつくなるかもわかりませんが、もう一度再考をお願いしたいなと、こんなふうに思うところであります。

以上で2問を終わります。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 まず、病院の医師不足でございますが、本市の場合は医師不足はそのとおりでございます、ですからこそこれまでも各方面に働きをかけてきたところでございますが、先ほど申しあげました村山保健所の年 1 回の指導の中でも指摘されておるわけでございますが、この場合の数字は患者数が少ないということもございましたから、そうそう低い数字が、悪い数字が出ているわけじゃございません。というのは、0.37人と、六捨四入しましても 1 名不足と、こういう結果でございますが、でも、これは今申しあげましたように、患者が少ないということからこういう数字が出るわけでございまして、患者が多ければもっともっと医師が不足するという事態は見込まれるわけでございます。

また、人材のドクターバンク、これにつきましても接触しておるところでございまして、そういう中で、何とか医師不足は解消できないものかなと、このように思っておるところでございまして、医師不足は県内はもちろん、全国的な課題でございまして、特にこの地方と都市との格差の中で、特に地方の公立病院の不足ということは訴えてきておるわけでございます。全国市長会なり、あるいは全国知事会でも言っておるわけでございますので、先ほど申しあげましたように、自治体の公立病院協議会というものにも県知事になっているというようなことで、殊のほか山形県挙げて医師不足対策には取り組んでおるというようにしておるところでございます。

ですから、各公立病院がそれぞれの公立病院がおれのところは少ない、私も少ないと、こういうことじゃなくて、全体としてこの医療体系、体制というものを考えなければならないのじゃなかろうかなと、そう思っております。ですからこそ、先ほど答弁申しあげましたように、広域医療圏計画の中で西郡一体となって県立病院も町立病院も市立病院も一体となったところの広域医療圏計画の中で、これでいろいろ機能分担してみたり、あるいは医師不足を解消するということも含められて考えなくちゃならない事態に当然来ているんだと、このように思っております。ですからこそ、医師不足対策という面にあわせまして、広域医療圏計画の再編成というものを本市としては訴えてきたところでございまして、まだ他の町等々ではその御了解を得ていないのが非常に残念でございますけれども、そういう私は考えておりますので、全体、医療制度そのものというものを、あるいは計画そのものを、これを考えていかないとただ医師不足医師不足というだけでは相済まされないことだろうと、このように思っております。

それから、アクションをどう起こしていくかというような話でございますけれども、これまでもそれぞれの立場において、あるいは協議会等々にありましてアクションを起こしておりますので、改めてまたアクションというような特別な形というものは出てくるのかなというふうな気がします。ですけれども、十分御意見は承っておきたいと思っております。

次に、水道でございますが、余りにも広域水道の方から下げた下げたと、受水団体も考えてはどうかというような発言やら、マスコミが報道したわけでございますので、もう既に水道料金というものは下がってくるのじゃなかろうかなと、こういうふうなお気持ちで受け取る方もいらっしゃると思います。ですけれども、先ほど申しあげたような考え方から、まずは寒河江の実情というものをやっぱり説明申しあげると。市民に対しても説明を果たすということから、言っていきたいものだなと。

ですから、きょうの御質問等々も踏まえまして、受水団体の中で寒河江は引き下げは考えられないんだと。なぜかというような理由というものを市民の中に十分説明していくことがこれも一つの政治だろうと、このように思っておるところでございまして、本市の実態というものを先ほど引き下げに向かわ

ないという理由を何点かの立場から申しあげましたけれども、こういうことを市民に知ってもらおうということ、そして、これまで第4次拡張をやった。あるいは配水、その中で配水管はもちろんのこと、配水池の整備も何カ所やったと。今度はやっぱり耐震化に強いところの更新というのに向けていくんだよなど。あるいは、これまでに投資したところのものも大変あるようでございますから、じゃあやっぱり少しは我慢しなくちゃならないのかなと、こういうような気持ち、そしてまた、上水道というのは御案内のように、広域事業でございますから、その辺も十分理解してもらわなくちゃならないのかなと、このように思っております。

そしてまた、値下げの幅につきましても、県の方では516円とかと言っているわけでございますけれども、寒河江は45%しか受水していないんだと。ですから、これを換算しましても二百四、五十円の該当しかしないんだというようなこともあわせまして、これも市民に御説明申しあげ、御理解を賜りたいものだなど、このように思っております。

議員からは「協働のまちづくり」と、こう言われましたけれども、引き下げることだけが協働じゃございませんので、やっぱりみんなに理解してもらって、どういう実態になっているのかという御認識の上に立って、一緒にじゃあそういう寒河江市の状況、そして寒河江市の上水道が向かっている方向というものはそうなのかということを、お互い理解し合うということもこれも協働だろうと、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

○伊藤忠男議長 新宮議員に申しあげます。

時間 3 分です。

○新宮征一議員 時間の方が迫っていますので、そんなに長くは申しあげませんが、協働のまちづくりを持ち出したのは、市長、本当に心の通い合える行政と市民という角度から少しでも考えていただけるかなということで申しあげたんですが、それはそれで結構ですし…。

ただ、病院の医師不足の問題で、市長はいろいろな角度からこれまで運動なり、あるいは要望を出しているんだというお話でありましたけれども、例えば、地方のいわゆる自治体病院を持っている議会と一緒にそういうふうな運動を展開する、いわゆる行政と議会でもこういうふうな数字を見て、このまま放っておけません、はっきり言って。そういうことから、議会などでもそういうふうなアクションを起こすこともこの医師不足に対する、いわゆる国策、国の方の政策をある程度変えられるものに将来なっていけばなど。そんな思いもしておるんですけれども、このことに対して、市長の御認識だけ伺いして、私の質問はこれで終わります。この 1 点だけお答えいただければありがたいと思います。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 議会としてそういうアクションを起こすということに対しては、一考を私はお願いしたい立場でございますし、議会と市長、執行部と一緒にって要望書を出すとか、あるいは何らかの形のアクションを起こすということにつきましても、私は全面的にやらせてもらいたいと思っております。

辻 登代子議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号 3 について、3 番辻 登代子議員。

〔3 番 辻 登代子議員 登壇〕

○辻 登代子議員 おはようございます。

緑政会の一員として通告番号に従い、一般質問をさせていただきます。

通告番号 3 番、少子化対策についてであります。少子高齢化が進行する中、特に少子化対策は喫緊の行政課題であると考えます。将来を担う子供たちを安心して育てられる環境をどのように整備していくかということに対し、どこの自治体も必死で取り組んでおります。しかしながら、その効果はすぐに期待されるものではなく、長期的計画が必要であると考えます。少子化が進めば、人口が減少し、社会構造が大きく変わり、地方分権が叫ばれている昨今、どのように地方の力を出し、活力を上げていくのか、大変危惧するところであります。

私は 4 月の市議選において、多くの母親が子育てに対する悩みを抱えながら働いているという状況を見てまいりました。例えば子供を幼稚園や保育所に預けられない家庭や、預けていても保育時間外では見てくれる人がいないということ。また、土曜日、日曜日に出勤しなければならないことや、残業などで子供を迎えに行くことができないということも伺いました。職業はそれぞれ違うわけですので、勤務時間もさまざまです。その中で子供の養育をしていくのは、親として当然のことではありますが、現在の社会的状況からすると、積極的に行政が支援をしていくことが必要であると考えます。

そこでお伺いいたします。人口の減少化傾向をどのようにとらえ、少子化対策をどのように進めていくのか。

先日、健康福祉課でファミリーサポートについてお聞きしてまいりました。その内容はとても整備されており、細やかな配慮がなされている制度であると思いますが、利用する立場の方々はそのような支援策についてほとんど知らないように思います。若い方は市報や新聞を見る時間がないほど忙しいのか、情報を知ろうとしないのかはわかりませんが、こうした施策が周知されていないことはまことに残念であります。まずは、ファミリーサポート制度を知っていただくことが必要であると考えますが、利用する側とのコミュニケーションをどのようにしていくのか。また、現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、前問と関係することではありますが、父子家庭について質問させていただきます。

先日、ある会社の社長とお会いする機会がありました。社員の中に、離婚され子供を引き取って生活している男性の方がいるということをお聞きしました。ところが、まだ幼児のため、子供のぐあいが悪くなることにより、たびたび会社を休まなければならなかったり、早退したりして、その社員の給料が減り、生活が安定していないことが心配だということをおっしゃっていました。いかなる状況であれ、ひとしく子供を育てることのできる環境をつくっていかねばならないと思います。しかし、父子家庭の場合、母子家庭と異なり支援策がほとんどないことを聞いております。

そこで、お伺いいたします。寒河江市の父子家庭の数や現状はどのようになっているのか。母子家庭の支援策と比較して、父子家庭の支援策はどのようになっているのか、今後父子家庭に対する支援をどのように行っていくのか。以上の点について市長の見解を伺い、第 1 問とさせていただきます。

○伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。再開は、午前10時50分といたします。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時50分

○伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

初めに、人口減少をどのようにとらえ、少子化対策をどのように進めているかとの御質問でございますが、最近の人口動態統計によりますと、全国の総人口は平成16年をピークといたしまして、減少に転じており、人口減少社会が現実のものとなってきております。本県の人口につきましても、平成17年の国勢調査によりますと、前回の調査に比較しまして、2万7,966人減の121万6,000人余りとなってきていまして、全国と同様の状況にあらうかと思えます。

本市の人口につきましては、平成17年の国勢調査の結果によりますと、県内では4市1町が前回の調査より増加しており、御案内のとおり、本市は当該増加都市の一つとなりました。また、平成17年の人口1,000人当たりの出生数の割合である出生率を県内で見ますと、県平均が7.7、高い方からは東根の9.5、天童市が8.9、本市は県内3番目の8.8となっております。しかしながら、近年の出生数を見ても、減少傾向にあり、全国的な急速な少子化の流れは本市においても例外ではありません。

平成17年3月に策定しました子どもすこやかプランは、安心して子供を産み育てやすい環境づくりを基本理念といたしまして、子育ては本来的には親の責務であります。行政の子育て支援策のほか、家庭や地域社会、事業所のほか、関係機関が適切に役割分担をしながら、子供の未来と幸せをつくっていききたいという思いを込めておるわけでございます。

具体的な子育て支援策についてでございますが、市立保育所での12時間の延長保育の実施、学童保育の整備充実、たかまつ保育所の増改築による定員の拡大と乳児保育の実施など、特に近年の保育需要にも対応するため、本議会ににしね保育所の整備関連の予算を上程いたしまして、さらなる子育て環境の整備拡充に努めてまいりたいと考えております。

また、子育て中の保護者の仕事と家庭の両立支援のため、ハートフルセンター内に平成13年、会員制によるところのファミリーサポートセンターを設置しました。これは仕事の都合で、幼稚園や保育所への送迎ができないときや、親の通院や家庭の看護のために、子供を一時預かってほしいときなどに利用をいただいております。平成18年度の利用者数は282名、延べ利用回数は1,318回となっております。

それから、育児相談でございますけれども、このことにつきましては、すべての保育所で実施しておりますが、加えて、平成14年には地域子育て支援センターというものを設置いたしまして、平日、電話や窓口での子育てに関する相談を受けておまして、平成18年度の相談件数は479件となっております。

子育て支援策についての周知方法でございますが、母子手帳の交付時や転入時には子育てパンフレットを配付しておりますし、それから、保健師による家庭訪問の実施や乳幼児健診のとき、保育所の入所時のオリエンテーションなどでもお知らせをしているところでございます。本市のホームページや市報を通じましても、子育て支援策について周知しているところでありますが、あらゆる機会をとらえて、本市の子育て支援策について周知をいたしまして、利用拡大につなげていきたいと考えております。

次に、父子家庭への支援についての御質問がございました。

初めに、本市の父子家庭の件数について申し上げますと、平成18年では44件となっており、近年はほぼ横ばいの状況にございます。母子家庭、父子家庭への支援策については、母子家庭、父子家庭の区別な

く、いわゆるひとり親への支援として取り組んでおります。育児支援として保育所の入所に当たっては、優先的に入所できるように配慮しているところであります。

また、ひとり親が疾病等によりまして一時的に介護や保育等の日常生活に支障を生じた場合には、家庭生活支援員を派遣し支援を行うひとり親家庭子育て生活支援事業がございます。この制度は、乳幼児の保育や食事の世話などの便宜を供与できるようになっており、事業内容は生活援助と子育て支援となっております。

さらには、一時的に児童の養育が困難となった場合は、児童を短期間児童養護施設などで預かるショートステイ事業や夜間預かりのトワイライト事業などの受け皿もございます。

これらの制度の周知につきましては、子育て支援策の周知と同様ではありますが、なお、何らかの理由でひとり親になった場合には、今後とも育児相談や子育て支援策の周知など、個別に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○伊藤忠男議長 辻 登代子議員。

○辻 登代子議員 御答弁ありがとうございました。

ただいまの御答弁にありましたように、きめ細やかな支援がなされているようです。父子家庭支援についても今まで聞いたことがありません。知らずに悩んでいる方が大勢いらっしゃるわけです。市報などで情報を提供することももちろん大事なことです。が、保育所、幼稚園の先生方との密接な連絡をとり、外に向けての宣伝が必要ではないかと思います。今後、私もこのような悩みを訴える人に出会ったときは、ファミリーサポートのことなどを知らせ、このことを有効に活用していただくよう申しあげたいと思っています。ひとり親でも安心して子供を育て上げられるような支援に対し、なお一層力を注いでいただきますようお願い申しあげ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

國井輝明議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号 4 番について、6 番國井輝明議員。

〔6 番 國井輝明議員 登壇〕

○國井輝明議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、市民を代表し、通告している課題について質問させていただきます。

初めに、通告番号 4 番、保育行政について①保育所の待機児童と入所できない方への対応について質問させていただきます。

本市には、保育所、幼稚園等の幼児施設の数 は 17 施設あり、平成 19 年度 4 月 1 日現在の資料を見ますと、公立保育施設 6 施設、1 分園で、合計の入所率が 103.5% になっております。また、市内にあるほかの施設でも幼稚園 3 施設の入所率が 97.8%、認可外保育所 5 施設では 61.3%、事業所内保育所 2 施設で 62%、こちらの合計入所率は 84.6% という数になっておりますが、新たに入所された児童もおりますし、このほかにも一時保育等の利用もありますので、現時点では社員でなければ利用できない事業所内保育所を外し、一般市民の方が利用できる施設は大変入所率も高いようです。

こういった状況の中、ファミリーサポートなどによる保育の充実を図ったり、にしね保育所においては、改修工事を行い、受入態勢を広げていただけるとのお話も伺っております。保育行政全般にわたり、きめ細やかな配慮をいただいていることに対し、敬意を表す次第です。

しかし、私が多くの方から聞いている課題として、本市が設置主体である保育所は各地にあるわけですが、入所希望の保育所に入れなかったり、また、入所が決まっても、自分の住む地区から遠く離れた施設に入所させざるを得ないということです。

例を挙げますと、自分の住む地区にある保育所に入所希望を出しているにもかかわらず、ほかの地区の保育所に入所しなければならないということです。また、ほかの地区に住む方が山形市、天童市、東根市等々、市外勤務の方々が通勤時に利用するのに大変便利であるから、自宅が遠く離れていても地区外の保育所に入所させているということです。本来、自分が住む地区にある保育所を利用するということで、地区の方を優先し、空きがあれば入所させるというこれまでの考え方ではなかったか。

そこで、お尋ねいたします。なぜ、そのようなことが起きたか、今後改善策をどうお考えなのか。

また、民間施設との連携など、どのような対応をしているのかお伺いいたします。

次に、②新たな一時保育の実施について質問させていただきます。

本市では、保護者のパート就労、傷病、冠婚葬祭への出席などの理由で一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育するため、市内 17 施設すべての保育施設で一時保育を実施しております。しかし、ここでの一時保育は、親として子供が健康であることが条件と言えるでしょう。私がここで述べたいのは、働く母親の視点から見て、子供が急に病気になったときや病気回復時の乳幼児等でも家族や友人以外に頼れ、安心して預けられる施設が必要だということです。

1 児の母である、私の知人のお話をさせていただきますと、子供が熱を出し、保育所に預けられない。両親も仕事ではかに面倒を見てくれる知り合いもないため、仕方なくその日は仕事を休んで看病したということです。もし、子供が 2 人、3 人ともなるとどうなるのでしょうか。多くの家庭では、夫婦共働きで、生計を立てており、育児に専念することは困難です。このような状況に置かれても育児と就労を

両立できるよう対応し、小さなお子さんを持つ親の不安を少しでも解消すべきと考えますが、いかがでしょうか。

昨年12月の定例議会でも同僚の那須議員からも質問があったようですが、現在はどのような対応をとっていて、本市に合った病後児保育をどのようにお考えなのかお尋ねし、私の第1問いたします。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 保育行政につきましての何点かの御質問がございましたが、お答えいたします。

まず、本市の幼児施設の概要でございます。民間の幼稚園が 3 施設、市立の認可保育所が 6 施設、1 分園、さらに民間の認可外保育所 5 施設と事業所内保育所 2 施設があります。

それぞれの施設の平成 19 年 4 月 1 日現在の入所状況でございますが、民間の幼稚園につきましては、3 歳から就学前の幼児が入園しておりまして、定員 500 名に対して 489 名の入所児童で、ほぼ入所率 100%となっております。さらに、公立の認可保育所である市立保育所は、両親が共働きなどの就労によりまして保育に欠ける児童を受け入れる幼児施設でございます。御案内かと思えます。定員はゼロ歳児から就学前までの乳幼児保育で 630 名であります。現在は 652 名で許容される範囲内で定員を超過入所を受け入れております。また、民間の認可外保育所においては、ゼロ歳から就学前までの幼児を受け入れておりますが、特にゼロ歳、1 歳、2 歳児の保育定員 235 名のところ、144 名、入所率 6 割となっております。

保育所への入所でございますが、近年核家族等で共働きが多く、市立保育所への入所を希望する家庭が多い傾向にありまして、入所申し込みに当たっては、保育所は学区ごとの保育所としてではなく、市全体で保育をする施設でありますので、希望する保育所を第 1 希望から、第 3 希望まで記入していただいているところであります。希望する保育所の理由としましては、一つには、居住地に近いこと、二つには、学区内であること、三つには、兄弟同じ保育所を希望すること、そして、四つ目には通勤経路の途中にありまして、送迎に便利であること、そして、五つ目には親の実家に近いこととしております。

それぞれの保育所の入所希望状況によっては、施設ごとの保育環境により定員もあり、特に 1 歳、2 歳の低年齢児につきましては、希望する保育所に入所できない場合には、待機児童を出さないためにも他の受け入れ可能な保育所での入所を勧めるか、あるいは認可外保育施設での入所を紹介しているところでもあります。ただし、就学前の 4 歳、5 歳児につきましては、就学後の友達関係もあることから、学区を見据えた希望する保育所へ入所できるよう配慮しているところでございます。

年々出生数はやや減少傾向にあるものの、来年度の市立保育所への入所申し込み状況を見ますと、1 歳、2 歳の低年齢児の入所希望がふえている状況でございます。

また、ほなみ団地の造成に伴いまして、若い世代の転入者が見込まれるなどから、にしね保育所を希望する申し込みが特に増加しております。そのようなことから、先ほど、辻議員への答弁でも申しあげましたが、低年齢児を受け入れるための施設整備をするため、にしね保育所改修工事の補正予算を本議会に上程しているところでございます。

今後とも、乳幼児教育施設である幼稚園と保育施設である市立保育所、さらには低年齢の乳幼児を受け入れていただいている認可外保育所、そして、事業所内の事業所内保育所など、それぞれの機能と役割を分担し、補完し合うということで就学前の子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

次に、新たな一時保育の実施についての御質問がございました。お答えいたします。

保護者の急な仕事や冠婚葬祭への出席など突発的な理由によりまして、一時的に保育が困難となった場合などへの子育て支援であります。一つは、すべての市立保育所で一時保育の受け入れを実施しております。ほかには、NPO 法人まごころサービスさくらんぼでも子供の一時預かり事業を行っており

ます。また、会員によるところの育児相互援助活動といたしまして、子供の一時預かりをするファミリーサポートセンターの設置がございます。平成18年度の利用実績は1,318回でございまして、そのうち緊急な理由での利用も18回ほどの実績がありました。

また、児童の病気や健康回復期に預けられるという施設整備が必要でないかとの御質問なわけですが、病後児保育につきましては、保育所等の幼児施設で病後児保育を実施するには、病後児児童の保育のための隔離された余裕スペースの確保、それから担当する看護師などの配置が必要でございます。また、体調不良児の人数が年間を通した利用が見込まれるなど、病後児保育施設の併設については問題が数多くあります。

そこで、現在本市の病後児の保育については、ファミリーサポートセンターの中で会員同士顔見知りの会員宅に児童を連れて行って、保育していただいております。保護者としましても安心していただけるものと思っております。

以上でございます。

○伊藤忠男議長 國井議員。

○國井輝明議員 御答弁まことにありがとうございました。

最初に質問申しあげました保育所の待機児童等、入所できない方への対応ということで、ある程度私も理解させていただきました。

先ほど市長の答弁にもありましたけれども、入所児には第 1 希望から第 2 希望、第 3 希望といろいろあるかと思います。正直、私も子を育てる親として、保育所に子供を預けておりますが、あくまで希望というのは第 1 希望、その第 1 希望を最優先して今後も決めていただきたいと思っております。第 2 希望というのはあくまで本当に第 2 希望でありまして、正直第 1 希望であるところにしか入れたくないというのが親の心情であると思っております。いろいろ話を伺いますと、民間の施設ともいろいろと連携されているようでありますし、①に関しましては、特に私からこれ以上申しあげることはございません。

ただ、②の新たな一時保育の実施についてということでありましたが、先ほども辻議員からもいろいろと質問ありまして、私も大変いいタイミングで質問したなというふうに思っておりますが、大変家庭状況で父子家庭の話が出まじたりとか、いろいろ母親の子育てに対する大変な状況も質問の中にございました。私も申しあげましたが、そういった意味で病後児保育というものをちょっと述べさせていただきましたけれども、民間の会社というところに勤務しますと、大変正直厳しい社会でございます。

自分の子供が病気で会社を休むというようなことは、しばしばそういったいろいろな会社であるとは思いますが、正直冠婚葬祭等の出席、そういったことでも仕事を休むというような状況になりますと、営利目的で働いている会社でございますので、正直本当に厳しい話、「仕事をやめていただけないか」とか、そういった話まで出てくるものでしたので、改めてこういった質問をさせていただいておりました。

ただ、ファミリーサポートでいろいろと支援して、今は見られるということなので、そういった意味で会員になっていただくような、そういったふうな勧め方もさせていただきたいと思ひますし、私からは病後児保育については、今後、本市に合ったような形で設置していただければいいというような要望を申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

石山 忠議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号 5 番について、2 番石山 忠議員。

〔2 番 石山 忠議員 登壇〕

○石山 忠議員 通告番号 5 番、自主財源確保対策について、市民の皆さんから寄せられた御意見とともに私の考えを含めお伺いをいたします。

まず最初に、厳しい地域経済の中で、自主財源を確保するために、税を初め、使用料等の収納業務を担当するセクションを設けてはいかがについてお伺いをいたします。

米国の低所得者向住宅融資サブプライムローンの焦げつきが急増し、金融市場の混乱を招き、米連邦準備制度理事会は、本年11月20日、2008年国内総生産の実質伸び率見通しを大幅に下方修正しました。国内においても、内閣府が11月13日に発表した2007年7月から9月期国内総生産速報では、米国経済の減速を背景にした円高、株安や原油高など、下膨れリスクが根強く、景気減速は避けられないとしています。さらに、原油価格の高騰の影響で、ガソリン、冬期に向けて大切な灯油など、エネルギー価格が上昇していることに加え、食料品を初め、生活必需品の大幅な値上がりが始まっており、家計や経済活動に直接的な打撃を与えており、今後も厳しい状況が予想されます。

平成18年度寒河江市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書によりますと、自主財源では市税のうち、固定資産税が評価替えの年に当たり、5.2%減少しているが、市民税が定率減税廃止や景気回復などの影響もあり、11.6%増加し、市税全体では前年度に引き続き0.7%と若干の増収となり、税収の減少に歯どめがかかっていると結んでいます。

市税等の収納状況では、収納率は市民税が0.2%伸び、固定資産税が1.7%減、市税全体では0.9%低下しており、国民健康保険税でも1.9%低下しています。収入未済額では、市税全体で2,292万1,000円、国民健康保険税で3,485万8,000円ふえています。現年度課税分の収納率では、個人市民税、法人市民税で若干伸びたものの、固定資産税、都市計画税ともに1.09%減少し、市税全体では0.5%低下、滞納繰越分では法人市民税の収納率が大幅に伸びたものの、固定資産税、都市計画税で減少し、市税全体で0.1%の減、不納欠損額では固定資産税が大部分で、5,331万2,735円と対前年比で約2.15倍となっています。

また、国民健康保険税では、2.72%の低下、不納欠損額は1,442万3,900円で、昨年比べて約500万円ふえています。

この結果は、いろいろな評価があると思いますが、行政としてはこの厳しい経済情勢の中で、収納率向上のためプロジェクトチームを組むなど、全庁を挙げて努力をしてきたものと思いますが、資金化されることを本来の目的としていない資産、つまり持ち続けるための会費とも言える固定資産税や都市計画税、相互扶助的な国民健康税における数値が大きいことは市民に対してきめ細かな対策を講じていかなければならないことだと思います。

このたび、平成20年度から22年度までの実施計画が示され、市民生活の安定と向上を目指す広範な事業の内容とともに、財政計画書も提示されました。地方税制度の不透明さや地方交付税の引き下げ予想など、厳しい状況は続くと思われますが、この計画を実現するためにも、基本となる自主財源を的確に確保していくための対策を強化すべきだと思います。山形県においても、県税収入の当初予算確保が厳しい状況になっているととらえ、12月を強調月間として、緊急税収確保対策を市町村と連携して実施するとしています。

そこで、お伺いいたします。以上、述べさせていただきました自主財源確保のために、市長はどのよ

うなお考えをお持ちなのか伺いいたします。

次に、平成19年度における直近の現年度及び滞納繰越分の収納状況、19年度の収納予想をそれぞれお示しいただきたいと思います。財源確保のためには、それぞれの業務や収納プロジェクトチームで努力をされているとは思いますが、税のみならず、使用料も含めた市の収納業務を担当する例えば収納相談課といったセクションを設けることにより、滞納している各戸の個々の事情をしっかりと把握し、一元的に申告から納付までの制度の理解を求め、納付計画を立てるなど、きめ細かな対策が行えるのではと考えていますが、いかがでしょうか。

次に、団塊の世代に対応した起業支援も効果が大いと思うが、その対策について伺いいたします。

昭和22年以降生まれた団塊の世代と言われる方々が60歳となり、定年退職されています。平成18年4月、65歳までの段階的な雇用継続を企業に義務づけた改正高齢者雇用安定法が施行され、60歳以上の雇用増につながり、再雇用や定年制引き上げなどの雇用延長制度を導入している企業がふえていると言われています。昨年10月には求人の際には、企業が年齢制限を設けることが原則禁止となりました。

そんな折、総務常任委員会で行政視察をさせていただいた我孫子市では、インターンシップやコミュニティビジネスに積極的に取り組んでいました。人口13万人の我孫子市では、毎年男性だけで約1,000人が60歳の定年年齢を迎えています。このため、同市では、2003年からコミュニティビジネス起業講座を開き、シニア世代の起業を後押ししています。団塊の世代が公共サービスを消費するだけの存在になれば、都市はどう頑張ってもつぶれる。しかし、第一線で活躍してきた人材がサービスを提供すれば新たな可能性を持つ。その道具がコミュニティビジネスとの考え方を基本にしています。

我孫子市ではさらに支援を一步進め、定年サラリーマンを主な対象にしたインターンシップ事業を始め、コミュニティビジネスだけでなく、さまざまなボランティア団体やNPOなどにシニアを受け入れてもらい、人脈づくりなどに役立ててもらうことにしています。高齢者向けパソコン訪問サポート、便利屋活動、小学校へのITサポート、リフォームなど、団塊の世代がキャリア、得意技を生かし、地域にデビューするきっかけづくりを支援することは自立したまちづくりを進め、持続可能な自治体経営を確立することにつながると考えます。自主財源確保とは直接結びつかないとは思いましたが、効果が期待できるものと思い質問させていただきました。

そこで、伺いいたします。以上述べました、コミュニティビジネスについてのお考えがあれば伺いをいたします。

次に、寒河江市における団塊の世代と言われる方の動態を把握されておられれば、その内容についてお知らせください。

高齢者雇用安定法により、60歳以上の雇用について取り組んでいる企業などの実態を把握しておられればお知らせいただきたいと思います。

多くの団塊の世代の方々が退職なされますと、税収等にも影響があると思われますが、その数値があればお示しいただきたいと思います。

以上で、第1問といたします。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まず、自主財源確保に対しましての私の考えはという御質問でございます。

御案内のように、現在地方交付税の削減と税源移譲によりまして、市の財源のうち、税、すなわち自主財源の占める割合が高くなっており、市政を運営する上で、いかに徴収率を上げ、自主財源を確保するかがより重要になっているものと思います。税については、今後とも、課税客体の適正な把握に努め、正しく賦課し、市民から御理解をいただいて、納税をしていただけるよう努めていかなければならないと思っております。

そこで、納税者との対話、相談機会を多く持ち、納税環境を整えて、徴収率の向上を図っていかなければならないと思います。そのため、ことしの 4 月に税務課納税係の職員を 2 名増員いたしまして、体制を強化したところでありますし、夜間、休日の特別相談日の設置や特別徴収事業所の拡大に取り組むほか、コンビニエンスストアへの収納委託など、納税に対する新たな手法の検討も行っているところであります。

下水道使用料や市営住宅の家賃などの税外収入金につきましても、随時の訪問や電話による催促など、より多くの対話相談機会を設けまして、滞納額が未納者の多大な負担にならないように、特に現年度の滞納を生じさせないよう対応しているところでございます。

現在、本市においては、行財政改革大綱に基づき、プロジェクトチーム、いわゆる市税及び税外収入金未納整理班を設置いたしまして、主に過年度分の多重未納者を対象に、担当職員が課を超えて共同で収納対策に取り組んでおります。昨年度は訪問対象者 22 名を選定いたしまして、延べ 142 回の接触を行い、約 228 万円を徴収したところでありますが、今年度はさらに強制徴収について研究いたしまして、具体的な試みといたしましては、差し押さえを行い、インターネット公売を実施することを計画しております。

また、病院の診療費や水道料金など、強制徴収ができない私債権についても、裁判所を通じた強制執行について研究を行うなど、市全体で徴収率の向上を目指していく考えでございます。

近年、高齢者世帯の増加、会社の倒産、失業など、未納者の環境も多様化していると思っております。各課において、市民との相談機会を多く設け、未納者の個々の事情というものをしっかり把握し、納めていただきやすい環境を整えるなどして、精力的に徴収率の向上に取り組むとともに、多重となった未納者には課を超えて共同でより効果的な対応を実施し、また、公平な負担の維持のためにも、必要に応じて強制徴収を行うなど、あらゆる方策を駆使し、徴収率の向上を図っていかなければならないと考えております。

本年度の税の収納状況についての御質問がございました。

今年度 11 月末における徴収率であります。現年度課税分については前年同期と比較しますと、個人市民税が 1.83 ポイント、それから法人市民税が 0.73 ポイント減少しております。一方、固定資産税については、1.46 ポイント、都市計画税につきましては 0.52 ポイント増加し、国民健康保険税についてもわずかではありますが 0.04 ポイント増加しております。この結果、現年度課税分については、全体で 0.45 ポイントの減少となっているところであります。

滞納繰越分についてでございますが、個人市民税、法人市民税と国民健康保険税がそれぞれ 0.21 ポイ

ント、3.46ポイント、0.94ポイント減少しておりますが、固定資産税と都市計画税についてそれぞれ13.88ポイント、13.70ポイントと大幅に増加し、全体でも10.02ポイントの増加となっております。この結果、現年度課税分と滞納繰越分を合わせた市税の全体において、前年を0.12ポイント上回る状況となっているところであります。

個人市民税については、税制改正により税額がふえたことや、新たな課税対象者が生じたことなどによりまして、未納者の数が増加したことが徴収率減少の要因の一つになっているものですが、今後は休日、夜間の相談など、現年度課税分の未納解消に重点的に取り組み、市税全体の前年度の収納水準というものを保持しつつ、徴収率向上が図られるよう努めてまいりたいと思っております。

それから、収納担当課の設置についてお尋ねがございました。

現在の税務課とは別個に独立した収納課の設置については、市の規模や税などの額、それから課税対象者の数などから判断しなければならないと思っております。本市と県内の納税課を設置している市を比較いたしますと、本市は人口規模、税などの額などにおいて、他市を下回っている状況にございます。

また、収納担当課の設置と徴収率の関係であります。県内の納税課を設置している5市と本市の平成18年度の税の徴収率を比べますと、3市において本市を下回っている状況にあり、専門の課の設置と徴収率の向上は単純には結びつかないのではないかと思います。議員がおっしゃるように、徴収率の向上のため、未納者の個々の事情をしっかりと把握し、きめ細かな対応をすることが必要であると思っておりますが、このことは、独立した課を設置するしないにかかわらず取り組まなければならないことでございまして、現在の本市の規模では収納担当の課を設置するには至らないと考えておるところでございします。

また、使用料等については、未納者も具体的なサービスを受けているものでありまして、サービス提供の担当が使用料の徴収にも責任を持つべきであると考えておりますので、使用料等の徴収を分離することは適当でないと考えているところであります。まとめて言うならば、税や税外収入金の徴収について、賦課や料金の算定を行ったところが責任を持って取り組み、多重の未納者や強制徴収などの法的措置を講じる必要がある未納者に対しましては、課を超えた協力体制の中で対応するという今の取り組みをさらに強め、徴収率の向上を図り、自主財源の確保に努めていく考えでございします。

次に、自主財源の確保とは直接結びつかないかも知れないが、起業支援も効果が大きいのではないかというような中での御質問がございました。

いわゆる、コミュニティービジネスについて申し上げます。コミュニティービジネスは、自分たちの生活している地域を元気にするというを目的に地域の中で今まで眠っていた労働力、原材料、ノウハウ、技術などの地域資源を活用し、地域住民が主体的に、自発的に、地域の問題に取り組み、やがてビジネスとして成立させていくという事業活動のことで、地域コミュニティーの問題解決のために、ビジネスの視点を取り入れることから生まれるものと言われております。

近年、地方自治体の厳しい財政状況や少子高齢化が進行し、今後さらに厳しさが増すことが予想される現状の中で、地域の課題を地域の住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取り組みが注目されているようで、国、県においても、起業活動相談の窓口、アドバイザー派遣や事業への助成などの支援策を講じております。

本市におきましても、地域における創業機会や地域雇用を拡大する効果、地域住民みずからが主導し、実践することによる地域社会の自立と活性化の効果、コミュニティーの再生の効果、地域住民の社会に

貢献しているという満足感、生きがいや自己実現の満足感など、多くの効果が期待されると思われますので、県内のコミュニティービジネスの支援機関の紹介を初め、その機関での各種助成、融資などの相談、ビジネス情報の提供の体制をとっております。

それから、寒河江市における団塊の世代と言われる方の動態の把握についてでございますが、団塊の世代は戦後の昭和22年から24年の3カ年に生まれた世代でありまして、この世代の大量退職による労働力不足や退職金の増加、技術継承などが全国的に問題となっているようであり、定年の引き上げや継続雇用制度の導入など、雇用期間の延長の取り組みが行われているようであります。

本市において、団塊の世代の転入転出の動態は把握しておりませんが、本年9月末時点において、昭和22年から24年生まれの男性は約1,100人、女性が約1,000人、合計で2,100人となっており、総人口の約5%を占めております。このように、本市の2,000人を超える団塊の世代の方々には、退職後におきましても、本市において知識や経験を今後の地域活動やまちづくりに生かしていただきたいと考えております。

それから、高齢者雇用安定法に基づく高齢者の雇用状況についてのお尋ねもございました。

寒河江公共職業安定所によりますと、寒河江西村山管内では、従業員51名以上の事業所、58事業所の実態について把握しておりますので、これについて申しあげたいと思います。継続雇用制度の導入や定年の引き上げ、定年の定め廃止といった雇用確保措置について、実施済みの事業所が55事業所でありまして94.8%となり、県全体の实態95.5%とほぼ同じ割合となっております。

また、65歳以上まで希望者全員が働ける企業の割合については、寒河江西村山管内の割合は37.9%と県全体の35.1%より若干高く、中でも継続雇用の割合が管内では34.5%で、県の27.3%よりも高くなっております。なお、小規模の事業所につきましても、高齢者の安定的な雇用確保のため、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

団塊世代の方々の退職による税収入への影響ということもお尋ねがございました。

平成19年度の個人市民税課税額では、給与所得のある方は昭和22年生まれ682名のうち367人で、年税額の総額は7,751万9,000円となっております。それから、23年生まれ722人のうち396人で、年税額の総額は8,100万2,000円、そして昭和24年生まれの729人のうち423人で、年税額の総額は8,044万5,000円となっております状況でございます。

以上でございます。

○伊藤忠男議長 石山議員。

○石山 忠議員 いろいろと御答弁ありがとうございました。

それでは、若干第 2 問をさせていただきます。

最初に、自主財源の確保のための考え方については、先ほども質問の中で申しあげましたとおり、全庁を挙げて大変努力をされているという姿が見えまして、大変今後とも努力を続けていただきたいというふうに思っています。

特に、税外収入においても、未収、未納者の対策についてプロジェクトチームを組みながら、いろいろと御相談活動を進めているということについても、やはり未納者の中にはいろいろなところから、いろいろな人たちが来ることについては、自分たちの生活の状況をつぶさに開き出すということはなかなか難しいというようなことがありますので、それらについての対応もぜひお願いしたいものだというふうに思っています。

直近の現年度の収納状況等についても若干、現年度収納分については 0.45% の減だと。滞繰の分については 0.12% アップしているとは言いますけれども、先ほど御質問の中でも申しあげました県におきましての常任委員会での質問の中でも、県においても本年度の県税収入の見通しの質問に対して、県当局としては、当初予算の確保は難しい状況と認識しているという答えがあったということも新聞などに載っておりました。そんなことを心配したことから、どういう状況になっているのかなということをお伺いしたわけであります。

それから、三つ目について、収納相談課という、仮称ですが、名称でいろいろと相談活動を中心にしながら対応してほしいという御質問をさせていただきましたが、収納課という形じゃなくて、収納相談という相談を入れた意味はそこにあったわけであります。このたび、このテーマで御提案させていただきましたことは、格差社会というのが進みまして、人並みの生活が難しい、あるいはガソリンや灯油などの値上げを初めとしまして、生活必需品が軒並み値上げされる。このような世の中で、庶民には不安がつきまとうという記事が新聞にも載っているぐらいになりました。市民生活は、ますます厳しくなっていくことが予想されることからです。

戦後最長の好景気とも言われておりますけれども、一般市民には実感がなく、別の世界と映っています。こんな厳しい経済情勢ですけれども、収納率、先ほどお伺いしましたように、大部分の市民は納税をして、使用料をお支払いしています。滞納している方の中には税や市の使用料のほかに医療費、あるいは電気、ガス、授業料といった面まで影響があると思われます。

本年から、先ほど市長も触れられましたけれども、所得税から住民税への税源移譲がなされまして、6 月からの市民税がふえまして、負担感が大きくなっています。これから、確定申告相談などをする税の仕組みや制度理解を求められる方々はよろしいのでしょうけれども、その機会がなくて理解不足で協力してもらえない方も多くおられると思いますし、控除や優遇措置などの制度の理解を求めることも各戸の事情としていろいろとあると思います。減免や分納などの適用もなされているようですけれども、その世帯にとって対応しやすい対策を立てていくためにも、一元的なあるいは専門的なセクションが必要と考えましたから、収納相談という言葉を入れさせていただきました。

今、マスコミなどで話題になっております給食費や医療費など、支払えるのに払わないという例は論外でありまして、本当に努力をして、一生懸命やろうとしている人たちの実態をしっかり把握をすることによって、あるいは、担当する方との信頼関係を築くことが収納率を向上する、あるいは税外収入においても料金収入の未納を解消していく、そういう手立てになるのではという考え方から御質問をさせ

ていただいたわけです。

ですから、他市との比較と、収納課を持つ他団体との比較でいくと、そんなに効果があらわれていないというふうに思いますというお話がありましたけれども、ぜひ、収納相談ということを重点的に理解をいただいて、ぜひ取り組まれるように要望をしたいなというふうに考えたわけでございます。

次に、コミュニティービジネスのことについてですけれども、いろいろと考え方、紹介、助成、融資、情報提供などを現在も行っているということがありました。この考え方については、先ほど市長の方からもお示しがありましたけれども、コミュニティービジネスについて、団塊の世代が地域に戻るだけでは所得が下がる。そのことによって、税収が減る反面、医療費などの需要は膨らんで市の財政にも影響が出てくるというふうに考えておりました。個人市民税で見ますと、7,000万円から8,000万円の税収が各年代で納めていただいているということから考えますと、市の財政などにも大きな影響が出てくるのではないかとこのように考えています。

そこで、知力も体力もある程度の財力もある団塊の世代こそ、行政が対応し切れない住民サービスを補って、新しい形の公共を育てていける力を持っていると思います。中高年が満ち足りた日々を送るためにも、社会における重要な担い手として退職者の地域参加を進める支援が必要だというふうに思っています。シニア世代が地域にスムーズにソフトランディングするためには、なかなか難しいことです。職場人間から地域人間になるというふうに変わり目が出てくるわけですから、そういった意味で、地域活動にスムーズに入るためのお手伝いとして、シニア世代を対象にしたインターンシップのプログラムを市がコーディネート提供して、地域を知ってもらい、仲間をふやし、その上で、地域の中で地域のために新しい事業を起こしたり、働くための支援をしてほしいなというふうに思っています。

シルバー人材センターとか、あるいは老成の事業、社会教育団体のような活動の中でも多くのそういう事業を行っているとは思いますが、もう一步踏み込んだ事業として、起業支援に取り組んでほしいなと思っていました。「団塊の世代の方々の経験と人脈をフルタイムでなくてもいいので、ぜひ生かしてほしい」と、企業やあるいは事業主からのお話を聞いたこともあります。「退職はしたけれども、老け込むのはまだ早いと、ボランティアもいいけれども、まだまだ気力、体力のあるうちに地域活動でぜひ自分の力を提供してみたい」と。「これまでの経験あるいは能力を生かしてお金は二の次にしてでも地域に必要な喜ばれる仕事がしたい」という退職者のお話も聞いています。

そんなことで、まちづくりの戦略として、ぜひお取り組み、あるいは情報を皆さんに知らせられるような取り組みをお願いできればというふうなことを考えて、今回の質問にさせていただきました。もし、今二つの点等について、私の方から申しあげた事柄について、市長の方からのお考えがあれば、また御答弁をお願いしたいと思います。

以上で2問とします。

○伊藤忠男議長 恐れ入ります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

○佐藤誠六市長 何点かの御質問がございました。自主財源を確保するために納税成績を上げるというようなことは大変必要なことですので、先ほど答弁申しあげましたように、いろいろな処置を講じておるところでございました。

その中で、やっぱり幾つかの課題の中でも問題の一つは、多重未納者のことじゃなかろうかなと、こう思っております。税金のみならず、税外収入と、いろいろな面におきまして未納を出しておるといような方がいらっしやると。ですから、それらを賦課したところ、あるいは徴収すべき課に当たっているとところがお互い連携して、それらの原因というものがどの辺にあるかというようなことを十分調査し、情報交換してそれらに対応するということが大切じゃなかろうかなと、このように思っております。そういうことで、徴収率をアップして、せっかくいろいろな資料を集めて適正な賦課をなしたわけでございますし、あるいはそれが納められなかったというのは何でそういう事由があるのかなということを、お互い連携し合いながら対応するということが求められておるのじゃなかろうかなと、このように思います。

それから、もう一つ大切なことは、やっぱり議員も述べられておりましたが、税に対するところの義務感、あるいは負担の公平という面から言いましても、やはり賦課されたもの、あるいは課されたものが、これはやっぱり納めなくちゃならないんだというような意識というものを高めていく必要があろうかなということだろうと思っております。それにおきましては、いわゆる意欲の向上につながるような、市としてもいわゆるいろいろ情報を流したり、あるいは相談に応じたりということで、接触を深めてまいらなくちゃなかろうかと、このように思っております。能力があっても納めなかったとかいようなことはやっぱり十分慎んでもらう。そういう方についての対応というものもいろいろあるわけでございます。強制的な方法もあるわけでございますし、そういうことを講じながら、やっぱり対応していくと、こういうことだろうと思っております。

納税相談というようなものを、これは重点的にというふうなお話がございますけれども、これは当然のことでございますし、そういうことを個々具体的に講じまして、納税、あるいは税外収入にしましても、納めてもらうようにと、このように思っております。

それから、団塊の世代の問題でございますけれども、やはり22年から24年の方々が退職なされるということになりますと、これは大変な税に対しましての影響はあるわけでございますけれども、次に続く方々のやっぱり一生懸命活躍してもらって、そしてそれぞれの所得の向上につながるような仕事についてもらって、さらに市民の税収入につながるようなことになっていただければなと、このように思っております。

それから、コミュニティービジネス起業でございますけれども、言うはやすしですが、非常に難しいのじゃないのかなと。人それぞれでございますし、せっかく定年まで勤め上げたから、この辺で一休み、ゆっくり後の生活をエンジョイしたいという方もいらっしやるだろうし、地域のことにさらにもっと協力していこう、あるいは地域の活性化につなげてまいる仕事に携わりたいという人もいるだろうし、人それぞれさまざまであろうけれども、やっぱり寒河江市の幾らかでもそのためになっていたくというような気持ちで、あらゆる面で活躍してもらいたいと、このように願っておるところでございます。

以上です。

○伊藤忠男議長 石山議員。

○石山 忠議員 どうもありがとうございます。

それでは、3 問目といいますか、先ほどちょっと時間のことを気にしまして抜けましたので、その辺についてちょっとお尋ねをして、3 問にさせていただきたいと思います。

自主財源の確保の部分ですけれども、今、市長からも御回答いただきましたように、多重債務者といえますか、そういう負担をする人たちの実情というのは大変複雑になっているということから、いろいろな対策を練ってほしいというようなことを願ったわけであります。

そこで、第 1 問の際の御答弁の中に、強制的な対応、あるいは法的な手段、そういったものの研究も進めてまいりたいというお話がありましたけれども、第 2 問でも申しあげましたように、納められる能力があって納めないとか、お支払いが滞っているとか、そういう方々は論外ですけれども、頑張って頑張って、生活をやっている中で負担をしようという方々についても、それでもなおかつ無理があるというような方がたくさんいらっしゃると思います。そういった意味では、それらの世帯、あるいは個人に対する手立てというものをしっかりととっていただければということで、先ほどから何回も申しあげました相談というような言葉を入れたセクションということを申しあげたつもりでした。そんなことで、今の 2 問の答弁にもありましたように、ぜひ今後とも、そういうきめ細かな対応をなされるようによくお願いしたいなというふうに思っております。

その中で、ちょっと数字的なことがもしこの場でおわかりであればお知らせをいただきたいのですが、自主財源の確保のための考え方の中でお示しをいただきました対象者 22 名に 142 回の訪問をし、228 万円の実績があったというようなことを御答弁いただきましたけれども、これらの滞納者の総数とか、あるいはどういう、差し支えなければで構いませんけれども、どういう立場の人なのか、その滞納者といえますか、先ほどちょっと触れたのは能力があってといえますか、担税力なり、支払い能力があって納められない人たちの階層なのかという意味合いで、どういう立場の人ということ进行分析なさっているのか、あるいは 22 名の方々の滞納の総額とか、あるいは割合、そういったものをもしお手元に資料があればお知らせをいただきたいなというふうに思っています。

それから、コミュニティービジネスのことですけれども、先ほども第 2 問の中で触れさせていただきましたけれども、ゆっくりしたい方もいらっしゃると思いますが、気力体力が充実している、まだ年齢を感じない人、退職なされた方の中にはぜひこの経験を生かしたいという希望を持っている方のお話を、何人かお伺いする機会がありました。地域に喜ばれる仕事がしたいと。お金は二の次でいいと。これが先ほど申しあげましたように、間接的にはサービスを受けるだけでなく、自分もそのサービスの担い手となっていくことが町の活性化につながるという意味合いで申しあげたつもりでしたので、ぜひこれらのコーディネート、行政としてのそんなに極端な支援は要らないと思いますが、御支援をしてくださるように、ぜひお考えをいただければと思います。

未収金の整理班の中で取り上げた実績等の内容について、もし、おわかりであればお知らせをいただくことにして、私の 3 問として、あるいは質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 税金であろうが、そのほかの税外収入であろうが、賦課するときにはそれなりの能力がある者に対して賦課するわけでございますから、ところが、賦課した後に何かの事情で納められなくなった、あるいは意識が低いとかというようなことによりまして、滞納につながっているということがあるかと思いますが、ですから、その辺の事情というものと、あるいはもう十分調査しながら、あるいは納税者の意識の変化といいますか、あるいは考え方というものを十分理解し、また、市としましても話をしまして、そして、未納にならないように、滞納につながらないように、そしてまた、滞納というのが累積しないようなことに持っていかなくちゃならないなど、このように思っております。

訪問回数等々につきましては、担当の方から申しあげたいと思っております。

それから、コミュニティービジネスに対しての市の支援ですけれども、いろいろ個人によりまして、対応が異なると思いますけれども、十分そういう方は市の方にも足を運んでいただきまして、いろいろな組織団体があるわけございますから、それらと積極的な話し合いを通じて、自分の場所が見つかるように、そして、市のためにとか、あるいは地域のためにとか、あるいは本人自身の今後の生き方なり、意欲ということにつながるようなビジネスチャンスといいますか、コミュニティーチャンスというものにつながっていけばなど、このように思っております。

○伊藤忠男議長 税務課長。

○熊谷英昭税務課長 18年度の市税、その他の市の使用料等の未納額の実績でございますけれども、まず、4税の県・市民税、固定資産税、軽自動車税と国民健康保険税、そのほかに介護保険料、あと、税外収入として保育料、市営住宅の使用料、公共下水道の受益者負担金、水道料金等を対象にして、いずれかのものと重複する方を対象者に22名選んで、それぞれ班編成をしまして、夜間訪問、あるいは電話による催告等をした結果、二百数十万円の実績を上げられたということで、去年の反省を踏まえまして、今年度は担税力を見定めるために、もう少し滞納者との接触機会を多くして、納税相談に応じる応じないの状況なども踏まえまして、本人のその後の対応を促すような資料を準備していきたいということで、今その準備を進めておりますので、その辺の作業をことしから特別納税相談ということで5月に平日4日間に休日日曜日1日、5日間させてもらって、12月も4日から7日までと9日に特別納税相談を実施しておりますけれども、そういう機会に納税者の納税力というものを見定めるいい機会だというふうに我々はとらえておりますので、そういう機会を拡充しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

佐藤陽子議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号 6 番、7 番について、15 番佐藤陽子議員。

〔15 番 佐藤陽子議員 登壇〕

○佐藤陽子議員 きょう最後の質問になりました。

私は日本共産党と市民を代表し、人の命にかかわる二つのテーマについて通告順に質問いたします。
市長並びに関係当局の誠意ある御答弁をお願いいたします。

初めに、後期高齢者医療制度について改めて市長の見解を伺います。このテーマについては、9 月議会でも取り上げて質問いたしましたが、75 歳以上の後期高齢者を別枠の保険に加入させ、これまで扶養家族になっていた保険料を払う必要のなかった人からも保険料を徴収し、滞納した人には資格証明書を発行するという、低所得者にとっては金がない者は生きる資格がないと言わんばかりの過酷な医療保険制度を、来年 4 月から始めようとしています。

9 月議会において、この制度に対する市長の見解を伺ったところ「高齢化率が高くなるにつれて、老人医療費の増嵩が見込まれる。増大する後期高齢者の医療費を安定的に賄うために、持続可能な制度であると思っている」と、この制度を肯定されています。9 月時点では、後期高齢者医療広域連合の条例も決まっておりますので、各市町村での詳しい内容もわかりませんでした。11 月 30 日、広域連合議会で条例が可決され、山形県広域連合の保険料所得割が 6.85%、均等割 3 万 7,300 円、1 人平均保険料年額で 5 万 9,565 円が決められました。

各県ごとの保険料や 1 人平均保険料が新聞で報道されていましたが、受給年金 201 万円の単身者で東京と福岡を比較すると、東京の 6 万 1,700 円に対して、福岡では 8 万 5,100 円と 2 万 3,400 円もの差が出てきます。同じ額の年金受給者であっても、県によって保険料に大きな差が出ていることが明らかになっています。改めて、国の医療費抑制、財源確保のみに焦点を置いた制度であり、わずかな年金で生活を支えている高齢者の生活を破壊する過酷な制度と言わざるを得ません。市長は、広域連合の議員として、住民の立場に立って、改善や提言など、積極的にイニシアチブをとっていくべきだと思います。

そこで、寒河江市の後期高齢者医療保険の具体的な内容についてお聞きいたします。

まず初めに、寒河江市では後期高齢者医療保険に該当する人は何人いるのか。保険料の総額は幾らと試算しているのか伺います。被保険者の中には夫や子供などの扶養家族になっていた方も相当数いると思いますが、その数は何名か、その方たちは新たに保険料が課せられるわけですが、その保険料はどれくらいなのかお聞きいたします。

また、低所得者に対しては、7 割、5 割、2 割の軽減措置をとるとなっていますが、該当の割合はどのようなになっているのか伺います。

また、9 月議会で減免制度の制定についてお聞きしましたところ「11 月に審議される広域連合の条例の中に、保険料の減免や徴収猶予について盛り込んでいく予定だ」と答弁されました。それらのことが議決された条例にどのようにうたわれているのか、内容について伺います。

保険料計算の例として国民年金のみの収入で、年収 79 万 2,100 円の単身者を例にとり、保険料の試算をしていますが、この例では 7 割の軽減を受けても年間の保険料は 1 万 1,100 円です。79 万 2,000 円という額は、国民年金を満額受給した場合ですが、それ以下の年金、例えば特別徴収の限度とされている月

額 1 万 5,000 円、年額にして 18 万円の年金受給者からも 1 万 1,100 円の医療保険が差し引かれます。それに介護保険料も合わせて天引きにされることになるのですから、払えない人が出てくることは当然と思われる。

本来、税金、あるいは保険料のような義務的な費用の徴収は人間の必要最低限の生活を侵害するものであってはならないはずです。今、私たちの暮らしに課せられている税や負担は人間の最低限度の生活が維持できないところまで重く過酷になってきています。これまで、国保では、75 歳以上の高齢者に対しては身体障害者や被爆者などと同様に、医療が受けられないということのないように、資格証明書の発行をしませんでした。

それが今回の条例では、保険料の未納者に対しては資格証明書が発行できる制度になりました。資格証明書の発行となれば、病院の窓口で全額自己負担しなければならなくなります。体力の衰えている高齢者にとって、保険証がないために医者にかかれないという事態は命取りになる危険性もあるのです。悪質な滞納者は論外として、生活も成り立たない低所得者の滞納については、資格証明書の発行をしない。医療の必要な人が医者にかかれないといった状態にしないことが市民の命と暮らしを守る行政の仕事であり、市長の責任だと考えますが、市長にその決意があるかどうか伺います。

次に、葬祭費について伺います。広域連合議会の条例では、葬祭費について 5 万円としていますが、寒河江市の国民健康保険加入者の葬祭費は 7 万円になっていますし、山形県の平均でも 6 万 5,000 円になっています。国保から切り離され、新たに保険料負担が課せられた上、葬祭費も引き下げるというのでは余りにも理不尽です。負担の公平を言うのであれば、葬祭費も国保と同様に 7 万円にすべきと考えます。寒河江市独自の上乗せをする考えはないか伺います。

次に、保健事業の内容について伺います。今回の制度では、これまで老人保健で実施してきた 1 日人間ドックの内容を改め、高齢者に多いと言われている糖尿病や高血圧、肥満といった特定の疾患にとどめ、がんなどの検診は、検診項目から外すといった案があるようですが、山形県ではどのような保健事業が予定されているのか伺います。

次に、少子化対策について伺います。私の前の質問者も少子化についての質問をされております。少子化は日本の社会を維持発展させていく上からもさまざまな点で議論し、検討すべきテーマであると思います。私は若い世代が定住し、子育てしやすい環境を整えることが大事なポイントになると考えております。乳幼児医療費の無料化については、6 月議会でも質問いたしましたが、このテーマは子育て中の親たちにとって切実な願いです。寒河江市は県の制度にのっとって、就学前の 6 歳児まで乳幼児医療の無料化を実施していますが、児童手当支給基準に基づいた所得制限があり、無料化に該当しない世帯が出ています。

さらに、平成 18 年 7 月の制度改定により、所得制限が厳しくなったために、改定前に受けられた人で、改定後は受けられなくなった人が出ています。県内 13 市の中で五つの市はゼロ歳から 6 歳までの所得制限を外し、所得によって一部負担はありますが、全員を無料化にしています。

6 月議会において、私は、寒河江市においても所得制限を外して、全員が無料化に該当するようにすべきでないかと質問いたしましたが、市長は、県の動向を見守りながら対応すると。寒河江市独自での取り組みは考えていないとの答弁でした。少子化対策として就学前までの乳幼児の所得制限をなくし、全員が医療費無料化になるよう寒河江市独自の上乗せをする取り組みについて、再度市長の見解を伺います。

次に、妊婦健康診査の公費負担拡大と具体化について伺います。少子化対策と母子の安全な出産は切り離すことのできない課題です。厚労省の児童家庭局母子保健課長による妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についての通達が各都道府県、政令市、特別区あてに出されていますが、その内容は、ストレスを抱える妊婦の増加や就業の理由などにより、健康診査を受けない妊婦がふえていること、さらに、妊婦健診の費用負担が多額になるため、健診を控える妊婦がいることを重く見て、母体や胎児の健康を確保する上からも妊婦健診が重要であることを述べ、自治体において公費負担の充実を図るよう求めています。その中に、平成19年度予算で妊婦健診を含めた少子化対策の予算措置をしているので、公費負担による健診回数が相当数可能になるといった内容の通達が出されています。

このことは、9月議会において、那須議員が質問されておりますが、市長は「来年度から妊婦健康診査の公費助成の回数をふやしていかなければならないと考えております」と答弁されています。来年度に向けて、どのような検討がされているのか、公費負担の回数をどれくらいと考えておられるのかお伺いいたします。

以上のことに對し、市長の誠意ある見解をお願いいたしまして、第1問といたします。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度の具体的な内容と取り組みについてでございます。寒河江市の後期高齢者医療制度に該当する人数でございますが、制度開始時の平成20年4月1日現在では6,320人と推計しております。これらの被保険者に対するところの保険料の総額は幾らと試算しているかという御質問でございますが、広域連合の後期高齢者医療に関する条例では、保険料の均等割額は先ほど話がございましたように、3万7,300円、所得割率は6.85%でありますので、これを本年9月末の所得データにより広域連合で試算したところ、賦課総額3億7,505万3,000円となったところであります。

被保険者の中で、現在は夫や子供の扶養家族になっており、新たに保険料が課される人は何人で、その方の保険料は幾らになるかという質問もあったわけでございますが、7月末のデータでは約1,800人と見込んでおります。

それから、保険料について広域連合では、現在のところ個々の保険料の試算はしておりませんので、金額については明らかではありません。ただし、これらの方の保険料は与党プロジェクトチームにより、平成20年4月から9月までの半年間は徴収せず、10月から翌年3月までの半年間は均等割額の9割を軽減すると、経過措置が決まっておるところであります。

次に、低所得者に対するところの軽減措置についてでございます。御質問のとおり、後期高齢者医療制度でも国民健康保険と同様に、低所得者に対する保険料の軽減制度がありまして、世帯の所得に応じ、均等割額を7割、5割、2割軽減するものであります。御案内のとおりでございますが、広域連合によれば、本市の該当者は合計で2,740人ございまして、全体の約43%が制度の適用を受け、軽減されるものと試算しております。ただし、試算に用いた9月末の所得データについては、現在、未申告者分などを修正しているところでもありますので、該当者はもう少しふえるのではないかと予想しております。

それから、広域連合の条例にありますところの保険料の減免や徴収猶予についてでございます。この質問についてでございますが、第19条に徴収猶予の条項が、第20条には減免の条項が盛り込まれました。これは、世帯主の収入が災害、それから事業の休、廃止、失業などによって著しく減少した場合などに適用になるものであります。運用する上での減免基準はまだないとのことでございますので、今後整備していくと聞いております。

それから、資格証明についてでございます。今般の後期高齢者医療制度では、費用負担の明確化と公平化を図ることを大原則としていることから、被保険者一人一人に保険料負担をお願いしているところであります。現行の老人保健制度では、被保険者の保険料負担がなかったため、保険料の滞納ということはありませんでした。したがって、資格証明書の交付がなかったわけであります。しかし、新たに保険料を御負担いただく後期高齢者制度では、被保険者間の公平を図ることからも、滞納措置を行うこととなります。

この資格証明書については、政令に定める特別な事情がないにもかかわらず、納税相談にも応ぜず、十分な負担能力があっても保険料を納付しようとししない、御質問にあるとおり、悪質な滞納者に交付するものであります。交付に際しましては、個々の事情を十分に考慮し、検討し、機械的に交付することはないものであります。

それから、葬祭費の質問がございました。今般の広域連合条例では5万円となっております。御指摘のとおり、本市の国保においては現在7万円であります。ただ、国保の葬祭費の額につきましては、政

管、健保などの社会保険が既に5万円であることから、県内市町村でも見直しの動きが進んでおり、早いところでは12月議会に提案するところもあると聞いております。本市においても、国保運営協議会の中で御審議いただいた上、見直しを行いたいと考えているところであります。

次に、保健事業についての質問にお答えします。老人保健法に基づき、平成19年度まで市町村が主体となって実施してきた基本健康診査部分につきましては、法の廃止に伴い、平成20年度からは特定健康診査と名称を変えまして、各医療保険者が実施するようになってまいります。そのため、後期高齢者医療制度の被保険者については、広域連合が主体となり、特定健康診査を実施するようになります。がん検診はできなくなるのではないかとということもありましたが、がん検診については、健康増進法に基づく事業として、20年度からも市町村が主体となり実施することになりますので、受診の機会がなくなることはなく、これまでと変わらず受診することができるものであります。

次に、少子化対策としての質問に答えます。

まず、乳幼児診療費無料化の拡充についてでございます。本市の乳幼児医療制度は県に準じて実施しており、第3子以降は全員、所得にかかわらず就学前まで自己負担は無料となっております。また、第1子、第2子でも3歳未満の場合には扶養義務者の所得が限度額内である場合無料となっております。御存じのとおり、乳幼児医療制度は、昭和48年10月の制度発足以来、県と市町村がその費用を折半しながら、一体となって制度を運用してきた歴史的な経緯があるわけでございます。

しかしながら、先ほども話ございましたが、平成18年度の大きな制度改正などを受けまして、独自で自己負担の無料化枠を拡大するなどの補助制度を設けた市町村も出てくるようになりました。その結果、市町村ごとに乳幼児医療制度の対応がばらばらとなり、転入や転出に伴って住民に混乱を与えているのも事実でございます。加えて、市町村の財政力と子育て支援に対する施策の重点化の違いから、単独事業の実施有無などによって、市町村間を競わせるような状況になったことは好ましいものではないと考えております。

県では、本年度を事業評価期間と位置づけ、7月には県内の就学前児童がいる世帯980世帯を無作為抽出してアンケート調査を実施しております。一部報道では、市町村などから見直しを求められている所得制限の引き下げに対しましては、回答の4割が引き下げに肯定との報道もなされ、市町村との温度差も感じられました。アンケートの詳細な分析はこれからなされることございまして、今後の制度見直しに反映されていくものと思われます。本市といたしましては、機会あるごとに本市の意見などを伝えながら、県の制度改正を見守りつつ、県と同じ制度の中で対応していきたいと考えております。

それから、妊婦健康診査の公費拡大と具体化についてでございます。9月議会において、お話ございましたように、那須議員より御質問がありました。そのときに、厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課長から、妊婦健康診査の5回程度の公費助成が望ましいという通知があり、また、妊婦健康診査も含めた少子化対策について、国の財政措置も講じられていることなどから、来年度から公費助成の回数をふやしていかなければならないと考えているとの答弁を申しあげたことは御承知かと思います。

現在、来年度に向けた予算編成作業中ではありますが、国の通知にあります5回の健康診査内容の妊婦前期の8週、20週とそれから後期の24週、30週、36週を踏まえたような形で予算を計上したいと考えておるところであります。

以上です。

○伊藤忠男議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 1 問にお答えいただいたわけですが、扶養家族になって、これまで保険料を出さなくて済んだという方についても、この制度の中では、保険料を負担してもらうということになったわけですが、今、広域連合の方の特別な経過措置といいますか、そういうことでこういう方の保険料は半年間は徴収をしないと、その残りの半年間は 9 割を軽減するということですから、1 割の負担、これは均等割の 1 割の負担をしてもらうということだと思いますが、2 年になっているわけですから、その後の 1 年間は均等割の半分を徴収するという中身になっているようですが、この 2 年間の経過すれば、今度は扶養家族としてではなくて、当たり前の後期高齢者の料金が賦課されるということになると思います。

ですから、これは非常にこれまで扶養家族になっていた方々にとっては、大変な負担になるというふうに思いますけれども、この連合の資料によれば、山形県の後期高齢者医療保険の徴収率を 99.08% 見えています。これは 100% 近い収納を見込んでいるというふうに思うんですが、これは非常に高い徴収割合でございまして、こんなことが本当に果たしてできるのかという疑問を私は持つわけです。で、寒河江市の収納率というものを何% ぐらいというふうに見ていらっしゃるのか伺いをしたいと思います。

それから、7 割、5 割、2 割の軽減措置ですが、寒河江市の後期高齢者医療保険の該当者が 6,320 人というふうにお聞きしましたが、この中の約 40% が 7 割軽減に該当するというような答えだったというふうに思います。こういう意味では非常に低所得者が多いというふうに思うわけですが、年金収入別保険料の計算例というのが後期高齢者医療保険制度の資料として出されておりますが、この資料によりますと、単身者で年金収入が 140 万以下の方については、7 割軽減になるということで、均等割の 7 割、3 万 7,300 円が均等割で、その 7 割といいますと、1 万 1,100 円になるわけです。これが年金から差し引かれると。さらに、介護保険料もこの年金から差し引かれることになるわけですが、今寒河江市の介護保険料の基準額が 2,980 円、その最低の保険料といたしましても年額 1 万 7,880 円が差し引かれるわけです。合計で 2 万 8,980 円、これが 140 万円以下の年金の中から差し引かれるということになるわけですね。

それよりもっと低い年金額、これは老齢基礎年金 79 万 2,100 円、これが老齢基礎年金、国民年金の満額を掛けた年金の額になるわけですが、この人もやはり 7 割軽減に当たるということで、140 万円もらっている人も 79 万 2,000 円もらっている人もこの差し引かれる保険料と介護保険料は同じなわけです。ですから、老齢基礎年金を満額受給している方で計算してみますと、1 カ月、この保険料と介護保険料だけを差し引かれただけでも 1 カ月 6 万 3,593 円しか残らないという計算になるわけです。ですから、この中から生活費、水光熱費、それから医療費、そういうものを引かれてしまえば、暮らしていけるお金は残らないという、こういう計算になるというふうに思います。

ですから、そもそもこの税金の賦課課税そのものが無理があるというふうに私は見ているところです。税金の課税とか、義務的に負担しなければならない場合は、生活ができないような今の国の制度、課税のあり方というものはもう本当に人権を侵害するところまでなっているというふうに思うわけです。生きることさえも容易でない状態にいる人たちに、重い税をかけて滞納したからといって保険証を取り上げたり、ペナルティーをかけたりするという、こんなやり方は間違っているというふうに私は思いますけれども、市長はどのようにお考えになるか、そのことをひとつお尋ねしたいと思います。

それから、条例についてです。この広域連合の医療保険に関する条例の中には減免や執行猶予についての条項があります。で、条例第19条の中には、徴収猶予というものが載せられておりまして、また、広域連合が特別の理由があると、広域連合長が認めたものについては、減免や徴収猶予ができるというようなことがあったわけです。この特別の理由というのはどのような理由なのか。

また、20条には保険料の減免ができるということが載せてあるわけですが、この保険料の減免ができるというのはどのような状態の方が減免の規定に当てはまるのか、これは低所得者であって、保険料が払えない状態の方、そういう方も減免の対象になるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、葬祭費については、これは山形県でもこの広域連合の中の葬祭費は5万円になっているものですから、これからは国保の分についても見直しをしていくというようなことがあったわけですが、これについてはやはり国保税そのものがこれからがらりと変わるというふうなことを伺っていたわけですが、国保税の内容が変わっていくということは、これまでの後期高齢者が75歳以上の方が入っていた国保から抜けてしまう。その後でじゃあこの国保をどうするかということで、内容を変えていくというふうになると思うんですが、これは安くなるということは決してないというふうに思うわけですね。国保についても、これから非常に厳しい賦課が始まるのではないかとというふうに心配されるわけですが、高齢者医療保険制度と相まって国保の状況がどうなるのか、そういうこともお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、保健事業についてですが、これはこの広域連合の議会にかかった条例の中に後期高齢者医療に関する条例についてというのがありまして、その中の4番目に保健事業についてというのがあります。そこでうたわれている保健事業は法律では努力義務とされているということが書いてあります。これを広域連合が実施するということになっているわけですが、この努力義務ということは必ずしもしなければならないことではないというふうにとらえ方でよろしいのか。そして、努力義務というふうになりますと、これまでやられていたような保健事業というものがやられなくなってしまうのではないかとというふうな心配があるわけです。保健事業の中身について、どういうものがやられていくのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、乳幼児医療費の無料化についてですが、平成20年から国はゼロ歳児から6歳児までの就学前までの乳幼児の医療費の窓口負担を2割にするという法律の改正を行ったというふうに聞いております。ですから、このことによって寒河江市がこれまで乳幼児医療費の負担として出していたものが、この国の制度が出たことによって、軽くなるのではないかと、浮いてくるのではないかとというふうに思うんですが、浮くとすればどれくらい浮いてくるのか、そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、公費での妊婦健診についてですが、これからの予算編成の中で「検討していく、考えていく」というふうな答弁でありましたけれども、ぜひ、厚生労働省が14回程度の公費負担が望ましいのだけれども、その中でも5回程度の公費負担を実施することが望ましいと。これは強調しているわけです。そのことがぜひ実現できますように検討をしていただきたいというふうに思います。

以上、2問をお聞きいたします。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 何点かお話がございました。後期高齢者が半年の経過期間といいますか、それが過ぎた後のことはどうなるのかと、こういうことがございましたけれども、これは国の方でも、あるいは連合の方でも決まってくるだろうと、このように思っております。

それから次に、7割、5割、2割の軽減措置でございますけれども、先ほど申しあげましたように、43%ぐらいは軽減されるのではなかろうかなと、このように申しあげたわけでございますが、後期高齢者の負担とそれから介護の負担とで、非常に生活が難しくなるのではないかと、こういうようなお話があると。そもそもこういう制度というものは無理があるところの制度じゃなかろうかなと、このようにお話があったわけでございますけれども、国におきましても、十分その辺は考慮の上での制度設定と、このように考えるところでございます。

それから、資格証明書との関係でございますけれども、1問でも答弁申しあげましたように、機械的にはしたくないというように申しあげたところでございます。

それから、減免の規定でございますけれども、さっきも答弁申しあげましたように、基準というものはまだ未制定でございますので、今後に待ちたいと思っております。

それから、葬祭費でございますけれども、これにつきましては、国保の運営協議会におきまして、議論されるというふうに思っておりますので、それらを受けて、本市の態度も決定してまいりたいと、このように思っております。

それから、保健事業でございますけれども、努力義務とされているのでないかということでございましたけれども、それぞれ今度は保険者において、保健事業を特定健診というようなことも実施するということになるわけでございますけれども、これまでと変わらないような形での保健事業になってくるだろうと、このように思っております。

それから、乳幼児医療の件でございますけれども、これは御案内のように、県と市が折半してやっておるわけでございますので、県の態度というものが近くまとまるわけでございますので、それに応じた形での乳幼児の医療ということにしていまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○伊藤忠男議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 資格証明書については、悪質な滞納者については出していくということでありましたが、
れども、本当に困って滞納しておられる方、そういう方については、資格証明書は出さないというふう
なとらえ方をしてよろしいのでしょうか。先ほど、石山議員の質問の中にもありましたけれども、こ
ういういろいろな滞納をしていらっしゃる方がふえてきているという中で、やっぱり機械的に取り立てる。
また、機械的に資格証明書を出していくというようなやり方ではなくて、本当にそういう方たちの身にな
って、税を取り立てるというだけではなくて、やっぱりその方たちの生活が成り立つような、そうい
う相談活動をぜひ続けてほしい。そして、信頼関係を築きながら、幾らかでも協力していただける、そ
ういう体制をぜひとっていただきたいというふうに思います。

それから、減免や徴収猶予についての中身がまだ示されていないからよくわからないというようなこ
とでございましたけれども、やはりこの制度そのものに非常に不備が多いなというふうに感じていると
ころです。

保健事業につきましても、これは保険者がやっていくことになるということで、この内容もまだ示さ
れていないということでございますけれども、国で示しているのは、この保健事業を義務ではないと、
努力義務だというふうなことを言っているということは、できるだけお金をかけずに、安上がりにそこ
そこにという考えがあるのだというふうに私はとらえているわけです。

ですから、これまで市などでは、健康診査というものを非常に重視してきたところですよ。早期発見、
早期治療ということで、がん検診なども進めようという広報をしながら、市民の病気から早期
発見をして医療費の増嵩を抑えるというふうなことで頑張ってきたところですが、そういうこと
がおざなりにされてしまうのではないかと危険性があるわけです。

ですから、そういうことでないように、やはり市民の健康を守って、長寿で長生きしてほしいとい
うのは市長も同じように考えていらっしゃるというふうに思いますけれども、ただ、医療費削減、安上
がりの医療というような考え方でなくて、やはりぜひ高齢者の命も守っていただきたい。そのことをお願
いしたいと思いますが、市長は健康診査について、寒河江市としてどのようなことを考えていらっしゃる
かお尋ねをしたいというふうに思います。

まだ、質問が続いておりますので、しばらくよろしくお願いいたします。

それでは、3問これで終わります。済みません。4問にします。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 資格証明書の発行のことですけれども、これは悪質な者に対しては、これは発行しなくちゃならないと。そしてまた、個々の事情というようなものも十分これは考慮しなくちゃならないと。こういうことはこれまでの資格証明書のことも同じですけれども、今回出てくるところの後期高齢者の資格証明についても、私は同じ考えで臨んでいいのではないかなと、このように思っております。

それから、減免基準ですけれども、今後に待ちたいわけですが、この後期高齢者の制度、御案内のように、大改正でございまして、今までの国保、あるいは老人保健、介護保険等々、絡んできて、その中から75歳以上の高齢者の医療をどうするかということで、まだ国においても見えないところがあるだろうし、私たちにも全く見えないところも出てくるわけですから。

そういう意味におきましては、これから制度を施行していく中で、いろいろ試行錯誤が出てくるのじゃないかなと。あるいは出てこなくちゃおかしいのではないかなというような気がするわけですから、一遍決めたから絶対このとおりというわけにはいかないで、いろいろな御意見やら、実態に応じたところの制度というものが構築されてくるのじゃないかと、このように思っております。ですから、「今まだ出ておらないのか」とか、あるいは「まだはっきりしていないのはおかしい」と、こう言われましても、これはこういう制度の中で国の方にはっきりそういう声をつながなくちゃならないし、そういう声、話を聞いて、国の方も制度設計に、あるいは制度構築に入っていくのだらうと、このように思っております。

そういう中でございますから、保健事業も保険事業者がいろいろとやることになるわけですからけれども、これまでの質を落とさないような保健事業、例えばいろいろな健診作業も、これもこれから出てくのだらうと思っておりますし、いわゆる保険者間でまた議論をされるわけですから。いわゆる政府系の健保、それから共済健保、それから国保関係者とか、いろいろそういう保健事業の特定健診というものについてもこれからさらに吟味されてくると、このように思っております。

以上でございます。

○伊藤忠男議長 佐藤暘子議員に申しあげます。残り時間計算の上質問してください。

○佐藤暘子議員 今、さまざまお聞きしたわけですが、この制度自体がまだまだ不透明なところがたくさんあって、そして、私たち、75歳以上の方が保険料を納めながら、どのような制度になっていくのか、どのような内容になっていくのかということも知らされないまま、この制度がスタートすること自体がこれはおかしいのではないかと私は思います。

市長が「これからいろいろな意見を国につないでいかなければならないのであろう」というようなことをおっしゃいましたけれども、やはり私たちはこの制度が4月から発足するのには、無理があるというふうに考えております。と言いますのは、制度そのものの中で今まで扶養家族になっていた方たちの保険料を半年間凍結するとか、そういう国の法律どおりにはいかないうような状態が発生しているわけです。

ですから、これはこのまま無理やり進めるというのではなくて、やっぱり一たん中止をして、中身をもう一度精査をして、完全なものになってからこれを立ち上げるというような声をやはり広域連合の議会なり、また、市町村からも上げていく必要があるのではないかと、私は思っております。市長はその点についてどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

それから、今定例会に後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案に上っておりますけれども、私は11月30日に開かれた広域連合の議会を傍聴してきましたけれども、その中で、条例をいただいてきたんです。その条例を見てみますと、まずわからないことがいっぱいあります。それで、その条例の中身を審査することもなしに、この条例案を議案として議会に提案すること自体が、これはちょっとおかしいのではないかというふうに思うわけです。

広域連合の議会が始まって、11月30日に開かれて、すぐ12月議会が寒河江市では開かれたという、そういう時間的な余裕がなかったということも理由にはあると思うんですが、でも、この大事な条例が議員の皆さんの審議に付されないままに上程されるというようなことでは、これはおかしいのではないかというふうに考えますけれども、市長の御意見を伺いたいと思います。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 ですから、75歳以上の後期高齢者の制度というものにつきましては、まだまだその制度の内容、ましてやこれからの運用というものについては、十分関係者に知らしめていく必要があらうかと思っております。

全く先ほど申しあげましたように、老人保健だ、介護保険だ、国民健康保険だ、それから今度は後期高齢者という制度が分離独立するわけですから、じゃあどのように変わっていくのかと、こういうことについて、そして、変わったことでいいことがあるのか、あるいは不利になるようなことがあるのかというようなこと、そして、これを実施されていった場合に、どのような具体的な手続とか、あるいはお金の方がどうなるのかというようなことをやっぱり具体的にわかるように示していくのが広域連合であり、また、行政の立場として必要だろうと、このように思っております。そういうことを徹底して知らしめる、理解を求めていくことがまず大切でございまして、そういう中でスタートし、あるいは経過して、いろいろな諸問題が出てきた場合には、それがまた訂正され、あるいは是正されていく、改善されていくという方向に持っていかなければ、後期高齢者の安定的な制度の定着というものは難しいだろうと、このように思っております。

それから、議案でございすけれども、11月の30日に広域連合の議会が開かれたわけでございますけれども、それらにつきましても、各市町村の行政、あるいは議員の方々にも十分これが徹底していると、私は必ずしも思っておりませんし、難しい、新しく制度が発足したわけでございますので、非常にみんなどこに問題があるのか、どれが課題なのかとか、あるいはどうそれを是正していくのかということにつきましては、やっぱり行政担当者、あるいは議会の議員の中におきましても十分これはこれから勉強していかなくちゃならない代物だと、このように思っております。

そういうものにおきまして、いろいろ資料が出てきた場合につきましては、それをみんなにわかるような形で提供するというのも、これも一つだろうと、このように思っております。

以上です。

平成 19 年 12 月第 4 回定例会

散 会 午後 2 時 17 分

○**伊藤忠男議長** 本日の一般質問はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成19年12月11日（火曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	嶋田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課長 財務室長	菅野英行	総合政策課行財 政改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課長 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習課 生涯学習課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習課 生涯学習課長	清野健	農業委員会 事務局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局 局長	安食俊博	局長 補佐
渡辺秀行	総務 主査	大沼秀彦	総務 係長

議事日程第3号

第4回定例会

平成19年12月11日（火曜日）

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 議第64号 山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更についての議案訂正の件

// 2 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

○**伊藤忠男議長** おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

○**鈴木賢也議会運営委員長** おはようございます。

本日の会議運営について、午前 8 時 57 分から議会第 2 会議室において、委員 6 名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

平成 19 年 12 月 10 日付で市長から議長に対し、依頼のあった今定例会に提出した議案の訂正の件を、日程第 1 に追加することとし、日程第 2 で一般質問を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告いたします。

○**伊藤忠男議長** お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

議 案 訂 正

- 伊藤忠男議長** 日程第 1、議第 64 号山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更についての議案訂正の件を議題といたします。

市長から、議第 64 号山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更についての議案訂正の件の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

- 佐藤誠六市長** 議案の一部訂正について御説明申しあげます。

議第 64 号山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について、山形県市町村職員退職手当組合から議案の表題及び字句については、県内で統一したい旨の要請がありましたので、議案の一部を訂正するものであります。

よろしく御承認くださるようお願いいたします。以上です。

- 伊藤忠男議長** お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第 64 号山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更についての議案訂正の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

議第 64 号山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更についての議案訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

一 般 質 問

○伊藤忠男議長 日程第 2、12月 7 日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成 19 年 12 月 11 日（火）

（第 4 回定例会）

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	農業政策について	地域農業に対する行政の対応について	11 番	市 長
9	環境対策について	温暖化対策の推進について	鈴木 賢 也	市 長
10	行政サービスの質の向上について	寒河江駅自由通路内みはらしサロンの活性化を図るため諸証明書発行コーナーの設置と情報発信、観光案内所の設置について	5 番 杉 沼 孝 司	市 長
11	農業の振興と農政対策について	米価の下落と農業用燃料高騰に対する支援について		市 長
12	水道事業について	①水道の第 4 次拡張事業開始から、今年度までの事業総括について ②村広水の受水料金引き下げに伴う、市民への還元について ③簡易水道の水量低下の原因と今後の対策について	12 番 松 田 孝	市 長
13	教育行政について	①適正規模の学校づくりの検討経過と今後の進め方について ②市内小中学校から出される要望に対する対応について		教育委員長
14	降雪期における生活環境整備について	①生活道の確保について （イ）市道の除排雪の計画について （ロ）法定外公共物の除排雪の考え方について ②雪捨て場周辺地域の生活安全と交通安全について	4 番 工 藤 吉 雄	市 長
15	市政全般について	健全財政確立と市民生活向上に向けたきめこまかな施策を展開する視点から ①市民の所得階層の推移と現状及び今後の予測、そのための客観的データ収集への電算システムの活用について ②実施計画の充実について ③下水道整備の促進について	16 番 川 越 孝 男	市 長

鈴木賢也議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号8番、9番について、11番鈴木賢也議員。

〔11番 鈴木賢也議員 登壇〕

○鈴木賢也議員 緑政会の一員として、通告番号8番農業政策について、9番環境対策について質問をいたします。

初めに、地域農業に対する行政の対応についてであります。

今年も収穫も終わり、師走の月になりました。本年度の水稻生産は作況指数99でありながら、米の消費量が年々減少する中で、生産調整の実効性が確保できていない供給過剰感や、全農の仮渡金の変更が各産地の販売行動や卸業者の購買行動に多大な影響を与えたことなどから、大幅に下落する異常事態となり、稲作地帯に不安が広がりました。

市場原理にさらされた米づくりは、先が見えない状況であります。国土保全、水源涵養、地域のコミュニティ、文化まで、水田農業が果たしてきた社会的役割を担ってきた水田農業は、もはや小手先の対策では守り切れない。水田の再生を含め、将来像を考える時期に来ていると思います。

13年前、平成6年、60キログラム2万1,000円台だった全銘柄の平均入札価格は、昨年は1万5,000円台、ことしは1万4,000円台で、1,300円ほど、前年対比7%安くなっている状況であります。

米価下落の要因は、40年前、国民1人1日5杯の御飯を食べていたのが、今は3杯弱であります。年間1俵弱の消費減、また、需給均衡に向けた、農水省が目標としていた7万ヘクタール減を大幅に下回り、需要見通しを40万トン、主食用だけで23万トンの過剰作付による供給過剰によるとなっています。政府の緊急対策として、政府備蓄米の積み増しによる過剰米の市場から隔離を決めております。

農家の方は、米価や高齢化など、さまざまな逆風にもめげず、意欲や知恵を振り絞り、懸命に水田や地域の農業を守り続けているだけに、切実なものがあると思います。大規模農家ほど米価の下落の痛手が大きい。ならし対策では、大幅下落を支え切れない。生産費を考えればもう限界。やっと立ち上げた集落営農組織も、5年後の法人化が不安。今、地域の農業を担っているのは、50代から70代、後継者が育たなければ10年、20年先はどうなるのか。本年度から新需給調整システムのもとで計画生産に努めてきただけに、不公平感ややりきれない思いが強くなっております。

県産「はえぬき」は連続特Aの評価をキープ、一等米比率も94%と東北一だった、これらの長年の情熱ととうとい汗がきちっと報われる展望が欲しいと言っております。

寒河江市では、幸い、市長を先頭に「日本一さくらんぼの里さがえ」を構築し、さくらんぼ振興で寒河江型農業を確立してきたわけであります。しかしながら、米価の低落、原油資材の価格の高騰により、今までにない農業の厳しさを痛感しております。

したがって、私は地域における地域ごとの農業、例えば三泉地区をさくらんぼを主体とし、皿沼南部地区などは野菜などを主体とし、また、新たな作物の生産基盤を考えるなど細分化し、新たな本市農業の確立を目指してはどうかと考えますが、市長の御所見をお伺いするものであります。

次に、温暖化対策の推進について。

私は、身近なところから温暖化対策に取り組む必要があると思っております。マイはし運動、家庭における省エネ、マイバッグ持参、企業・家庭での冷暖房の節約、また、ごみの少量化など、温暖化抑制につながる実行可能な方策が考えられますが、市民に対しての市の対応、独自の計画などについて市長の所見をお聞きいたします。

これで、第1問とさせていただきます。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、地域農業に対するとおりの行政の対応についてでございます。

全国的に、米の消費量につきましては長期にわたり減少の一途をたどっている中で、生産調整がこの需要量の減少分をカバーできていない状況を反映いたしまして、平成19年産米価が大幅に下落するという異常事態となっておりますことは、御案内のとおりでございます。

こうした米価の大幅下落は、経営規模の大きい農業者を直撃するだけでなく、小規模、高齢者を含めて、多数の農業者の経営を不安定なものとし、地域農業、地域経済の活力を損なっている状況にあるという認識に立ち、国政府は、備蓄米の積み増しとして年内に34万トンを買入れ入れるなどの緊急対策を決定しております。

全国市長会におきましても、米価の下落により厳しい影響を受けている集落営農組織、認定農業者、担い手農家などの経営安定を図るために、無利子の緊急資金貸し付け等の支援を講じるなど、米政策を強力に推進するよう国に対し要望したところであります。

また、県におきましても、米価下落緊急対策として、稲作農家の経営安定化を図るため、平成19年産米概算金の減少相当額の営農資金を対象に、県と金融機関の利子負担による無利子資金の融資制度を創設することとしております。

御質問の、地域ごとに新たな作物の振興により、新たな本市農業を確立してはどうかということについてでございますが、作物の振興については、地域ごとに細分化するというよりも、基本的には市全体で考えていくべきものではないかと思っております。

本市におきましては、これまでに米の生産調整を契機といたしまして、御案内のように、さくらんぼを中心とした果樹、野菜、花卉などの収益性の高い園芸作物の導入、施設化及び観光農業を積極的に推進してきており、寒河江型農業として大きく発展してきたものと考えております。今後も、これら高収益が見込まれる作物の振興を積極的に進めていく必要があると考えております。

特にさくらんぼにつきましては、紅秀峰を地域振興作物として定着拡大を奨励し、行政と生産者、関係機関が一体となり、産地としてのブランドと名声の確立に努め、また、農業従事者の高齢化による労働力の問題につきましても、低木栽培等を含めた省力栽培技術の確立による労働力の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

また、転作作物については、寒河江市水田農業推進協議会が策定しました寒河江市水田農業ビジョンの中で、ネギ、アスパラガスなどの野菜、それからバラ、ストックなどの花卉、そして果樹など、振興作物が地域ごとに指定されております。

市では、その中でもさくらんぼ、アスパラガス、うりい、啓翁桜の4作物を転作用へ新規作付した者に対しましては、園芸作物産地化推進事業費補助金を交付いたしまして、また、転作作物の団地化を推進するため、1ヘクタール以上の団地化が図られた場合には、寒河江営農生活センター水田営農対策協議会に対しまして、水田農業経営確立対策事業費補助金を交付するとともに、紅秀峰の苗木購入についても助成を行っております。

さらに、これら振興作物作付のための基盤整備としまして、県営地域水田農業支援緊急整備事業による暗渠排水などの整備や、地域水田農業再編緊急対策による大豆収穫用コンバインの導入など、水田への振興作物の新植拡大及び団地化の推進のための支援を行ってきたところであります。

今後は、これらの支援を継続していくとともに、県、市、農協、生産組織など関係機関が連携を図りながら、各地域の地理的条件や土壌に適した収益性の高い新たな地域振興作物についても検討してまいりたいと考えております。

次に、環境対策についての御質問にお答えいたします。

地球温暖化は、大気中に占める二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球全体の気温が上昇しまして、生物界全体に悪影響を及ぼす最も深刻な環境問題の一つであります。その原因は、化石燃料等のエネルギーを大量に使用するという、私たち一人一人の日常生活に密接に関係しており、気温の上昇に伴う海面水位の上昇、異常気象の増加、自然の生態系や農林水産業などへの悪影響などが予測されております。

地球温暖化防止につきましては、1997年に採択されました、御案内の京都議定書によりまして現在国際的に取り組まれており、我が国におきましても、温室効果ガス排出量6%削減を目標に種々の取り組みがなされております。目標達成のためには、温室効果ガスの排出量を抑制するとともに森林吸収源対策が必要でありまして、目標に向かって、国民、民間団体、事業者、行政が一体となって取り組むことが大切でございます。

本市におきましても、二酸化炭素の排出量を減らすために生活スタイルを見直し、省資源化を進めることが重要と考え、これまでも市報による広報を初め、省エネ推進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布、生ごみ減量化のための電動生ごみ処理機購入補助や、家庭用コンポスターのあっせん、「あげます・譲りますコーナー」を設けまして、資源を大切にし、ごみ減量化につながる事業など、省エネ、省資源に関しての事業を行ってきたところであります。

また、全庁的には、夏期における冷房温度を28度に引き上げることや、エコスタイルの実施、事務室内の電灯・照明をこまめに消すこと、また、森林資源保護につながる再生紙やリサイクル事務用品の使用など、率先して地球温暖化防止活動を実施しております。

また、市衛生組合連合会にも協力を呼びかけ、毎年全戸配付している広報紙「衛連だより」によりまして、資源を守りごみ減量につながる「ノーレジ袋、マイバッグ運動」や、「ストップ・ザ・地球温暖化」の見出しで節電、節水、冷暖房温度の適切な調節など、家庭でできる省エネ10カ条を平成17、18年度に掲載いたしまして、具体的な省エネ活動の実践を呼びかけました。

また、全国的な取り組みであります、市内の大手スーパーを中心に、ポリスチロールトレイの自主回収や、マイバッグ持参客へのポイント還元サービスなども行われております。

今後とも、環境に優しい生活スタイルの実践を目指し、冷暖房の温度調整の適正使用、不必要な照明はこまめに消すこと、シャワーを出しっぱなしにしない、冷蔵庫に詰め込み過ぎない、洗濯物はまとめて洗うなど家庭における省エネ活動、包装は簡易にすることや使い捨て商品を使用しないなどを初め、ごみの排出量の削減、エコドライブの推進など、市民にわかりやすい形で具体的な啓発活動を行い、市民意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○伊藤忠男議長 鈴木議員。

○鈴木賢也議員 答弁ありがとうございました。

生産者、また生産者団体が、需給システムに移行して米の生産調整をやってきたわけでありますけれども、生産者は、インターネットとか自身で販売するとか、また、直接支払いできる業者に販売するとかというので、相当の生産調整に乱れが生じたのが原因ではないかと思っています。

国では新需給システムへ移行して、米政策改革の 3 年後、米づくりの本来あるべき姿の実現に向けた第一歩でありましたけれども、初年度から生産現場の主体の足並みが乱れ、供給過剰から大幅な下落を招く結果になったなと思っています。

このことに対しても、2008 年から国は関与を強めるとしておりますけれども、これがどういうふうに関与を強めるのかわかりませんけれども、市においても、生産調整の取り組み状況の把握をしていろいろ調整をしているんですけれども、生産現場の不満や不公平感の解消、また、了解を得るためには丁寧な説明努力、また、地域水田農業推進協議会の段階での生産調整など、実行確保にやはり頑張っていかなければ生産調整の減反の実行ができないというのが、今の現状ではないかと思っています。

このように、農政が一定しない現状でありますので、やはりその中でも寒河江の集落営農法人化を推進していかなければなりません。

このたび、県においても新たな取り組みとして、集落営農世話人会を設置しながら、地域の実態や課題に適応した細かい支援をしていくということでもありますので、やはり市の方でも今からいろいろと生産者と話し合いをしながら、新しい農業、また新しい作物、そういうところを考えていかなければならないと私は思っています。

さくらんぼを主体として、これまで寒河江では農業支援をしてきたわけでありますけれども、市長が申しますように、やはり果樹の低木化、植栽の改良、または新しい作物の作付、団地化などを支援しながら、一層寒河江市複合農業の振興を、住民の皆様とともに頑張っていかなければならないと私は思っています。

やはり、大変な難しい問題でありますけれども、一つ一つ、将来すばらしい農業ができるように、みんなで頑張って考えていかなければならないと思っています。

また、温暖化の環境対策でありますけれども、今、いろいろと熱帯雨林で森林がすごく減少しております。やはり、化石燃料に次ぐ世界第二の 2 割を占める重要な排出原因になっておるということでもあります。

私も、熱帯雨林の方の、タイとかそういうところに行ってみますと、やはり相当な熱帯雨林が減少しております。それに対して、日本のように割りばしを使った食堂とか、そういうところの一つもありません。竹のはしとか、ガラスのはしとか、何回も熱湯処理をして消毒しながら使っているという現状でありまして、熱帯雨林のものは全部日本に来るという話もありまして、日本の消費がすごいものだなあと感じております。

私はちょっと考えたんですけれども、使い捨てしないことに、マイはし運動を、寒河江の職員の方と議員と一緒にひとつとしてみてはどうかということを考えてみました。はし 1 膳 5.3 グラムで計算しますと、総量で 245 キログラム、最高二酸化炭素排出は 2.8 キログラムが削減効果ができるということで、すばらしい期待ができるのではないかとと思っています。

市でもいろいろ支援をして、実践してきましたけれども、やはり削減に実行して努力した企業、団体、個人が感謝され、報われる環境づくりが、行政指導で推進し啓蒙して賛同するようにしていく姿勢がこれからも大切ではないかと考えています。

いち早く実施できるよう要望して、質問を終わります。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 生産調整を自主的にやるようになってきたわけでございますけれども、生産調整しても何を植えるかとか、だれがするかと、こういうことが非常に問われることになってきておるのかなとこのように思います。

そういう意味で何を植えるか、新しい作物を……寒河江はさくらんぼというようなことにしておったわけでございますし、これが大変日本一の名をほしいままにできた、このように思いますけれども、さくらんぼはどこでも今度はやるようになってきた。その中で、現時点では大変な、加温ハウスにつきましても重油が高騰してきていると、厳しい状況になってきておるなとつくづく思うわけでございます。

じゃ加温ハウス、じゃ無加温ハウスというようにうまく取り込む、さらにさくらんぼの延命といいますか、収穫期間、販売期間を延ばすという意味での紅秀峰に力を入れてということで、昨年から紅秀峰の生産、あるいは供給先についての市場開拓と、こういうことで取り組んでおるわけでございますが、さくらんぼのみならず、ことしはつる芋と、こういうようにいろいろ転作作物がありますけれども、それらの中で一つは、あるいは二つを何とか寒河江のブランド品として売り出すこと、そして、それが転作作物全体の底上げになるようなことに結びつかなくちゃならないというような観点から取り組んでおるわけでございますので、今後ともいろいろな支援策を関係機関団体等々と一緒になって取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、集落営農ということに切りかわってきておるわけでございますけれども、非常に高齢化の時代で、従事者もお年寄りになってきておるわけでございますけれども、そういう中で、いかにして省力化して経費を下げて、そしてまた、新規参入者もふえるような農業経営というものを寒河江の中で見つけていかなくちゃならないかなと、このように思っております。

それから、この省エネ対策といいますか、議員がおっしゃるようなマイはし運動と、これは非常に具体的でわかりやすく、どなたもやる気ならばやれるものだと、このように思っております。そういう中から、省エネあるいは温暖化対策という意識づけを一つの運動を通してやるということで、市民の意識というものも変わってくるのじゃなかろうかなと思っております。ですから、ひとつマイはし運動、細かいようでございますけれども、具体的な運動としましての取り組みというものを、おっしゃられましたように、行政も、議会も、関係団体挙げて取り組むような方向を考えていかなくちゃならないと考えております。以上です。

杉沼孝司議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号10番、11番について、5 番杉沼孝司議員。

〔5 番 杉沼孝司議員 登壇〕

○杉沼孝司議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、議員活動の中で多くの市民から寄せられた意見について、通告番号に従い一般質問に入らせていただきます。

通告番号10番、行政サービスの質の向上について伺います。

寒河江駅自由通路内のみはらしサロンの利用状況は、市内の産業物産、窯物、工芸品等の展示即売、「花・せせらぎ庵」によるコーヒー、抹茶の提供を行っておりますが、見学者、来店者を含めて一日10名ほどとなっており、利用状況が非常に低いようであります。よって、にぎわいある寒河江市の玄関口としてのみはらしサロンの活性化を図ることと、行政サービスの質の向上を図るため、その利活用について申しあげたいと思います。

最近の就業環境の変化等により、住民票等諸証明書の取得の機会が多様化しているようであります。そこで、多くの市民より寄せられております、市役所閉庁時の諸証明書の発行についてであります。現在、当市においては週1回月曜日に午後6時半まで証明書の発行を行っておりますが、発行件数が1回当たり三、四件と少なく、平日の週1回の時間延長では市民が行政サービスが向上したとは感じないようであります。

市と、市民の結びつきの強化による信頼の醸成により、市政の発展をすることとあわせて、駅前商店街の活性化をも図るため、現在利用率の低いみはらしサロンの中に、平日はもとより土、日、祝日にも発行する諸証明書サービスコーナーと、美術、書道、彩墨画等を常設できるミニギャラリーと、情報発信、観光案内所等を設置し、市民の利便性の向上と行政サービスの質の向上を図るべきと考えますが、市長の御見解について伺います。

次に、通告番号11番、農業の振興と農政対策について伺います。

先ほどの鈴木議員の質問と若干似たようなところが出てくるものもございますが、申しあげたいと思います。

地球温暖化による干ばつ、異常気象の発生、世界人口の増加等により、中長期的な穀物需給は逼迫する見通しでありながら、日本では国民の主食である米の需要が減少し、生産数量の削減が行われている。

しかし、2007年産米から始まった新たな米需給調整システムでは、全国的に見るとJAの生産調整の方針の参加者だけが目標配分された生産調整をしているが、一方で、非参加者の過剰作付は解消されず、その数は米の作付面積の4%を超え、全国で7万ヘクタール、42万トンになっているようであります。これは、山形県の米の生産量に匹敵する量であります。これが作況指数99にもかかわらず米価の下落を引き起こしているようであります。

当寒河江市においては、1,492戸の農家と200戸の認定農業者、ことしの11月26日に新たに9名の認定により、209名の認定農業者というふうになっておるようであります。合計1,692戸の農家の加入により寒河江型の18の集落営農組合が組織され、担い手を中心として、品目横断的経営安定対策にのっとり米作を中心に取り組んできた。しかし、米価の下落により、担い手等大規模農家ほど収入減少に苦しむ

状況になっている。このような状況では、高齢化も進んでいる農家の来年度以降への稲作経営が危惧されるものではないでしょうか。

これまでも、生産調整の団地化、農業機械の共同化等により生産費削減に取り組み、近年の米価下落に耐えてきたが、生産者だけでのコスト削減は限界に達している。

このような中、地域農業の持続的発展と農業のさらなる振興のため、再生産可能な農業所得の確保のため、コスト削減に行政として今後どのような対応をしていくのか、市長の御所見を伺いたい。

次に、寒河江市の農業は水稻を基幹としているが、日本一のさくらんぼの里として、加温さくらんぼを初め、東北一を誇るバラの生産等、施設園芸の生産量は当市の施設園芸全体の約10%になっており、農業生産の重要な部分となっている。

しかし、近年の原油の高騰で、灯油、重油等、農業用燃料の値上がりが止まらない状況となっております。当市においても、バラのハウスはもとより、加温さくらんぼも間もなく被覆が始まり、暖房が必要となってくるわけであります。燃料の高騰を商品へ価格転嫁できればいいのでありますが、近年の経済情勢ではそれもままならない状況である。これでは、さくらんぼの加温ハウスの経営に重大な影響を及ぼすものと考えられます。

原油の高騰は今後も続くものと思われますので、農水省や県でも施設園芸省エネ緊急対策等を打ち出しているが、当市の基幹産業としての施設園芸の燃料高騰に対し、省エネ施設の導入等、行政として技術面での対応なども含めどのような支援をしていくのか、市長の御所見を伺い、私の第1問といたします。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まず、見晴らしサロンのことについてお答えいたします。

見晴らしサロンは、平成14年の駅舎の新築とともに設置したものでございます。御案内のとおり、ことし6月からは、見晴らしサロンの約半分の面積につきまして、寒河江駅前地区まちづくり推進委員会に場所を提供いたしまして、J R利用者のみならずより多くの方々に本市の観光情報提供をお願いしているところでございます。

推進委員会は、駅前にある事業所の経営者や住民約70人で組織する任意団体であります。市の観光情報提供業務を委託するに当たりましては、推進委員会において、自己の責任と費用により自主事業をすることを認めております。その認められた自主事業として、推進委員会では独自の事業といたしまして、駅前の活性化を図るため、御質問にありますところのギャラリーを初め、物販と喫茶を備えた店舗、「花・せせらぎ庵」としてオープンいたしております。

ギャラリーにつきましては、これまで押し花や生け花のサークル、寒河江高等学校華道部など、数団体が作品展示として利用しておりますし、市報にも掲載して、展示作品の募集もしております。作品を出される方、それを鑑賞される方が訪れるようになり、見晴らしサロンに新たな人の交流が生まれておるものと思っています。

「花・せせらぎ庵」は、限られた空間であり、ギャラリーとしては手狭な部分ではありますが、議員の御提案に沿うべく、市民の方、また駅を利用される方のくつろぎの場として、その機能を十分に生かしながら、より一層活用されるよう努めてまいりたいと考えております。

また、オープン以来、物販・喫茶コーナーにおいても来訪者の評判もよく、地元のリピーターも含めまして、1日当たり約20名が利用し、見学者を含めるとさらに多くの方が訪れておりまして、駅舎を利用したにぎわいづくりの新たな利用形態として期待しているところであります。

観光情報の提供につきましては、寒河江市観光協会において、さくらんぼ会館内に観光案内所を設置しているほか、ガソリンスタンドや重立った店舗など、市内13カ所に街なか観光案内所を設置いたしまして、各種観光パンフレットや、年に20回ほど発行している観光情報紙を置くなどしましてPRしているところでございます。

特に、さくらんぼの繁忙期、あるいは花咲かフェアのときにおきましては、寒河江駅の改札を出たところに臨時の観光案内所を設置しております。観光案内所は、さくらんぼの繁忙期でございますけれども、観光案内ということになりますと、花咲かフェアのときにも行っております。

推進委員会による「花・せせらぎ庵」においても、同様の情報提供業務を担っていただき、中心市街地活性化の核である「フローラ・S A G A E」、それからさくらんぼ会館との連携も十分図っていきたいと考えております。

次に、農政対策についてお答え申し上げます。

御案内のように、ことし19年産の米価は、コメ価格センターの全産地銘柄の平均で、60キログラム当たり1万4,714円となり、昨年産と比較して約6.5%減の大幅下落となっております。一方、これに対しまして米の生産費は、農林水産統計によりますと、山形県の平成18年産米で60キログラム当たり1万3,215円となっており、稲作経営を維持していくには余りにも厳しい状況となっております。

しかしながら、本市では、昨年度までに、御案内のように18の集落営農組合が設立され、今年度、品目横断的経営安定対策に加入したわけでありましたが、これにより、19年産米につきましては米価下落による減収分の9割は補てんされる見込みとなっております。

これまで、稲作経営においては、航空防除の実施やらライスセンターなど機械施設の共同利用、そして担い手農家への農地集積による規模拡大を通じまして、それぞれコスト削減に努めてきておりますが、個別農家が単独でこれ以上のコスト削減を図ることは困難な状況にあると考えております。

このような状況から、集落営農組合では、コスト削減策の一環として、今年度において集落営農組合ごとに肥料、薬剤の一括共同購入が行われております。今後は、農業機械の集約化を図り、また、農用地の集積、特に面的な集積について、農用地利用改善組合と連携しながら推進するなど、種々のコスト削減による稲作経営の合理化を図り、5年後の法人化に向けての体制を整えていくことが大切であると考えております。

市といたしましても、集落営農組合の法人化へ向けた取り組みに対し、関係機関と連携を図りながら支援していくとともに、水稻直播栽培の普及促進など、コスト削減につながる施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、施設園芸の燃料高騰による省エネ施設導入に対するとおの支援策等でございますが、2005年の農林業センサスによれば、本市の施設園芸、いわゆるハウスとかガラス室の面積は、33.6ヘクタールでございます。175戸の農家によりまして、さくらんぼなどの果樹、バラなどの花卉、イチゴなどの施設野菜が生産されております。

近年、施設園芸経営では、輸入農産物の増大等による価格の低迷や、生産コストの上昇に加えまして、平成17年度からの暖房用燃料となる重油の価格高騰を受けまして、生産農家では所得の低下など大きな打撃を受けている現状が見られます。

暖房用燃料となるA重油につきましては、農業卸売物価指数によりますと、平成12年度を100、1リットル当たり約46円としますと、平成19年8月には約164まで上昇して、約1.6倍の価格、1リットル当たり約75円となりまして、その後も高騰しておる状況でございます。

このため、国においては、燃油の高騰により資金繰りが悪化している農業者や集落営農組織に対しまして、低利の農林漁業セーフティネット資金を融通することにしております。さらに、二層カーテンなどによる多重被覆の導入、夜間は植物生理や天候に応じた変温管理、いわゆる適切な温度管理の実施、そして暖房機の清掃点検、循環扇などによる暖房効率の向上などの省エネルギー対策をまとめた、施設園芸省エネルギー生産管理マニュアルを平成19年10月に作成しておるわけでございます。

また、県におきましても、平成19年1月に山形県施設園芸省エネルギー化技術指針というものを作成しており、さらに山形大学農学部、農機具メーカー、県、生産者が連携し、ビニールハウス内で発生する余熱や二酸化炭素をエネルギーとして、さくらんぼ、バラなどの施設栽培などに活用する施設園芸省エネルギー化プロジェクト、これは平成19年から21年を予定しておりますが、本年度から本格的にスタートいたしまして、農家負担の軽減に向けた取り組みを推進しているところでございます。

本市におきましては、現在、市内のバラ生産農家が省エネ対策として、電力を動力とする省エネルギー効果の高いヒートポンプ、いわゆる大気中の熱を圧縮機を利用して効率よくくみ上げ、移動させることにより冷却や加熱を行うシステムのことでございますが、その施設の導入を、資源エネルギー庁の補助事業であります、エネルギー使用合理化事業者支援事業により実施することについて検討を行って

るところであります。

今後におきましても、より一層のきめ細かな省エネルギー対策に取り組むことが必要であることから、生産管理マニュアルや省エネ施設導入のためのエネルギー使用合理化事業者支援事業というものを、農協や各生産組織を通じて施設園芸の生産農家へ周知してまいります。

また、農業経営基盤強化資金などの有利な制度資金を活用した省エネ施設の導入を支援するとともに、燃料価格の動向を注視しながら、県、県の担当は農業技術普及課でございますが、そして市と、それから農協と生産組織が一体となって、有効な指導支援策について引き続き検討してまいりたいとこのように思っておるところでございます。

先ほどの見晴らしサロンの中で、加えて答弁させていただきます。

市役所の市民生活課窓口業務の一部につきまして、市民ニーズに沿った行政サービスの提供拡大を図るため、平成14年2月1日より毎週月曜日及び金曜日に、午後6時30分まで窓口業務の執務時間を延長いたしまして、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明の交付を行ったところであります。しかし、窓口延長の利用者が、一日平均2.5人と少ないことから、平成18年1月に見直しを行いまして、利用者の少ない金曜日を廃止いたしまして、平成18年4月1日から月曜日のみの延長としておるわけでございます。

御質問の諸証明書発行コーナーの設置につきましては、自動交付機の設置を想定されていると思いますが、自動交付機により住民票の写しなどを交付するには、自動交付機の設置とともに専用回線の敷設が必要となります。また、交付を受けるためには、市民の方から特定の個人を認証する住民基本台帳カードなどをつくっていただく必要がございます。

県内の自動交付機の設置状況でございますが、2市で設置しており、その状況を聞いてみたところ、自動交付機での一日の交付枚数はそれほど多くなく、証明手数料の数倍のリース料や維持管理費を要しているとのことでございます。

本市におきましては、平成14年8月の住民基本台帳ネットワークの稼動を機に、自動交付機を設置することを検討したところ、平成15年8月からの住民基本台帳カードの交付開始後、カードの発行状況を十分考慮した上で設置を判断すること、また、設置場所については、市民の利便性と住民サービス提供拡大の観点から「フローラ・SAGA E」に設置することにしたところであります。その後、住民基本台帳カードの発行枚数が伸びなかったことから、導入に係る経費に対して効果が見込めないものと判断いたしまして導入を見送ったところであります。

平成15年8月からの、現在までの住民基本台帳カードの交付枚数は287枚という状況でございます。設置する場所について試算したところ、初年度設置経費としまして、自動交付機の購入や通信回線の敷設に要する経費が約6,000万円、毎年の保守料等の維持費が約500万円ほど必要となることから、現在の厳しい財政状況を考えますと、自動交付機の設置は難しいものと思っております。以上です。

○伊藤忠男議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 大変御丁寧な御答弁、大変ありがとうございます。

まず、駅前サロンの活性化等につきましてでありますけれども、やはり寒河江市の玄関口としての、そしてまた寒河江市の顔としての駅ではなかろうかというふうに思います。そういうところに、既にこの駅前の方々に推進協議会で当たっておられるわけでありまして、やはりどこへ行っても駅前に人が多く集まるようなところは、言ってみれば、そのまちが非常に活性化しているな、にぎわいがあるなというふうに感じられるところではありますが、何かイベントをしたとき以外は余り人が多くないというふうな状況でありますので、その活性化を図るための、そのギャラリーもさることながら、ただいま御答弁いただいた証明書の発行コーナー、特に自動交付機だけではなくてそこで人が常駐して発行していくというふうなことにすれば、まだまだ顔が見えてくるんじゃないかなというふうにも思います。

さらには、自動交付機、県内で 2 市が発行機を設置しておりますけれども、11 年から設置しまして、現在まででもものによっては 20% 以上の利用率が、交付があるというふうな状況でもあるようであります。極端に低いというわけでもない。それらは、だんだん PR あるいはなれによりまして、交付機が多く利用されてくるんじゃないかと、そのことによりまして、市の窓口の方でのお客さんが少なくなる分、来庁者への接待がよくなり、そして信頼関係がよくなるんじゃないかなというふうにも考えられるわけであります。ぜひ、再度御検討いただければありがたいというふうに思います。

次に、米価の下落等に対しての方策、さまざましていただいておりますけれども、さらにコスト削減を図る以外にこの再生産を確実なものにする手段がないわけでありまして、ただいまありましたことに、さらに生産費の削減というものを、例えば 10% の削減なり、15%、20% の削減というふうな目標を設定して、そして関係機関と一同になってそういうものを図っていただきたい。

他県の状況等を見ますと、やはり改良区への整備費の削減まで踏み込んだ削減を目標とした取り組みなども行っておるというふうなことでございます。ひとつ、聖域をなくした削減目標を立てて、そしてコスト削減に御努力を、リーダーシップを発揮していただければというふうに思います。

次に、燃料の高騰等に対してでありますけれども、いろいろな対策を講じてきておるわけでありまして、例えば、国で行っておりますところの緊急対策、これらに対しての二重被覆なりあるいは廃熱、これらのハウス内への循環等につきましても、やはり施設を新たにするには非常にかかる。したがって、なかなか実際にやる人がいないということで、少ないということであるようでありますので、ひとつ、二重被覆等に対するとところの補助、これらについても市独自のものもつくっていただければありがたいというふうに思うわけであります。

最後に、農を減ぼすことは国を減ぼすというふうにも言われております。佐藤市長の英知をもって美しいまち寒河江を守っていただけますようお願い申しあげまして、私の質問を終わります。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 重ねての諸証明発行所としましての見晴らしサロンの活用でございますけれども、先ほど申しあげましたように、「フローラ・SAGA E」におきましても、過去においてやろうかなと、このように本気になってといえますか、積極的に考えたときがあったわけでございますけれども、いかんせん、その交付を受けるための証明という中での住民登録台帳カード、これが非常に少なかったということでございますし、そしてまた、施設整備費あるいは運営するための経費というものが莫大、先ほど申しあげましたけれども、かかるということが予想されましたので、断念した経過があるわけでございます。

そういう中から、見晴らしサロンにおいての諸証明発行というものは、これは言うべくはやさしいんでございますけれども、いざ実際にやってみましても利用者が非常に限られてくるだろうと。住民登録台帳カードも伸びていないのが現在でございます。

本当に、そういう状況でございますから、今の見晴らしサロンというものを、駅を通過する方たちのみならず、駅周辺の方、そしてまた議員がおっしゃるような観光面におきましても、案内所としましてもあるいはPRといたしましても、あるいはちょっとしたお立ち寄りの場としても、ギャラリーとしましても、十分活用する方向でこれを位置づけてまいるということの方が、私は見晴らしサロンの活用ということにつながってまいるのじゃなかろうかなと、このように考えておりますので、諸証明の発行の方は先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

それから、農業所得を上げるにも、やはり生産収入と経費ということを考えるならば、コスト軽減を図ることは非常に私は必要だろうと思っておりますし、ですからこそ、集落営農組織というものも立ち上げて指導されておる国のものもそういうことにあるんだろうと、このように思っております。それだけではございませんけれども、少なくともコスト軽減ということに向けていかなければ所得の確保というのは難しいと、こういうことからのことだろうと思っております。それにおきましては、コスト低減につながるところの施策というものはいろいろあるかと思っておりますけれども、それらの検討を関係機関団体とも一緒になってしていきたいとこのように思います。

それから、議員の提案の二重被覆、これにつきましては、これに対する補助をどうするかとかいうような御提案でございますけれども、検討させていただきたいとこのように思います。以上です。

○伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。再開は、午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時55分

○伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号12番、13番について、12番松田 孝議員。

〔12番 松田 孝議員 登壇〕

○松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と質問事項にかかわる多くの市民を代表して、以下、通告番号順に従って市長並びに教育委員長に質問いたします。

最初に、水道事業について伺います。

質問の趣旨は、通告してあるとおり、飲料水の安定供給を図る目的から、老朽化施設の更新、耐震化を目標に進められてきた第4次拡張事業での水需要について伺いたい、ということが第1点。

さらに、村山広域水道発足以来2度にわたる受水料金の引き下げという事態を受けて、利用料金を引き下げて市民に還元すべきであるという2点について伺います。

最初に、水需要については、平成18年度水道事業会計決算の中で示されているように給水人口は伸び悩み、年間総配水量は平成14年の水準まで落ち込んでいます。これらの状況を、気象の影響や経済的な理由から節水型に移行してきているからと分析しています。

一方で、第4次拡張事業での目標年次の計画給水人口は、人口を4万6,400人とし、それに伴い計画給水量も2万4,700立方メートルまで引き上げています。

今回の村広水の供給料金引き下げと同時に、この先10年間の受水量の契約更新が予定されていますが、本市の人口減少や水需要減少を無視することはできません。

寒河江市は、村山広域水道からの受水量についてどのような契約内容で締結しようとしているのか、伺いたいと思います。

次に、村広水の水道供給料金の引き下げについて伺います。

この問題は、7日の一般質問で同僚の新宮議員が取り上げ、市長の見解をただしています。同じ質問テーマであり重複することになりますが、同じ問題を複数の議員が取り上げること自体、市民の関心の高さの反映であると考えます。

再度伺いますが、市長には誠意をもって答弁をお願いしたいと思います。

知事会見での山形県の水道供給料金の値下げ発表は、テレビや商業新聞などで大きく取り上げられました。その内容は、来年度から10年間据え置きで25.4%値下げする条例案を12月の県議会に提出すること、そして、各市町村にもこれを受けて値下げに努力し、住民に還元するようという内容でした。既に、村山市を初め、中山町、河北町では、早々と水道料金の値下げを表明したとのことでした。

前回の受水料金の値下げの際、私たち日本共産党市議団は、料金を引き下げて市民に返すべきだと要求したのでありますが、寒河江市は値下げ分を第4次拡張事業の資金に充てるなどの理由を挙げ、水道料金の見直しは行いませんでした。今回も、市長は新宮議員の質問に、4次事業に耐震化を取り入れるなどで事業費が膨らむので料金値下げには回せないという答弁でした。

しかし、もともと県の受水料金引き下げの財源は、各自治体に住む水道利用者がこれまで支払った料金です。いわば、高過ぎた、払い過ぎた料金を利用者に返してもらうというのが道理であります。市当局が受水料金の引き下げによって生まれる巨額の余剰金の使途を勝手に決めてしまうことは、行政の民

主義に反していると言わなければなりません。

改めて伺いますが、村山広域水道の値下げ分を市民の利用料金の引き下げに充当すべきと考えますが、市長の考えを伺いたいと思います。

さらに伺いますが、現在の寒河江市水道給水条例は、水道水を大量に使えば使うほど単価が下がる料金体系であり、県内でも余り例がない制度かと思います。この料金体系は、一般の家庭の住民が、コスト割れした安い水道水を使用する大口利用者の面倒を見る、肩がわりをする構図となっている。負担の公平性という立場からも、大口利用者への供給単価が給水原価を下回るような料金体系は疑問であり、改定すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

また、村山広水の水道料金の値下げ分の市民への還元について、前段で述べたように、大口利用者に対する配慮の余り、一般家庭の10立方メートル以下の方は、生活を維持する上で節水を心がけて努力しているにもかかわらず、13ミリメートル口径で使用水量5立方メートルで水道料金は1,653円となり、立方メートル当たり331円で、供給単価と比較では1.6倍と高い水道料金になっています。

こうした過剰な負担となっている方は、ことしの6月と7月のまとめた使用水量10立方メートル以下の世帯は3,099世帯もあり、この方々に対して少なくとも今回の値下げ分を回すなどし、福祉施策として生かしていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、簡易水道事業の湧水低下の原因と、今後の対策について伺います。

これまで幸生地区は、簡易水道が整備されたことで水量・水質ともに大変恵まれた地域であると思っています。特に水質については、夏場は冷たく、冬場は温かく感じることで、生活用水として大変貴重な湧水であります。水量についても、水不足という言葉には無縁のものと思われてきましたが、ところが、幸生地区を賄ってきた水源である湧水が一時低下したことで、住民は不安を募らせています。

これらの要因は、温暖化による影響や、周辺山林の保水力の問題もあると思われます。季節や気候の変動で、安定的な取水が困難であれば、新たな計画を模索し、安定供給を図っていくべきと考えますが、この間の湧水不足の経過と原因を具体的にお伺いいたします。

また、先日、全員協議会の説明では、簡易水道を平成22年度に統合計画が示されましたが、今後統合することで新たな取り組みや老朽化している給水管施設の更新など、具体的な統合基本計画を策定することが必要であると考えますが、具体的な作業はいつごろかお伺いいたします。

次に、教育行政について伺います。

11月21日に建設文教常任委員会の協議会が開かれ、教育委員会より、田代小学校を過小規模校と位置づけ統廃合していく旨の説明がありました。具体的な内容については略しますが、統合の説明から極めて短期間で実施していくものであり、驚きを隠し得ませんでした。11月30日の田代地区住民説明会の席上でも、余りにも唐突な説明に異論が続出したと伺っております。小学校の統合については、これまでいろいろな角度で議論なされたものと思われませんが、一方で、一部関係者だけで方向づけがなされたようにも感じられます。

そこで伺いますが、昨年11月に策定された、寒河江市教育振興計画の基本施策と主な取り組みの中で、学ぶ集団規模の適正化推進とありますが、具体的な時期と対応をどうするのか、また、将来のビジョンも示していません。今回の統合について、教育委員会はどのような組織、メンバーで、何回話し合いがなされたのか、どのようなことが話し合われたのか明らかにしていただきたい。

また、今回の事案は学校再編成計画であり、大変重要な案件であります。教育委員会として今回の統

合問題を白紙に戻し、改めて、市民各層の代表で構成する検討委員会などを設置し、審議を尽くすべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、学校の統合問題が浮上している中で、地区住民から特認校への通学手段など、さまざまな提案がなされているにもかかわらず、まともな返答もしないまま放置されていることについて、教育委員会として審議を尽くし、結果を住民に回答すべきと思いますが、御見解を伺いたいと思います。

次に、市内小中学校から出される要望に対する対応について伺います。

毎年、各小学校や中学校から出される各種要望をまとめ、寒河江市PTA連合会として市に要望書が提出されています。今年度は特に歩道整備、信号機、照明機器設置、横断歩道の確保など、道路環境の不備な点について、児童生徒の安全を確保するために対策を求める内容が主なもので、ほかに犯罪や不審者発生の予防策なども含め28件となっています。

一方で、ことし9月に、山形新聞社は各市町村の教育委員会に対して通学路の危険箇所の把握状況のアンケート調査を実施し、その結果を公表しています。それによると、寒河江市は96カ所の危険箇所を把握していると回答しています。この危険箇所の対応は、教育委員会として定期的に点検を実施していると答えていますが、具体的なメンバーと点検結果について伺います。

次に、寒河江小学校区と中部小学校区で、道路事情などの変化で、通学路の安全を確保するために交通指導員を配置してほしいとの要望が出されていますが、今年度はどのような対応をなされるのか伺います。

次に、醍醐小学校が新たな場所に新築されたことに伴う新たな通学路に、新規の横断歩道設置の要望が出されていますが、本来、学校の開設により当然一部児童の通学路変更なども予測されたわけであり、地域の保護者と教育委員会が共同で通学路の総点検を行い、不備な点について事前に対策を施し、安全確保に努めるべきであったと思います。現在、早期の対応が求められていますが、具体化に向けてどのように対処していくのか伺います。

次に、学校施設の老朽化対策について伺います。

先日、陵東中学校会場で開かれた大会に出席した折、その会場となった体育館は床がゆがみ、生徒が数人集まれば床が抜けてしまうような箇所や、扉が閉まらないなど、また、長テーブルなどの備品の傷みも相当ひどいものでありました。その状況を説明し対策を講じていただきましたが、部分的な対応であり、構造上、また同じような傷みが繰り返し起こると言われております。来年度には陵西中学校の大規模改造が始まりますが、室内や体育施設などの老朽化が進行している箇所について早期診断を行い、抜本的な対策を講じていくべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

さらに、陵西中学校の大規模改修の実施の遅れで、小学校の老朽化も進行している状況であります。特に、ここ数年は校舎の施設の改修のための予算減額で、本格的な老朽化対策が困難になっています。このままでは危険校舎が続出することも予想されますので、建築年度の経過した建物から校舎の老朽度調査を実施し、計画的に校舎の老朽化対策を実施し、教育環境の条件整備を整えていくべきと考えますが、教育委員長の見解を伺い、私の第1問といたします。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

御質問の、今後平成20年度から10年間の村広水、村山広域水道でございますが略して村広水と言わせてもらいますが、受水量協定内容についてでございます。

まず、県は今回の料金改定のため、あらかじめ各受水団体から今後10カ年の受水量を調査し、料金算定の基礎としております。本市と県との協定の内容でございますが、基本水量と責任水量に区分されております。基本水量は、広域水道建設時に各受水団体が申し込んだ水量で、受水できる1日当たりの最大水量であります。この水量は、村広水用水供給事業の固定経費を賄う費用の算定基礎となるもので、変更ができないことになっております。

今年度までの協定内容について申し上げますと、本市の場合、一日の最大給水量として、1万1,756立方メートルが基本水量であります。この部分は、基本料金の計算対象となります。また、市が村広水より供給を受ける水量が契約水量以下であっても、契約水量までは支払わなければならないものとされるのがこの責任水量制度でございます。本市の場合、この責任水量は基本水量の70%で、一日当たり8,230立方メートルであります。その責任水量によって県の供給する水道料金の算定基礎が決まりますので、このたび、県より向こう10年間の責任水量の照会があったわけでございます。

現在の契約している責任水量の8,230立方メートルは、現在も妥当な水量でございます。今後、10年後までの予測となると難しいので、当面5年間は現状維持の70%の水量、いわゆる8,230立方メートルとしたわけでございます。使用料金を低く抑えるため、県が認める下限水量である基本水量の65%で後半の5年間で契約することで、県との合意を得て10月31日に契約したところでございます。

それから、現行の料金体系の改定についての御質問がございました。

本市の現行水道料金は、口径別の基本料金に1立方メートルにつき165円、これは税抜きでございますが、の使用水量料金を加算したものとしております。基本料金は、供給体制を維持するため、施設の維持管理や料金徴収などの事務経費でございまして、使用水量にかかわらず固定的にかかる費用を賄うための料金でありまして、使用者の方から公平に負担していただくものでございます。県内いずれの事業体でも適切な方法としてとらえております。

これらのことから、料金体系の口径ごとの基本料金に使用水量に基づく料金を加算しての料金体系というものは変える考えはございません。

それから、県の値下げ分を市民に還元ということの御質問がございましたが、7日の13番新宮議員への答弁のとおり、県が公表した一般家庭への軽減可能額は、県平均で月額516円と言っておりますが、全量を県から購入した場合の額でありまして、本市では総配水量の約45%を県から購入しているので、本市に置きかえますと250円程度の見込み額であることを申しあげたところであります。

本市におきましては、第4次拡張事業に取り組み、老朽管を初めとする施設の大量更新などの整備に対応しております。加えて、耐震化についても先送りせず本管布設、それから布設替えの際は離脱防止継手を備えた水道管の全面採用に着手しまして、事業を促進しているところであります。さらに、木の下土地区画整理事業地内への配水管の布設など、新たな投資も必要となるところであります。

また、第4次拡張事業に係る起債分につきましても、この先償還が見込まれ、多くの費用を必要とい

たします。このようなことから、県に連動しての即時料金引き下げは考えていないところでございます。

次に、幸生の簡易水道の問題が質問されました。

これまで、供給不足の危機に陥ったことはなく、安定供給を行ってまいりました。ところで、ことし10月中の降水量が原因なのか、11月初旬の水源における湧水量が一時的に減少しましたが、需要を上回る水量は確保できていることと認識しております。したがって、住民の方々への供給不足になることはなく、現在は水源における湧水量も通常の量に戻っております。

それから、幸生の簡易水道と市の水道事業の統合基本計画の具体的な作業時期についても質問がございましたが、今回実施計画で示したとおり、簡易水道、上水道の経営統合を行おうとするものでございます。簡易水道建設時の起債につきましては、平成20年度は償還金の返済完了年度に当たりますが、今後、老朽化する施設の更新などというものを考えた場合、単独での維持管理は困難でありますので、水道企業会計と一本化しようとするものでございます。補助事業などの整備手法もございまして、統合については県からも強く指導を受けているところでございます。

そこで、平成20年度、21年度の2カ年で統合計画書というものを作成いたしまして、県の認可を得て22年度には経営の統合を行ってまいりたいと考えております。この間、施設の老朽化など整備箇所の把握も並行して行っておりますが、具体的な施設更新などの整備計画書の策定と整備着手は、22年度の統合以降になる予定であります。

私の方からは以上でございます。

○伊藤忠男議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 お答えいたします。初めに、適正規模の学校づくり検討経過と今後の進め方ということについてお尋ねがありましたので、お答えいたします。

まず、どのような形で話し合いをしてきたかということでありますけれども、教育委員会では、昨年 11 月寒河江市教育振興計画を策定したところであります。これに先立ちまして、教育振興計画そのものを作成するに、これからの本市の教育のあり方、その方向性を、次代を担う子供たちの適切な教育環境のあり方などについて議論を重ねてまいりました。

近年の大きな社会の変化、それに伴うさまざまな教育課題、その一つが少子化に伴う教育環境の変化でもあり、また、物の豊かさと利便性を追い求める中で、ともすれば大切なものを見失ってきたのではないということも指摘されております。こういう変化の時代だからこそ、私たちは私たちの将来を託する子供たちのために、そして子供たち一人一人の将来のために、本当の幸せとは何なのかと、豊かで潤いのある家庭や地域のために、今何を大切にしなければならぬのかと、何を失ってはならないのか。そして、さまざまな変化にどう対応していくべきなのかなど、根本に立ち返って検討を重ねたのであります。

これらの検討内容をもとに振興計画の骨格と理念をお示しし、平成 18 年 6 月 2 日、教育振興計画検討委員会に諮問をいたしました。そして同年 10 月 19 日にこの検討委員会から答申を受けたところであります。この答申にさらに検討を加えて、先ほど申しあげた、昨年 11 月に「ひと集い、伝えあい、そして高めあう」というスローガンのもとに寒河江市教育振興計画を策定したところであります。

その中では、まず集まろうじゃないかと。そして、にぎやかに語り合おうと。お互いに思いを伝え合い、人と人とお互いに認め合い、尊重し合おうと。豊かなかかわり合いの中で知恵を交換し合おうと。こういう営みの中から地域力、家庭力、社会力がはぐくまれ、その中で、心豊かでたくましく未来を切り開く子供たちが育つと、そう考えたのでした。まさに、思いを伝え合い、かかわり合い、つまりはコミュニケーションを重要な柱としたわけでございます。

この振興計画では、地域の実情等に応じた学校のあり方を課題の一つに掲げ、特に過小規模校の子供たちの学習や体験の場のあり方を研究し、教育の狙いをより効果的に達成するために、学ぶ集団の適正規模化を推進することという方針を決定したのでした。

2 年目に当たります本年度、教育委員会では、学習環境、教育環境の適正化という観点から、小規模校、少人数での学習の特性とその課題等について研究を重ねてまいりました。

複式学級の授業では、一人一人の子供に目が行き届き、個に応じた指導が可能であるとか、自己存在感が極めて大きいことや、学習訓練によって、いわゆる自学自習能力の育成に効果があるといったすぐれた点もございます。が、しかし反面、望ましい人数のグループ形成が難しいことから来る生活経験や学習経験での制限がやはりあるということや、少人数のための集団であったから、その中でともすれば序列化、固定化が生じやすいといったことなどが課題として残るわけでございます。

こうした中で、田代小学校は現在児童数 5 名の極小規模校となっており、各学年 1 名ないし 2 名の極めて少ない人数であることに加えて、ここ数年、児童の全くいない、いわゆる欠学年が生じており、変則的な複式学級の編制を余儀なくされてきております。

こういう状況は、将来とも続くことが懸念されておりまして、教育課程の編成、実施はもちろんのこと、児童の学習活動の広がりや深化、広がりや深まりに大きな課題となると、このようにとらえております。

特に、今、教育に強く求められている児童生徒の資質、能力の育成に欠かすことができない、いわゆる練り合いの場を日々の学習活動の中で十分に設定することが困難な状況がございます。このことは、多様な考えの中で自分の考えを確かめたり、他の意見を認め合うといった学習の深まりを持つことを困難にしているということでもあります。

具体的な例としては、合奏や合唱、集团的ゲームや討論会などの学習活動が物理的に不可能であり、また、学習内容に制限が加わることもあって、多くの級友たちの中で一人一人が切磋琢磨する、そういう活動の中で培われていく社会力の育成にも影響があるのではないかとというふうに懸念されているところがございます。子供たちに対して、将来持つであろうたくさんの友達を得られる環境、それを私たちは与えていないのではないかとという心配もございます。

こういった観点から、田代小学校のあり方については、教育委員会で慎重な協議を都合7回重ねて今日に至っています。その中では、寒河江市における複式学級の実態と課題について、その学習集団としての特性、生活集団としてのあり方、地域とのかかわりの観点、こういったことから検討を加え、子供たちにどのような環境が今必要なのかということを考えてまいりました。その結果、子供たちに一刻も早く、よりよい教育環境を提供すべきであるとの考えから、来年4月1日を目途に、田代小学校を廃止して、白岩小学校と一緒にしていくべきだとしたところでございます。

このことについては、田代区民の皆様には説明をいたすべく、11月30日に地区民との懇談会を開催いたしました。なお、市議会の建設文教委員会には、地区民への説明に先立って11月21日に御説明を行い、地区民にはその後の30日にお話をしたところでございます。地区民からは「話が急すぎる」と、「130年の歴史ある学校なのに、来春の統合では思い出づくりもできない」と。「子供たちや地域の人々が納得する中で閉校するには時間が必要である」などの声がありました。

こういった11月30日の地区懇談会の結果を、教育委員会の協議会を開いて報告したところでございます。この中で、地域の皆様方の、保護者の皆様方の意見を十分に受け止めながら、なお、子供たちによりよい教育環境を整えていくために、保護者の方々はもちろんのこと、地域の皆様方の御理解を得るべく、今後とも十分に話し合いを続けていくことという方向づけをなしたところでございます。

次に、ここで、質問の中の検討委員会についてのお尋ねがありましたので、お答えいたします。

田代小学校のあり方につきましては、ただいまるる申しあげましたように、現在5名の極小規模校であり、そこに在学する子供たちに、よりたくさんの子供たちと一緒に楽しく学べる、そしてお互いに自己を認識し相手を認識し合える、そういう教育環境を提供することが教育委員会としての考えでございますから、このたびの方針を白紙に戻す、そういう考えはございません。しかしながら、地域の方々の理解を得るために数多くの話し合いの場を設けてまいりたいと、このように考えております。

次に、特認校の通学手段などにかかわって、地域住民からの提案に対する検討いかんということについてお答えを申しあげます。

特認校への通学は、御案内のように、原則として保護者の責任において送迎していただくことになっておりますが、保護者が希望する場合は、起点、終点の高松駅と学校の間でスクールバスを利用できることとしているところであります。

御質問のとおり、特認校を利用している保護者より通学手段のスクールバス利用についての要望がありましたので、陵西中学校としらいわ保育所の送迎を行っていること、各学校での学習活動で利用していることなど、スクールバスの運行状況を勘案しながら対応してきているところであります。今後とも、要望について検討を行い、可能な範囲で対応してまいりたい、このように考えております。

次に、市内小中学校から出されている要望に対する対応についての御質問がありましたので、お答えいたします。

初めに、質問にありました9月28日付の山形新聞のアンケート調査で、危険箇所という見出しの報道がありましたが、本市では安全指導のため、定期的に点検を実施している注意すべき箇所として、96カ所を把握しているところのようにしたところであります。

御質問の通学路の定期点検、その点検のメンバー、点検結果についてでございますが、お答えいたします。

定期点検については、年度当初や学期ごとの一斉下校で、子供たちへの指導をしながら子供たちの視点に立った点検を実施しております。さらに、降雪時の道路状況など、状況の変化に応じて随時その点検を実施しております。具体的に、点検しているメンバーですが、各学校の教職員及びPTAの方々でございます。点検結果につきましては、各学校の安全マップに記載をして子供たちに指導するとともに、地域の方々にも配付して安全確保について御協力をお願いしてきているところでございます。

次に、寒河江小学校及び中部小学校の通学区域における通学時の安全を確保するための交通指導員の配置についてお答えいたします。

現在、子供たちを見守る、いわゆる子ども見守り隊、またはスクールガードの方など、地域の方々から通学児童の安全を確保していただいている状況がございます。大変感謝しているところです。交通指導員の増員配置につきましては、市PTA連合会からの要望もでございます。教育委員会といたしましては、市長部局と十分協議をしながら、その実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、醍醐小学校の通学路に横断歩道を設置することにかかわってお答えいたします。

この件につきましても、市PTA連合会から継続要望されてきたものでありますが、つい先日の12月初めに、醍醐小学校前の国道287号交差点の歩道の切り下げを行って、新たに横断歩道が設置されました。このことにつきましては、これまで県公安委員会や関係機関と十分に話し合ってきたものでございます。その他、さまざまな要望につきましても、関係機関や関係部署と話し合いの上、力を合わせながら実現できるよう努力してまいりたいと考えています。

次に、学校施設の老朽化対策についてお答えいたします。

学校の施設設備につきましては、毎月学校で安全点検を実施しており、この点検で異常や安全に対する不安が見つかった場合、随時、専門家が調査診断をした上で補修等を実施しているところでございます。昨年度から大規模改造事業に着手して来年度から本格的な工事に入る陵西中学校以外の学校では、特別な調査診断の必要はないものと、このように考えております。以上でございます。

○伊藤忠男議長 松田議員に申しあげます。

残り時間と答弁者を考慮した質問にしてください。

○松田 孝議員 早速第 2 問に入らせていただきますけれども、水道料金は相変わらず下げないという強気の姿勢でありますけれども、村山市はことしの 3 月に引き下げて、また今回も引き下げる方向を示しております。というのは、ことしの 3 月に引き下げを実施した内容を見ますと、やはり 10 立方メートルの方が非常に割高な料金の体系になっていることから、その基本料金を 6 立方メートルまで引き下げて、そして平等な、公平な料金体制にもっていったという内容であります。

ですから、そういうことは、最低、やはりこの矛盾する問題がありますから、具体的にこの辺を進めたいと思います。単なる議会と市長のやり取りでこういう問題を解決するべきではないと思います。具体的に検討委員会などを設置して、きちっと方向づけを受けて決定すべきだと私は思います。

それと、時間もありませんので、短時間でいろいろまた質問しますけれども、結果的に生活困窮者が非常に今多くなっております。それで、石油の値上がりなどもあって、国初めそういう対策をとるようになってきておりますけれども、具体的にこういう方々に対してある程度免除措置、あるいは割引制度なども設けていく必要があると、この時期に考えております。大変今、市民は物価の値上げで非常に深刻な状況でありますので、ぜひこの辺について改めて市長にお伺いをいたしたいと思います。

それから、教育委員長に伺いますけれども、この田代小学校での説明会に対する対応については、もう少し十分な市民に対して配慮が私は必要であったと思います。他の市町村のやり方を見ますと、2 年ぐらいかけてこういう具体的な統合問題については協議をして、十分理解した上でやっているわけです。そして、説明会にももう住民に対してチラシをただ案内状を配付しただけで、中身が具体的にどういうものか、全然示されていません。

そして、当局に伺いますと、聞いたから 20 年度 4 月から始めるんだというような内容ではあってはならないと思います、行政の立場として。これは許されない問題だと思います。ですから、ちゃんと振興計画も具体的にあるんですから、具体的な取り組みをこういう形にして、そして児童生徒のメリット、デメリットを正確に判断をして、そして本格的に地域住民、PTA などと協議した上で進めるべきだと私は思っております。

そのことについて、第 5 次山形県教育振興計画の方で、前の教育長である大谷さんがこの会議に出席しておりますけれども、この中でこういうことを言っているんですね。具体的にこの小規模小学校の進め方として、最上地区や村山地区には、僻地教育や複式教育における歴史と、その中で積み重ねてきた研究の実績がある。この中には、現在進めている少人数教育に生かすことのできるノウハウが数多くある。これらの業績に光を当てて、その上で極小規模の小学校のあり方について検討して具体的にしてい、そして、単に児童生徒や学級数の数の側面だけで統合してしまったら、これまで培ってきた少人数学級のよさが消えてしまうことを指摘しております。

ですから、県でもこれだけ慎重に運びなさいということを、そして地域の、この僻地の教育が非常に大事なところにあるんだということを指摘しているんですよ。そういうことを考えると、もう少し具体的に慎重な進め方をしていただきたいと思います。教育委員長は大変立派な言葉で羅列されましたけれども、そういう問題ではないんです、実際は。そのことを十分踏まえて、来年度ではなくて、もう少し目標を 21 年度ぐらいに設定して、新たな対応を検討すべきだと思いますけれども、その辺について見解を伺います。第 2 問です。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 水道はやはり安定的に長期的な観点で供給できるような体制にしておかなくちゃならないと、このように思っております。そしてまた、安心して飲むことができるところの水道水、住民から信頼されるようなおいしい水を供給するということにあらうかと、このように思っています。そういう中でございますから、やはり長期的な視点に立って、先ほど申しあげたような観点から、いろいろ検討した中で水道事業というものは行っていかななくちゃならないと、このように思っております。

ほかの市で、今回の県の供給水の引き下げに伴ってほかがどうのこうのとおっしゃいましたけれども、寒河江市には寒河江市なりの、先ほど申しあげたような事情の中で、そして安定供給ができるようにと、このような視点でとらえておるわけでございます。

それから、小口利用者にしましても、いろいろ水道料金体系の中で考慮されておるものと、このように思っておりますので、第 1 問で答弁したとおりでございます。

○伊藤忠男議長 大谷教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 今、県の第 5 次教育振興計画の中でのお話も引き合いに出されてのお尋ねがございました。

私は、先ほど申しあげたような経過で、あらゆる角度から約 2 年半にわたって検討を重ねてきた経過があるわけであります。それはそれとして、過小規模校についての検討の中で少人数での授業の持つよさというのも十分検討いたしました。

先ほど申しあげたように、ともすれば大勢の中で埋没してしまう危険性、それを全国的な形で取り上げた教育改革の時期もございました。そういうものを見事にカバーしている少人数授業での利点、あるいは特に西村山には、御指摘のように複式学級の持つすぐれた実践と伝統があるわけです。これについても、私たちの先輩の努力の一つとして、そして子供たちの、今は成人しているでしょうけれども、方々の努力の結果として十分に検討させてもらったつもりであります。

しかし、今、激動している子供たちを取り巻く教育環境、それから教育的課題に答えていくために、何が我々が子供たちに教示してもらいたいのかというところを考えてきますと、先ほど来申しあげましたように、今から申しあげるのは屋上屋を架すようですからやめますけれども、殊にコミュニケーションする能力、その中での磨き合い、これが先ほど少子化の一つのあらわれだというふうには私はお話し申しあげましたけれども、そういうことの中に出てきている問題を、やはり私たちは目をつぶるわけにはいかない。

県の方でも第 5 次教育振興計画、3 年目に入っております。今年度に入って、コミュニケーション、伝え合い、心、技術を、知識を、思いを、希望を伝え合う、伝え合って、そして理解し合って、高め合おうじゃないかという内容を中心とした、コミュニケーションを中心とした計画を、今つくろうとしています。つくっている途中だというふうに伺っています。新しい教育委員長、新しい教育長を中心にした体制で始まっている。近々その骨幹が出てくるのではないかと、私は個人的には大変期待もし、またその施策に関心を持っている一人でございます。

なお、先ほどどう進めるかについての大綱はお話ししましたけれども、具体的に地域の皆様方とお話し合いの場を担当してくれました教育長に答弁させたいと思います。

○伊藤忠男議長 芳賀教育長。

○芳賀友幸教育長 お答えいたします。

基本的には、委員長の答弁のとおりでございますけれども、11月30日の地区懇談会の後、12月6日に教育委員会の協議会を開いております。この内容につきまして、12月8日の田代地区の役員会の中で、その内容を私の方から報告させてもらっております。

その中で、田代小学校のあり方につきましては、地区の皆様方の御理解のもとに進めるものでありまして、11月30日の地区懇談会を踏まえた中での話し合いの中で、もっと時間をかけて話し合いをしていく必要があるということになったことと、それから、子供さん方の教育環境をさらに整えていくと、こういう考え方によるものでございますので、御理解の上、今後とも話し合いをお願いしてきたところでございます。

そして、最後に11月30日の懇談会の席上におきまして、一緒になる学校の名前を私の方から申しあげなかったことについておわびを申しあげまして、改めて白岩小学校と一緒に頑張って勉強してもらいたいということと、通学につきましては、スクールバスで万全を期してまいりたいと、こういうことを申しあげたところでございます。以上でございます。

○伊藤忠男議長 松田議員。

○松田 孝議員 水道料金についてなんですけれども、第 4 次拡張事業は26年度で終了するわけです。ですから、今回の料金改定は10年据え置きの方なわけです。ならば、最後の後半ぐらいはせめて料金は引き下げる対応は十分私は可能だと思います。この辺は、やはり計画的にもう少し示してほしいなと思いますけれども。

私は、この第 4 次計画策定の折、ずっと計画書の中身を見ますと、毎年 1 億円ぐらいの余剰金を積み重ねているような状況があります。ですから、相当余裕があるわけですから、耐震化対策も含めても、その中で本来対応できる数字だと私は思っております。耐震化のために 2 割コスト高になると言いますが、全体のコストが 2 割高くなるわけではないですから、そこらを十分踏まえて、今後この料金体制をできるだけ早い時期に改定するようにお願いしたいと思っておりますけれども、見解がありましたらお願いしたいと思います。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 議員の御希望ということだけは聞いておきます。

○伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 55 分

再 開 午後 1 時 00 分

○伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤吉雄議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号14番について、4番工藤吉雄議員。

〔4番 工藤吉雄議員 登壇〕

○工藤吉雄議員 緑政会の一員として、通告してある内容について質問させていただきます。

私は、この数カ月の間、選挙によって議場に送っていただいたおかげで、多くの市民に接する機会をいただきました。そうした関係で、市民の声を代弁して、降雪期における生活環境整備について、市長にお伺いいたします。

例年、今ごろの時期になると、一、二回のあいさつ程度の降雪を見て「ことしの雪はどうだろうね」と、そんな会話がされているところかと思います。しかし、ことしは、早くも11月22、23日の2日間で18センチメートルないし25センチメートルくらいの降雪で、出ばなをくじかれたようなシーズンの幕明けでした。一昨年の大雪のイメージがいまだに鮮明に残っています。

そこで、今回、毎年のことでわかりきったことながら、市民の皆様にお知らせする意味で伺います。関係者の日々の御努力に敬意を表しながら、市道約300キロメートルを、生活道路確保のために除雪体制を整えられるのはいつごろか。また、降雪量何センチメートルから出動するか。観測点は山間部、あるいは平野部で何方所か、これらについて伺います。

次の質問として、どこの地区、集落にもあると思われますが、市道路線にある住宅ばかりでなく、先祖代々市道認定されないような狭い生活道路に接する住宅、あるいは農道、私道を利用せざるを得ない市民も大勢おられるのは御案内のとおりです。一部の市民は、同じ納税義務を果たしながら、生活格差があることは納得できない。私たちも同じ市民、除排雪の恩恵、行政サービスを受ける権利があるのではとの声が聞かれます。こうした、生活格差解消に向けた手だて、対応策などをどのように考えておられるか伺います。特に、住宅地の中の市道認定されない道路は、狭くても住民にとって幹線道路であります。こうした観点から、市で除雪を検討すべきと考えます。

次に、一昨年の大雪の話になりますが、市道その他の生活道路確保のために、排雪に地域自治会でいち早く立ち上がった地区が数多くありました。地区内全戸から排雪資金を集め、排雪車を調達し、排雪機械を市にお願いし対応しました。こうした対策には、地区民は大変喜んでおりました。この姿こそ、第5次寒河江市振興計画にうたっている市民参加による協働のまちづくりではないでしょうか。こうした手法が他の地区にも波及したのは言うまでもないことです。そこで、市としての排雪計画を伺います。

次に、市指定の雪捨て場3カ所のうちの一つ、慈恩寺橋下流の雪捨て場の件について伺います。

寒河江市西部地域は、降雪量が多いため、利用車両がかなり多く、変形五差路上で進入待ち、あるいは信号無視等の行為が数多く見受けられます。地区民の安全のため、あるいは雪捨て場利用者のためにも、交通事故等の問題が起きる前に待避所を設けるとか、その他対応策を検討すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

以上、何点かについて雪に関する質問をさせていただきましたが、こうした質問は、過去においても数多く本議場において取り上げられてきたと思いますが、市民にとって日常生活に欠くことのできないことであり、市長の御所見を伺い、第1問とさせていただきます。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 市道の除排雪の計画についてお尋ねがございました。お答えいたします。

本年も師走に入り、雪の降る時期になってまいりました。ことしは、先月の22日と23日には早くも積雪があり、11月では24年ぶりという記録に残る降雪量が見られたところであります。一昨年は、平成18年豪雪と命名されたような43年ぶりの豪雪で、市民生活にも支障を来す状況でありましたが、昨年は、打って変わってこれまた記録的な暖冬で、地球規模による異常気象が自然環境の変化になっているものと思っております。

今年の降雪は平年並みの予報のようではありますが、市では、いかなる状況においても降雪による交通障害を最小限にとどめ、生活道路を確保するため除雪計画書を策定し、万全の体制を敷いているところであります。

除雪体制についての御質問であります。初雪前の先月21日に、除雪を受託された業者等で組織する市除雪協力会に出席を要請し、平成19年度の除雪計画説明会を開催したところであります。そして、今年度も一致団結して、市民の交通確保を図るために結団式もあわせて実施したところであり、例年11月下旬には体制を整えているところであります。

今年度の計画による除雪延長は、昨年度より1.4キロメートル増の301.67キロメートルで、除雪機械は市直営が9台、委託が53台、計62台で実施することとしております。

次に、降雪量は何センチメートルから出動するのかという、観測点の御質問でございしますが、除雪出動の判断基準としましては、積雪量が午前4時現在で原則10センチメートル以上であります。そのときの降雪予報なども加味しながら、通勤、通学に支障を及ぼすと想定される場合並びに降雪の状況に応じて出動命令を出すことにしております。

積雪の観測点については、24時間体制にある西村山広域消防本部の積雪観測所のデータを市に連絡していただくことにしております。さらに白岩、醍醐、三泉、高松、柴橋地区については、降雪状況が異なる場合もあるため、市の担当者が除雪委託業者の各地区の連絡責任者に降雪状況を聞き取りし、一斉除雪または地区除雪などを判断して出動命令を下すようにしております。また、幸生、田代地区につきましては、責任者として両地区の区長さんになっていただいております。今申しあげました判断基準に照らしまして、責任者の自主判断により出動命令するようお願いしているところであります。

次に、法定外公共物でございしますが、それについての考え方でございます。

市道に認定されない狭い生活道路なども、除雪をすべきではないかとの質問でございしますが、市道になっていない道路は、いわゆる法定外をも含み、私道も数多くございます。市では、それらの除雪救済措置といたしまして、受益戸数3戸以上の私道について町会長名で除雪申請をしていただき、雪押し場の確保や市内一斉除雪後の対応でも支障ないこと、それから町会の責任で雪解け後の後片づけを行うなどの実施条件を満たすものであれば、電話要請を受け対応しているところであります。なお、狭い道路でも軽自動車の入れる幅があれば、歩道を除雪する市所有の小型ロータリー除雪車もありますので、対応できるものと思っております。ぜひ申請していただきたいと思いますと考えております。

それから、排雪計画についてでございますが、パトロール及び地区の連絡により、除雪のため幅が狭くなっている路線につきましては、タイヤショベルやロータリー車などを組み合わせながら幅出し除雪

で対応することになります。その際、できるだけ近いところに雪押し場があることが何よりも効果的であり、これらの確保には地域の積極的な協力体制が必要不可欠でございます。

さらに、積雪量が多くなり、雪押し場もいっぱい状況になりますと、運搬車などの重機械を使っての排雪をしなければならなくなるわけでございます。排雪につきましては、今質問がありましたように、これまでは積み込みにつきましては市で行い、運搬については町内会あるいは関係者で負担することとしてまいりましたので、これまで同様の考え方で実施してまいりたいと考えております。

また、排雪に当たりましては、近くの雪捨て場の提供や事故防止のための誘導、塀際の雪のかき出しなど住民の方の協力も必要になってまいりますので、よろしくお願いしたいと、このように考えておるところでございます。なお、18年度豪雪を経験したこともあり、自主的に雪押し場の確保や排雪における協力体制を整えている地区、町内会がふえているようでございます。

それから、慈恩寺橋下流の雪捨て場のことに関しての御質問でございますが、雪捨て場につきましては、12月20日号の市報でお知らせする予定になっておりますが、昨年度と同じ場所としております。最上川皿沼河川敷のJR左沢線鉄橋の下流と、それから寒河江川の西根の河川敷の寒河江川橋の下流、そして寒河江川高松河川敷の慈恩寺橋下流の3カ所で、それぞれ国、県から許可をいただいて指定しております。

その中の慈恩寺橋下流の雪捨て場のところが込み合い、交通事故が想定されるのではないかとということでございますが、慈恩寺大橋五差路から河川敷に下りていく距離が短いこともございまして、道路が坂道になっておりまして、上れなくなる車両により混雑、そして渋滞が発生するようでございます。

これらの解決策としましては、雪捨て場への通路幅を確保することや、河川敷内に待機場所の確保が必要になります。さらには、排雪作業が集中しやすい休日など混雑が予想される場合は、交差点周辺での人的な車両の誘導が必要かと考えているところであり、現状を把握しながら対応してまいりたいと思っております。なお、これまで同様お互いに譲り合い、交通ルールを守って、事故等の起こらないように注意していただきまして利用してもらいたいと、このように思っております。

市としましては、市民の皆さんの生活道路の確保のため除雪体制を整えておりますが、除雪作業を安全かつ効率的に行うには、雪を道路に出さない、それから路上駐車はしない、それから道路にはみ出る樹木の枝切り、それから雪押し場の提供など、市民の皆さんの御理解と御協力が必要不可欠でございますので、この点もよろしくお願いしたいと思っておるところでございます。以上でございます。

○伊藤忠男議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 どうも大変ありがとうございます。

二つ目の質問の、法定外公共物の除雪の件なんですが、町会長を通して除雪申請してその都度電話すれば対応していただけると。軽トラが入ればそれにも対応できる機械があるということで、心強く思うわけでありますけれども、なかなか住宅地内にある認定していただけないような道路のところは、意外とうちが込み合っているということもありまして、見させていただく申請書によりますと条件があるということで、なかなかその条件にそぐわないという部分もありまして、そこが昔からある狭い道路だというゆえんではないかなというところもあるわけですが、そういう場合、どうしても自分たちの自治会、あるいは隣組とか、そういうふうな細かい自治組織でもって自主的に除排雪を計画しなければならないと。

今の世の中ですと、個人でも除雪機械を準備しながら除雪に当たっているというふうなのが現状じゃないかなというふうな実態であります。そうした場合、その路線延長に応じた補助金等の交付などのお考えはないのかなという部分がありまして、強くその辺を要望したいと思うのであります。

それから、三つ目の慈恩寺橋下流の雪捨て場につきましては、人的に、土日なんかの込み合う予想がされるというふうなときには、人的に御配慮いただけるという御答弁がありましたので、よろしくその辺をお願いしたいというふうに思います。

なお、第 1 問で生活道路確保のためにそれぞれの地域で、自治体で、自分たちで立ち上がり、協力して排雪をもするというふうなことを申しあげましたけれども、これこそが市で掲げている協働のまちづくりの典型的なものかなというふうに思います。

これらの手法をアピールし、市全体に広めていただくことと、それから、雪にかかわる問題としてもう一つあわせて、高齢者家庭の除雪費支給事業の P R など、あるいはまた、雪被害に遭ってしまったときの納税申告時による雑損控除など、あるいは災害減免法による税の軽減等なんかもあるんだよというふうに市民に P R していただけますと、非常に市民の方も安心できるんじゃないかなというふうに考えますので、これらを強く要望して質問を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 私ども、除雪につきましては、先ほど申しあげましたように、条件を満たされればそれなりに市の除雪車も出動して出て行くわけでございますけれども、特定の方が利用するような道路につきましては、原則としてやはりその利用する人に除雪していただきたいと、こういう考え方で思っているわけでございます。したがって、地域コミュニティの中で、町内会や利用者の方に除雪をしていただきたいと。ですから、補助金というふうなことににつきましては考えていないところでございます。

いずれにいたしましても、狭い法定外道路や私道につきましては、除雪のみならず防災上の問題も出てくるわけでございますから、冬期間だけの問題ではないとこのように思っておりまして、そういう意味からしても、道路の拡幅など住環境整備というようなことにつきましては、十分関係者住民の中で検討していただきまして、市でできることならばそれなりの対応はさせていただきたいと、このように思っておりますけれども、以上のようなことで、やはり昔から住み着いたおうちがひしめきあってと、そんな言葉はどうかですけれども、並んでおる場所につきましては、除雪に苦心しておることはわからないわけではございませんけれども、やはり関係者の間で、そしてまた、できる中での市の対応というようなものは考えていかなくちゃならないと、このように思っております。

それから、雑損控除、税務対策としての問題の御質問でございますけれども、これは、もし担当の方で答弁できますならばと思って、担当の方に譲らせていただきます。

○伊藤忠男議長 税務課長。

○熊谷英昭税務課長 災害被害等における税の減免、所得控除の中の雑損控除については、申告相談あるいはことしから市報の方に税のワンポイントコーナーを設けておりますので、それらの中で十分に周知をして、活用していただけるようにしたいというふうに思っております。以上です。

川越孝男議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号15番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 通告番号15番、市政全般について、健全財政確立と市民生活向上に向けたきめ細やかな施策を展開する視点から、基本的な点について質問いたします。

私は、市議会に参画をして17年になります。

この間、健全財政確立という観点から、中長期財政計画の策定を提案し続けてまいりました。これに対して市長は、中長期の財政計画は経済の動向や国の対応など、歳入の見込みが難しく不透明なことから、計画をつくっても確実性が薄く、信頼性や効果が疑問であり、3カ年ローリングの実施計画で十分であると言われてきました。

北海道夕張市の財政破綻問題は、私にとって極めて衝撃的であると同時に、夕張市の議会、議員たちはどのようにかかわってきたのであろうか、また、そうさせないために、議員や議会はすべきだったのかと、常に頭から離れない課題となっていました。

そのようなことから、夕張市の隣町である栗山町議会が、夕張市の問題を反面教師に議会改革に取り組んでいることを知り、先月視察に行ってきました。栗山町議会では、町の財政システムは町職員でさえ一部の専門的な人しか十分に承知していない状況にあることから、まずこの現状を打破することが議会の力量をつける第一歩であるとして、議会に中長期財政問題等特別委員会を設置して、町財政の現状などを徹底検証したのを初め、インターネットによる議会ライブ及び録画中継の配信、一般質問における一問一答方式の採用と発言席の設置、議会としての報告会の実施などさまざまな議会改革に取り組み、そして昨年5月には栗山町議会基本条例を制定し、議員や議会の権能を発揮する中で、住民の信頼を得ているのであります。

栗山町議会基本条例の特徴は、一つには、町民や団体との意見交換のため、議会主催による一般会議を設置していること。二つには、請願、陳情を町民からの政策提案として位置づけていること。三つには、重要な議案に対する議員の態度、賛否を公表していること。四つには、年1回の議会報告会の開催を議会に義務づけていること。五つには、議員の質問に対する町長や町職員の反問権を与えていること。六つには、政策形成過程に関する資料の提出が当局に義務づけられていること。七つには、5項目にわたる議決事項が法定以外に追加されていること。八つには、議員相互間の自由討議の促進が図られていること。九つには、政務調査費に関する透明性の確保が図られていること。十として、議員の政治倫理を明記していること。十一には、最高規範性と、4年に1度の見直しが明記されていることであります。

これからは、住民の信頼を得るためには、地方分権一括法の施行によって、これまで地方議会として審議の対象とならなかった機関委任事務制度が廃止されたことにより、地方議会の役割は極めて広範囲にわたり、責任の度合いがさらに重くなりました。地方自治体は、二元代表制において機関対立主義に基づき、全体としての議会は、市長を初め執行機関をチェックし、議案に対しては常に是々非々の態度で臨むことが基本であり、ますます重要になっているのであります。

こういう取り組みを議員全員が一丸となって進めている地方議会があるということを、市民の皆さん

に御理解と御認識をいただきたいと思うのであります。

初めに、①市民の所得階層の推移と現状及び今後の予測、そのための客観的データ収集への電算システムの活用について伺います。

日本経済はいざなぎ景気を超える好景気を続けていると言われるが、実感として受け止めることはできません。これは、さまざまな格差が生じているからであります。寒河江市民の所得の実態はどうなっているのか、これを知らずして政策論議は無理だと思います。そこで、過去5年間の個人所得と法人所得の最高額は幾らか。また、最高額まで100万円単位で区分し、それぞれの区分ごとの数と、5カ年間の推移の中で特徴的な点についてお伺いいたします。

さらに、こういった自治体経営の基礎的なデータの収集や、例えば所得額に応じたさまざまな施策が展開されています。これらの施策をつくるための検討の段階で、さまざまな試算、シミュレーションがなされると思います。そういった検討時には電算システムを有効に活用すべきと思いますが、現状はどうなっているのか、今後どう取り組まれるのか、具体的に示していただきたいと思います。

さらに、こういったデータが、当局や職員だけでなく、プライバシー保護に配慮した上で、議員を初め市民の共有のデータとして利活用できるようにすべきと思いますが、御見解を伺います。

加えて、国保被保険者の所得額階層ごとと人数一覧表と、同じく後期高齢者医療保険の被保険者の所得階層ごとと人数一覧表を、今議会終了時までにといただきたいと思いますが、このことについてもあわせて御見解を伺います。

次に、実施計画の充実について伺います。

前に述べた夕張市でも実施計画をつくり、毎年予算を議会で審議し議決してきたのに、あのような事態が起こっているのであります。私は、その要因として、一つは実施計画の中身に問題があると思います。二つには、その審査のあり方が問われていると思います。3カ年ローリングの実施計画は、情勢の変化に伴って変更があるのは当然のことであります。しかし、変更に当たって、当局は費用対効果など多角的な観点から検証し、その事業の見直しなども含め、十分な検討をすべきであります。そして、このことを議会が客観的に審査検証することと、これを市民に公開することが、今、行政と議会に求められていると思うのであります。

一つの具体例として、最上川寒河江緑地公園整備で申しますと、平成14年度からの実施計画に、最上川緑地公園整備事業として総面積20ヘクタール、実施年度は14年度から20年度、総事業費は15億円の新規事業として示され、取り組まれてきました。その後、15年度からの実施計画では、事業費が15億円から3分の1カットの10億円となり、17年度からの実施計画では、事業年度が1年延長の21年度となり、総事業費も8億5,000万円に縮小されてきました。19年度からの実施計画では、事業年度がさらに3年延長され24年度となり、総事業費が8億7,500万円と再三の見直しがなされています。

予算の執行状況や、各年度の財政状況からすれば、平成24年度の完成すら危惧される状況であります。と同時に、最も心配なのは、財政状況に応じて、実施年度と総事業費の見直しはされているものの、具体的に変更された計画の内容がわからない状況となっていることでもあります。

維持管理費についても、私が見せてもらったのは、事業採択を受けた時点のものしかありません。それによると、全面供用開始となる平成20年度以降は、8,502万5,000円というもので、しかし、これは25ヘクタールのものであり、20ヘクタールに単純換算すれば年間5,668万3,000円となります。また、小規模公園費用対効果分析マニュアルに基づく維持管理費の標準値、開業から50年間の平均値で見ても、

年間6,802万円となります。したがって、これまでの一般質問での完成後の年間の維持管理費についても、部分的であり、明確な答弁がなされなかったのであります。

国の補助事業でありながら、計画を変更してもその変更内容が明確になっていません。国の採択を受けている実施年度が20年で終わることから、19年度中に変更した計画書をつくらなければならないそうではありますが、まさにこういった進め方が夕張市のような状況を招いてしまう要因になるのではないかとと思われるのであります。それぞれの担当者が頑張っていることは、十分承知をしています。その頑張りが報われるためにも、次の2点について伺います。

一つは、事業を大幅に変更する場合は、単に期間の延長や事業費の増減だけでなく、変更内容と理由を明確にし、そのことによる市民の利活用状況を初め、費用対効果の観点から事業の存続、中止、変更など、いわゆる事業そのものの見直しも含め、再検討することが必要だと思います。また、その結果を市民に公開することが重要になっていると思いますが、このことについての市長の見解を伺います。

二つには、健全財政を確立するには、3カ年ローリングの実施計画だけでは困難であり、中長期の財政計画を策定することが必要だと思いますが、改めて市長の見解をお伺いいたします。

次に、③下水道の整備について伺います。

平成8年度に策定された寒河江市生活排水処理施設整備計画、いわゆる全市下水道整備計画に基づいて下水道整備が進められてきましたが、現在、一部足踏みの状態となっています。しかし、私は次のような理由から、下水道整備は計画に沿って促進すべきだと思います。

その理由は、一つには、下水道整備は都市整備のバロメーターであり、財政に余裕があるときにやるものではなく、長期計画に基づいて着実に実施されなければならないものであります。二つには、昨今の民活導入の流れはあっても、下水道整備はそれになじむものではありません。市が主体で事業を進めなければならないのであります。三つには、田代、幸生を除く平地は、特環を含め、公共下水道として1カ所の浄化センターで処理する計画で、下流からそれに即した管渠整備がなされています。したがって、計画通りに供用面積が拡大されないと、利用者個々の維持管理負担が大きくなります。四つには、工業団地内の下水道整備は、水環境や水質保全の立場と財政の効率化、いわゆる事業費の二重投資を避ける立場と、三つ目に申しあげた供用面積を広げる意味からも進めるべきであります。以上の理由から、2点について伺います。

一つは、認可区域内の整備を促進すること。二つには、工業団地の下水道整備を推進することについて、市長の御所見を伺いまして第1問といたします。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、個人所得の状況等についてでございます。

個人市民税の納税義務者数及び総所得金額等の推移は、課税標準額の段階別に10万円以下から1,000万円を超えるものまで、6段階に分けております。それぞれの年度全部の数値を申しあげますと時間を要しますので、平成15年度と19年度のみを申しあげたいと思っております。

平成15年度は、10万円以下が792人、12億3,300万円。10万円を超え200万円以下が1万1,685人、236億9,500万円。200万円を超え550万円以下が3,801人、188億8,200万円。それから、550万円を超え700万円以下が198人、16億3,200万円。700万円を超え1,000万円以下が103人、10億7,700万円。それから1,000万円を超える段階が138人、32億円。合計で1万6,717人、497億1,900万円でございます。

それから、19年度の分を申しあげますと、10万円以下が847人、10億1,900万円。それから10万円を超えて200万円以下が1万3,516人、254億1,100万円。それから200万円を超え550万円以下が3,908人、188億1,800万円。それから550万円を超え700万円以下が173人、14億1,000万円。700万円を超えて1,000万円以下が108人、11億1,800万円。1,000万円を超える段階は118人、26億7,900万円。合計で1万8,670人、504億5,500万円でございます。

また、個人所得額の最高は、平成15年度には1億2,300万円、平成19年度は9,000万円となっております。

次に、法人について申しあげたいと思います。平成14年度と、これは決算の関係で平成18年度のものを申しあげたいと思います。法人税割額の段階別に、法人税割額ゼロから1,000万円を超えるものまでの5段階に分けて、事業所数とそれから法人税割額について申しあげたいと思います。

平成14年度は、法人税割額がゼロが589事業所。それから100万円未満が374事業所、6,200万円。100万円以上500万円未満が36事業所、6,900万円。500万円以上1,000万円未満が12事業所でありまして、8,100万円。1,000万円を超えているのが3事業所でございまして、3,700万円。合計で1,014事業所、2億4,900万円であります。

それから、平成18年度になりますと、法人税割額ゼロが570事業所。それから100万円未満が369事業所、5,500万円。100万円以上から500万円未満が46事業所で8,900万円。500万円以上1,000万円未満が11事業所で7,700万円。1,000万円を超えているのが6事業所でございまして、1億5,100万円。合計で1,002事業所で、3億7,200万円でございます。

また、法人税割額の最高額でございますけれども、14年度で1,400万円、18年度は5,600万円であります。

また、市税の今後の予測でございますけれども、個人所得につきましては、最近の賃金改善の動向などや所得額の推移から類推しますと、当分の間は、これらの傾向が続くものと予想される反面、本市においては、法人については好調業種の企業収益の上昇傾向が続いている法人税関係に好材料があることから、市税収入の全体の将来予測は、今般、行政報告をしておりますところの実施計画に計上したとおりでありまして、来年度、対前年度比2.4%増の54億2,700万円。21年度は、固定資産税の評価替えの影響等を見積もりまして53億4,200万円。22年度は54億800万円と見積もっておるところでございます。

それから、それらを十分所得などを把握するに電算システムの活用についてのお話がございましたが、御案内のように、後期高齢者医療制度などの新しい制度への対応というもの、あるいは福祉関係制度な

どの認定、判定のためのデータ作成など、市税情報の活用につきましては、電算システム情報というものを十分駆使いたしまして、それぞれの業務の迅速化、正確化を図りながら、市民サービスの向上に努めてまいりたいと、このように思っております。

それから、後期高齢者についての所得状況については、今議会閉会までに資料を提出していただきたいと、このような要望がございましたが、わかる範囲で用意させていただきたいと思います。

それから、実施計画についての何点かの御質問がございました。

実施計画につきましては、振興計画の基本計画で示した施策に沿って、具体的な事業内容や財源内訳等について、毎年、3カ年のローリング方式で策定しているものでございます。御案内かと思えます。策定に当たりましては、これまで築き上げてきた美しい寒河江の姿というものを、次の世代へ受け継ぐため、行政としてなすべき施策を初め、事業の緊急度、優先度、住民の要望や行政に対するニーズなどというものを考えながら、具体的な事業を厳選いたしまして、十分に検討を重ねた上で策定しているところでございます。

また、一般会計の財政計画や市税、起債の各年度ごとの数値、各特別会計と企業会計の財政計画、さらには、資料として各会計の市債残高と基金の残高も記載しておるところでございます。これまでとってきたところの実施計画の3年間という計画期間ではあるものの、市税や地方交付税、国や県の財政状況の変化、地方財政計画や補助基準の変動など、事業の変更が起こり得ることもあることから、毎年見直しを行いながら策定しているところでございます。これも御承知のことと思います。

毎年策定している実施計画には、住民や団体の要望によりまして新たに事業着手されるものもありますし、継続的に事業に取り組んでいるもの、それからまた制度の新設や改正等によりまして新たに取り組まなければならないもの、さらには、計画期間内に事業を完了するものなど、さまざまな事業を掲載しておるところでございます。

実施計画に盛り込まれました事業のうち、当初計画と比較いたしまして、完成まで事業期間が相当延びる事業については、ただ年数を延ばすだけではなくて、事業そのものの再検討をすべきではないかというような御意見でございますが、実施計画は第5次振興計画を具現化するために必要不可欠な事業を掲載しているところでございます。

策定に当たりましては、毎年各課から調書の提出を求めまして、事業の必要性、継続性、そして内容、期間、財源内訳等について十分調査聞き取りを行い、さらに裏づけとなるところの財政計画についても検討した上で実施計画に計上しているところでございまして、そういうことを通しながらローリングをやっていると、こういうことでございます。

また、事業の選択に当たりましては、有利な補助制度や起債制度を活用しながら一般財源の有効活用を図るとともに、財政事情により事業期間を延長したり、あるいは起債を一般財源に振りかえても早期完成できるよう配慮するなど、十分な検討を重ねながら厳選し、実施計画の内容としているところでございます。

また、中長期的な財政計画の策定と、そしてまたその公表という御意見でございますが、実施計画にある3カ年間の財政計画には、税の見直しや国、県の財政状況、補助率やメニューの見直しなど、将来の不確定要素も考えられますが、策定する段階におきましては、わかり得る情報というものをもとにいたしまして策定しておるわけでございます。

一般会計の財政計画について申し上げますと、歳入の市税につきましては、前年度の決算見込みや税制度の改正なども踏まえながら積算しております。地方交付税につきましては、国の概算要求をもとに、本市の人口とか道路、面積、児童数、公債費償還額など当該年度の測定単位を勘案するとともに、借金

の市債では、公債費負担適正化計画に基づいた借り入れの抑制をすることなど、将来においても健全財政を継続できるよう配慮した内容としているところでございます。

それから、歳出について申し上げますと、人件費については、行財政改革による定員の適正化計画などを踏まえた職員数をもとに積算いたしまして、扶助費につきましては今後の社会保障関係経費の増というものを毎年度見込み、扶助費等につきましては、西村山広域行政事務組合の分担金の変動や、後期高齢者制度発足に伴う負担金の増加、老人健康保険会計の繰出金の減少等についても積算し、計画額を策定している状況でございます。また、計画策定作業に当たりましては、向こう5年間の財政見通しなども立てながら、考慮しながら事業の厳選をいたしております。

実施計画は、第5次振興計画を着実に実行するために策定しているものでございまして、財政計画はその裏づけでございます。実施計画と同様の3カ年をお示ししているところでございます。ただ、地方自治体を取り巻く財政環境が変化する中にありまして、実施計画の計画期間である3カ年でさえ不確定な要素が含まれておりますので、余り長期間になりますと、果たしてどれだけ信頼できる数値なのか、不確実で実効性の乏しい内容となってしまうのではないかと危惧され、現在の3カ年のローリング方式による計画期間が適切であると考えているところであります。

また、実施計画の市民への公表ということでございますけれども、議会への行政報告の後、市報等に概要を公表してまいりたいと考えております。

次に、下水道整備についてのお尋ねがございました。

現在整備を進め、そして当面予定している下水道の整備内容につきましては、平成18年の3月議会にも申しあげたとおりでございまして、西根の下河原、宝、柴橋地区の公共下水道事業による整備のほか、浄化センターの施設更新、そして木の下地区の区画整理事業に伴う汚水と雨水の管渠整備が主なものでございます。そして、公共下水道区域及び特環下水道事業認可区域を除く下水道未整備地区につきましては、当分の間、新たな事業認可の計画は策定しないこととしておるわけでございます。

確かに、処理区域が広がれば使用料金が増額し、維持管理経費の財源がふえるということも言えます。しかしそれ以上に、処理区域を拡大するには管渠を整備するための建設費が必要となります。その財源というものは補助金、それから市債、負担金などを充当しており、その中でも市債の占める割合というのが大きく、後年度に公債費として返還しなくちゃなりません。

御案内のように、下水道事業は準公営企業でございまして、独立採算制の原則の適用が義務づけられております。本来は、使用料金で賄っていくべき事業ではございますが、その中で、今後準備を進めるといっても、期待どおりに利用率が上がり収入につながっていくのか大変危惧され、もし利用率が上がらない場合は、下水道会計において将来重大な事態を招くおそれが生ずるわけでございます。強いては、市債分の償還金を一般会計におんぶするようなことになり、本市の財政にも負担をかけることにもなります。したがって、今後の事業の推進に当たりましては、これからの市債残高や利用状況などを勘案しながら、適宜な事業を進めていくことが肝要であると考えております。

また、工業団地の第4次拡張に絡んででございますけれども、附帯工事などがあつた場合、第4次拡張区域から流入する汚水を受ける汚水管渠なども一緒に整備していくとか、あるいは効率的な方策は考えていかなければならないと考えているところでございます。以上でございます。

○伊藤忠男議長 川越議員。

○川越孝男議員 かなり詳しく答弁をいただきました。さらに理解を深めたいという部分もありますので、2 問に入りたいと思います。

それで、所得階層の関係の数字もいただきました。そして、打ち合わせの際も、議場でいとなかなか時間の関係もあるので、後で資料でいただきたいというようなことを申しあげておりましたので、後でその資料をいただきながら、今後のさまざまな市の施策を検討する際の基礎的なデータだというふうに思いますので、有効に活用させていただきたいというふうにまず申しあげておきます。

それから、そのデータも今回、市の課税区分で、これはもうデータとしてあるから、それでいただいたわけであります。これはもちろん、さまざまな福祉関係のものにも市税のランクで対応になる制度、施策がいっぱいあるわけでありますから、それでいいのでありますけれども、そもそも、例えば国保税なら国保税をどうするか、こういうふうなものを検討する際に、そういう今の税の課税ランクではなくて、これは例が適切でないかどうかでありますけれども、例えば、病院で受けるMRIとかCTとか、あるいはこの断層写真をバツと撮れるわけでありますけれども、それと同じように、例えば低所得者を救済をするために何ぼのラインで切った場合にはどうなるかとか、こういうふうなことをさまざま活用できるのもこの電算というシステムだというふうに思うんです。それは、ソフトの組み方によってさまざまに利活用できるというふうに思いますので、今後、そういうことも御検討をいただきたいということをここで申しあげておきます。

それから、後期高齢者のやつも用意したいというふうなことでありますので、これもいただいている検討させていただきたいと思います。

それから、実施計画の充実の関係でありますけれども、事業の、皆繰り返しません。ただ、先ほど申しあげたような部分があります。そして、夕張市の場合も、さまざまそういう継続事業の見直しの切りかえができなかったという反省があります。したがってこういうふうな部分は、繰り返しませんけれども、先ほど提起したようなことを今後の執行に当たっては受け止めて対応していただきたい、担当者がえらい頑張っているけれども、なかなかその部分が報われるような形にしていけないとだめだというふうに1問でも申しあげましたけれども、そういうふうに受け止めていただきたいと思います。

それから、中長期の財政計画の関係、これまでと同じように、市長の言われることを私は理解するんです。3年のローリング、もっと長いことしてもなかなかそれは不確定要素があってというふうな、これは理解します。しかし、夕張市もそうでしたけれども、やはり、議会の中の予算特別委員会というのは単年度、それから、実施計画で議会に示されるのは3年間だけなんです。しかし、財政計画、入りと出と全部のやつの完全なものという、そうなかなかできないのかもしれませんが、市長の言うこともわかりますけれども、寒河江市自体が今後必ず支出をしなければならない、歳出部分の額を年次ごとにずっと出しておくということは、一つの方策として必要だと思います。

例えば、建物、橋など、これは耐用年数があるわけですから、しかし、個々一つ一つの管理状況などによってもそれが一律ではないわけでありますけれども、そういうもの、これらをまず、ずっと今現在、あるいは起債の償還もそうです。もう今現在決まっているやつはずっと先までわかるわけでありますから、そういう歳出部分をずっと出すという、そしてこれをもっと詰められるんだろうか、先送りできるんだろうかというふうなことをすることも一つだなあというふうに、これまでのさまざまな視察をさせ

ていただいたりなんかしている中で感じていました。

したがって、そういう意味で、入りも出も全部の財政計画というよりも、必ず出さなければならない、そういうものの今後出さなければならないこれを出しておくという、そしてこれをもとにして、みんなでさまざま検討するということも必要だというふうに思いますので、そういうことで市長の考えがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、水道の関係、これは市長の言うこともわかります。しかし、私は下水道の関係も、市長が言うような部分もわからないではありません。しかし、私は避けて通れない課題で、そして利用がどうこうというふうな部分もあります、利用していただかないと赤字になるという、財政的な破綻を招くよというふうなこともありました。これもわかります。しかし、そういうものというのは、やはり、これこそが行政の、企業やあるいは市民に対してそういう理解を得ることというようなことがまちづくり活動そのものだというふうに思うんです。

もちろん、こういう資本主義の世の中ですから、利益を最優先されるでありましょう、企業やなんかは。しかし、そうではなくて、公共性のあるものはみんなに利用してもらおう。そういう理解をしてもらおうということが、寒河江市の第5次振興計画にもある、そういうものをするために、やはりこういうことが私はまちづくりそのものだというふうに思うんですけれども、ここは市長と意見が一致しなくとも、私はそういう意味で今後も取り組んでいただきたいということを引き続き求めていきたいと思っています。

それから、先ほど申しあげました北海道の栗山町、中長期財政問題の特別委員会は、2002年につくられたそうであります。全国のどこの議会でも、予算に関する特別委員会というのは設けられています。しかし、そこで出される、審議されるのは単年度予算。したがって、議員は町の将来がどうなるかわからないし、町執行部もそこに触れられたくないという雰囲気があったそうであります。それではだめだと、執行部は全部資料を出せ、議員は勉強しろというところから始まったそうであります。

そして、町は、2015年度に向けた町の財政がどうなるのかというシミュレーションを議会に示したそうであります。当初、推計では74億円赤字だったのが、議会で議論する中で、逆に推計が104億円に膨らんでいったそうであります。町は、職員数や給与の削減などを打ち出したが、議会としては、しかしそれだけでは対応できないと。事務事業の見直しも含めてやらないとだめだと、議会の中で、特別委員会の中で検討した結果、そういう提案だそうです。

夕張市では、市が複雑な会計操作をした事情はあったそうでありますけれども、膨らむ一方だった赤字を、議会が見抜けなかったそうです。栗山の議長は、「議員が財政に強くなると議会の監視力が高まる。金がないとわかっていれば、あれやれ、これつくれなんていう議員はいなくなる」という話もされていました。

これは、私はすべてよしではありませんけれども、やはり、単年度や3年だけでなく、本当に寒河江市の財政の将来を見たときには、将来どうなるのかということまでしていけないとなかなか大変なのかなというふうに思いましたので、こういうことも申しあげ、市長の御見解があればお聞かせをいただいで2問にしたいと思います。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 所得段階の人員別配置といいますか、状況、こういうようなことを、これは十分電算に入っておるはずでございますから、これをどのように活用していくか、いろいろな利用の仕方もあるのかなとこのように思っておりますが、行政といたしましてもこれはいろいろ考えておるわけでございます、その都度その都度、必要に応じて、こういうコンピューター時代でございますから利用しやすくなっておりますので、これは十分活用していかなくちゃならないとこのように思っております。

それから、中長期の財政計画でございますが、先ほど申しあげましたように、全く、議会の皆様、議員も御承知かと思えますけれども、国の政策というものが新しく出てくる、まさに朝令暮改とまでは言いませんけれども、次々と出てくるわけございまして、そしてまた、昨年度まで決まったやつが今年度になりますと政策転換を図ると、これは、めまぐるしいものがあるかなとこのように思っております。ですから、地方分権の時代だとか、あるいは三位一体の時代だとかいいましても、全然見通しがつかないのが現状じゃないかなと、このように思っております。

そういう中でございますから、実施計画も中長期的な、あるいは財政計画も長期的な見通しの中で策定して、その中から事業を選択するというようなことは、理屈としては、あるいは考え方としてはわからないわけではございませんけれども、実際やってみて、3カ年のローリングも非常に変動が激しいということは議員の皆さんもおわかりかとこのように思っております。ですから、せいぜい3年というのが目いっぱいかなというような気がしておるわけでございますので、先ほど答弁したようなところでございます。

それから、おっしゃる、今まで建設したものが今度はどうも今の時点はそれを維持補修する段階に来てるのじゃなろうかと、このように思います。その辺の建物にしましては、その耐用年数とかあるいは維持補修してきたところの経過というようなことを、十分うちの方ではそれを整えて、今度はこの辺に充てなくちゃならない、これが必要な箇所になってきているというようなことは十分承知しておるわけでございますので、今後はそういう経営面、維持補修面、そういう分野につきまして、これは建物だけでなく道路にしまして、あらゆるものにつきましても、あるいは市で活用しているところの機械設備等々につきましてもこれが言えるかなと、このように思っております、ですから、建設あるいは整備年次とその耐用年数等々を勘案したところの一覧表というんですか、そういう、今後必要とされるところの維持補修費というようなものも十分これは念頭に置いていかなければならないと、このように思っておりますのでございます。

それから、下水道でございますけれども、議員がおっしゃるように、生活基盤のこれは最たるものの一つであると、このように私は思っております。ですからこそ、将来を見通したところの全市下水道計画というものを策定しましてここまで来たわけでございますけれども、いかんせんやってみまして、水洗化率あるいは普及率を見ましても思った以上の利用率が上がらないということもあるわけございまして、これからなお整備するということになりますれば、先ほど申しあげましたような、後年度に向けての大きな負担というものを残すことになりかねないというようなことも危惧されますので、この辺でもう一度、全市下水道計画というものを見直しということでの現在の状況にあるわけでございます。以上でございます。(終了の合図)

散 会 午後 2 時 2 8 分

- 伊藤忠男議長** 以上で、一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成19年12月18日（火曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	嶋田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課長 財務室長	菅野英行	総合政策課行財 政改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
安彦守	市民生活課主幹	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課長 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習課 生涯学習課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習課 生涯学習課長	清野健	農業委員会 事務局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

議事日程第4号

第4回定例会

平成19年12月18日(火)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第68号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- // 2 議案説明
- // 3 委員会付託
- // 4 質疑、討論、採決
- // 5 議第52号 平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- // 6 議第53号 平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- // 7 議第54号 平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- // 8 議第55号 平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- // 9 議第56号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- // 10 議第57号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- // 11 議第58号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- // 12 議第59号 寒河江市都市計画条例の一部改正について
- // 13 議第60号 寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の制定について
- // 14 議第61号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- // 15 議第62号 寒河江市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- // 16 議第63号 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- // 17 議第64号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- // 18 議第65号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について
- // 19 議第66号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- // 20 議第67号 字の区域及び名称の変更について
- // 21 請願第6号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書の提出に関する請願
- // 22 請願第7号 後期高齢者医療制度の2008年4月実施の中止を求める意見書を政府等に提出することの請願
- // 23 請願第8号 私学助成予算の充実を求める意見書の提出に関する請願
- // 24 請願第9号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願
- // 25 陳情第1号 保険でより良い歯科医療の実現を求め意見書採択を求める陳情
- // 26 陳情第2号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択を求める陳情
- // 27 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 厚生経済委員長報告
- (3) 建設文教委員長報告

(4) 予算特別委員長報告

日程第28 質疑、討論、採決

- // 29 議会案第 8号 私学助成関係予算の増額を求める意見書の提出について
 - // 30 議会案第 9号 教育予算の拡充を求める国に対しての意見書の提出について
 - // 31 議会案第10号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について
 - // 32 議会案第11号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書の提出について
 - // 33 議案説明
 - // 34 質疑、討論、採決
 - // 35 議会案第12号 道路特定財源の確保・維持を求める意見書の提出について
 - // 36 議会案第13号 医師確保に関する意見書の提出について
 - // 37 議案説明
 - // 38 委員会付託
 - // 39 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前 10 時 05 分

○**伊藤忠男議長** おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

○**鈴木賢也議会運営委員長** おはようございます。

本日の会議運営について、昨日午前 9 時 30 分から議会第 2 会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議第 68 号並びに議会案第 8 号から議会案第 13 号までの 6 議案で、合わせて 7 案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第 1 で議第 68 号を上程した後、日程第 2 で市長の議案説明を求め、日程第 3 で委員会付託を省略し、日程第 4 で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

次に、日程第 29、議会案第 8 号から日程第 32、議会案第 11 号までの委員会提出議案を上程した後、日程第 33 で議案説明を省略し、日程第 34 で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

その後、日程第 35、議会案第 12 号及び日程第 36、議会案第 13 号の議員提出議案を上程した後、日程第 37 で議案説明を省略し、日程第 38 で委員会付託を省略し、日程第 39 で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます、御報告といたします。

○**伊藤忠男議長** お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- **伊藤忠男議長** 日程第 1、議第 68 号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議 案 説 明

○伊藤忠男議長 日程第 2、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 議第68号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち大谷昭男委員が本年12月26日をもって任期満了となりますので、新たに菅原大榮氏を委員に任命いたしたく御提案するものであります。御同意くださるようお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

○伊藤忠男議長 日程第 3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 68 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 68 号は、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

○伊藤忠男議長 日程第 4、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 68 号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。

これより議第 68 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 68 号については、これに同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議第 68 号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

- **伊藤忠男議長** 日程第 5、議第 52 号から日程第 26、陳情第 2 号までの 22 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

○伊藤忠男議長 日程第27、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

○伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

○佐藤 毅総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から市議会第2会議室において委員5名出席、当局より副市長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第56号、議第57号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号、議第64号、議第65号及び議第67号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「育児休業の取得状況はどのようになっているのか」との問いがあり、当局より「平成19年度は6名、18年度は12名、17年度は11名で、ほとんどの女子職員が取得しております。期間については、年度末までや1年間程度となっております。また、男性職員の取得はこれまでありません」との答弁がありました。

委員より「今回の改正で休暇選択の幅が広がってくる。休暇をとりやすい雰囲気をつくるのが大事と思うが、その辺の考え方についてお聞きたい」との問いがあり、当局より「この制度については、施行当初は取得者が少なかったが、年々普及してきている状況であります。今回の改正趣旨については、職員に対し十分周知を図っていきます」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第56号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、関連がありますので、議第57号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について及び議第58号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求めた後、議第57号について質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の県人事委員会勧告の数値の根拠について、どのような調査を行っているのか」との問いがあり、当局より「県人事委員会では、県内の従業員数50人以上の事業所567事業所の中から140事業所を無作為に抽出し、給料・手当などについて調査を行い、それらに準拠して勧告の数値を出しております」との答弁がありました。

委員より「今回の県人事委員会勧告を受けて、条例改正する市の状況はどのようになっているのか」との問いがあり、当局より「新庄市を除き、県内12市については条例改正を議会に提案するとし

ております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第57号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号について質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第58号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第59号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の課税免除について、なぜ製造業に限って対象業種としたのか」との問いがあり、当局より「企業立地促進法に基づく県の基本計画において、現在の企業の立地状況や将来予測される進出企業の関連を踏まえた中で、県内陸部は製造業に限定して承認を受けたとお聞きしております」との答弁がありました。

委員より「固定資産税課税対象には償却資産も含まれるが、今回の条例では課税を免除されるのか」との問いがあり、当局より「企業立地促進法によるこの制度では、償却資産は課税免除の対象にはなっておりません。現在、本市には低工法と農工法に基づく固定資産免除条例が二つありますので、これらと組み合わせて進出企業に対応していきたいと考えております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第60号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号寒河江市手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第61号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第64号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号西村山広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第65号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第67号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済委員長報告

○伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7 番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

○木村寿太郎厚生経済委員長 おはようございます。

厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第54号、議第55号、議第62号、議第66号、請願第6号、請願第7号、陳情第1号、陳情第2号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第54号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「保険基盤安定繰入金の財源は」との問いがあり、当局より「国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1です」との答弁がありました。

委員より「国民健康保険税の軽減分で7割・5割・2割があるが、当初時点の世帯数は」との問いがあり、当局より「7割軽減が1,923世帯、5割軽減が435世帯、2割軽減が711世帯です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第54号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第55号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号寒河江市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「この条例は、関係する35市町村で文言、内容は同じなのか」との問いがあり、当局より「同じです」との答弁がありました。

委員より「普通徴収になった被保険者が保険料を納められない場合は、家族とかが納めることになるのか」との問いがあり、当局より「普通徴収の保険料については、家族の方が連帯して納付の義務を負うことになります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第62号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「平成20年5月1日施行となっているが、工事の関係などで寒河江市の業務が年度初めの4月1日となる場合があるのか」との問いがあり、当局より「システム等の事務稼働の移転もありますので、事務所の機能が稼働するのが5月1日となります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第66号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「後期高齢者医療制度で一番負担感が大きいのは、新たに保険料を納めることになる扶養家族の人だと思う。均等割を半年間徴収しないで、残り半年間は9割を軽減するとなっているが、これまでの医療を受けられなくなる不安があります。保険事業も義務ではないので心配ですので、この請願については賛成です」との意見がありました。

委員より「この制度は、経済状況の変化や少子高齢化の進展の中、将来にわたり持続可能な保険制度の確立を目的としてつくられたわけです。75歳以上の方の人口がふえ、医療費が平成37年度には平成19年度の約3倍になるというデータもある。そこで後期高齢者の方に多少でも負担していただいて、若い方たちの負担を少しでも軽減しようという制度だと思しますので、この請願については反対です」との意見がありました。

委員より「年金受給者は、生活費・医療費・介護保険料、そしてこの保険料を支払うとなると生活は大変です。こういう中、国民健康保険では75歳以上の方に資格証明書を発行していないのに、この医療制度では発行する内容になっています。これでは医者にかかれないう状況になると思います」との意見がありました。

委員より「私たちも75歳になる。長期的な展望に立って、保険医療制度とは相互扶助の精神で高齢者が安心して医療を受けられる制度を全体的に構築する、というのがこの制度だと思います」との意見がありました。

委員より「国民皆保険制度は大切ですが、国が財政難だからと押しつけている。国に対してもう一度考え直してもらおうというのがこの請願の趣旨だと思います」との意見がありました。

委員より「持続的・体系的に考えることが重要と考えます」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第6号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第7号後期高齢者医療制度の2008年4月実施の中止を求める意見書を政府等に提出することの請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「この請願の趣旨に賛成です」との意見がありました。

委員より「請願第6号は見直して、請願第7号が中止ということで、整合性はどうか」との意見がありました。

委員より「中止をして見直しをし、抜本的に改めるという趣旨だと思います」との意見がありました。

委員より「国民健康保険加入者は、2年間は保険料が安くなるというデータもあり、この後期高齢

者医療制度については御理解いただけるものと思います」との意見がありました。

委員より「請願第6号でも申しあげたように、全体で物事を見て、相互扶助という考え方でいかなければならないと思う」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第7号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第1号保険でより良い歯科医療の実現を求め意見書採択を求める陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第1号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

陳情第1号が採択されましたので、意見書提出の議会案についてを議題とし、質疑、意見等を求めましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、議会案を提出することに決しました。

次に、陳情第2号介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択を求める陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申しあげます。

委員より「がんの末期の患者でさえも、自宅で寝なさいということで自宅に帰されるというような現実があるわけで、安心して療養が受けられる介護療養病床・医療療養病床を削減されては困るということから、この陳情に賛成です」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第2号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

陳情第2号が採択されましたので、意見書提出の議会案についてを議題とし、質疑、意見等を求めましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

建設文教委員長報告

○伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8 番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

○鴨田俊廣建設文教委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から議会図書室において委員6名全員出席し、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第53号、議第63号、請願第8号及び請願第9号の4案件であります。

審査の内容を申しあげます。

初めに、議第53号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第8号私学助成予算の充実を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申しあげます。

委員より「願意妥当であり、採択すべきものと思います」との意見がありました。

委員より「請願そのものに対しては賛成です」との意見がありました。

請願第8号については、ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第8号が採択されましたので、意見書提出の議会案についてを議題とし、質疑、意見等を求めました。

主な質疑、意見の内容を申しあげます。

委員より「意見書の文面に『この2年間の山形県の私学助成に対する姿勢は』というところで、教育を受ける機会を奪うことにもなりかねませんというように県の姿勢に対して批判をしておいて請願というのはおかしいのではないか。県の方では19年度の予算でもある程度の理解を示していると思うので、一部を訂正してはどうか」との意見がありました。

委員より「県の私学への助成がゼロではないが2年間落ちてきて、08年もまた落ち込めば退学せざるを得ない人も出てくるのではないかという意味を表現している文言であって、県の姿勢すべてを批判ということではないと理解します」との意見がありました。

委員より「批判しているようなことを除くということであれば、『この2年間の山形県の私学助成に対する姿勢』という部分を除けばよいのではないか」との意見がありました。

意見書提出の議会案については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結

し、討論を省略して採決の結果、一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

次に、請願第9号教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「願意妥当だと思います」との意見がありました。

委員より「請願事項の3番目に関しては本文そのものだと思うが、1、2番に関しては少子化の時代にあってなおかつ行財政改革を今進めている中で、職員の人数確保のためという意味合いが強過ぎるのではないかと思います」との意見がありました。

委員より「先日、学校の教育懇談会に参加しましたが、その席には校長と教頭だけで、先生方は特別な少人数学級のような授業をしており、余裕ある教職員がほとんどいないというのが実態で、やはり充実した職員確保をすべきだと思います」との意見がありました。

委員より「現行の法律では、生徒の数が減ってくれば教職員の定数も減らすようになっており、これでは現場は成り立たない。現場の教育を守るためには、参議院の附帯決議があっても国の予算措置がならないとだめだから、都道府県、市町村からも声を出してくれという趣旨だと思います」との意見がありました。

委員より「委員の言うことを踏まえて、ただ単に人材確保だけでなく、『適正規模』を入れた人材確保ということではどうなのか」との意見がありました。

請願第9号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第9号が採択されましたので、意見書提出の議会案についてを議題とし、質疑、意見等を求めました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「2番目の事項の『教職員の』の次に『適正規模』を入れてください」との意見がありました。

委員より「『ライフラインとしての』だけを抜いて、『子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません』とすればよいのではないか」との意見がありました。

意見書提出の議会案については、ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

○伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

○高橋勝文予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告申しあげます。

本特別委員会は、12月5日午前10時15分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第52号平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

議第52号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

質疑を申しあげます。

1. 後期高齢者医療対策事業の予算計上について、1. 柴橋小学校給食調理業務委託に係る債務負担行為補正についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長を初め副市長、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第52号を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第52号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○伊藤忠男議長 日程第28、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第52号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

議第53号について、委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

議第54号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

議第55号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

議第56号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議第57号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

議第58号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

議第59号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

議第60号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

議第61号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

議第62号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

議第63号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議第64号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

議第65号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議第66号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議第67号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので、順次、発言を許します。14番高橋勝文議員。

○**高橋勝文議員** 請願第6号後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書の提出に関する請願につきまして、反対討論を緑政会を代表いたしましていたします。

老人医療制度は、平成18年10月以降、本人が医療機関の窓口で支払う一部負担金1割、現役並み所得者は3割のほかに、保険給付費のうち医療保険者の拠出金12分の6、国12分の4、県12分の1、市町村12分の1ということで賄ってまいりました。

しかしながら、平成19年度、日本の人口構成割合は、75歳以上の方々9.7%、1,200万人に達し、医療保険医療費総額34兆7,000億円のうち35.2%の12兆2,000億円が75歳以上の医療保険医療費と見込まれます。このまま推移すれば、平成37年度には75歳以上の方々国民の16.7%、2,000万人に達し、医療保険医療費も総額65兆6,000億円のうち52.3%の34兆3,000億円が75歳以上の医療保険医療費になると推計されております。びっくりするほどの医療保険医療費であります。

国民医療制度は、国民皆保険制度のもと発足し今日に至っておりますが、これらの基礎となりますものは、医療費の給付と負担があってこそ賄うことができ、制度そのものが持続され、安心して医療を受けることとなるわけであります。現状のままの老人医療制度を継続すれば、若人、若い人の負担はますます増大する一方であります。日本的経営が国際化の中で労働環境も厳しさが予想されるとき、これ以上若人に負担をかけるべきではなく、健康で文化的な生活を営むには、それぞれが互いに負担し合うということが大切であると考えます。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療の給付と負担を明確にする制度であり、国民皆保険制度を維持させるものと理解をいたします。決して高齢者に負担を押しつけるものではなく、応分の負担をしていただくというものであります。

大宗が市町村単位で賄っておりました国保より、県単位の運営ですることにより財政を安定させ、医療費の抑制に努力すれば、その分保険料に反映することができる制度であり、保険料も定額の均等割、収入に応じた所得割、あわせて均等割も年金額などに応じて7割・5割・2割の軽減措置もあり

ます。

ここで例を挙げて申しあげます。

例えば、一人世帯の高齢者75歳以上、年金収入のみ50万円を受給している方の場合、控除が120万円ありますので所得割はゼロ円、均等割は3万7,300円。この7割軽減になりますので1万1,100円の保険料の支払いで済むことになります。

従来の国民健康保険料では、均等割で2万6,000円、平等割で2万9,200円、合わせて5万5,200円。7割の軽減でありますので1万6,500円となります。1万1,100円と1万6,500円、その差は5,400円、今までよりも安くなると試算されます。

また、二人世帯、夫が70万円、妻が50万円の年金収入のみの場合、夫婦合わせまして7割の軽減となって、おのおの1万1,100円、合わせて2万2,200円になります。従来の国保であれば2万4,300円とられまして、この場合でも2,100円安くなるというような試算になります。

さらに、国保と異なりまして資産割案分ありません。所得割がたとえあったにせよ、国保の場合は現行で7.3%より低い6.85%になります。例を挙げて申しあげましたが、高齢者の被保険者に負担が軽減される制度でもあると、このように理解をいたします。

緩和措置として、被用者保険被扶養者にかかわる保険料徴収の期間凍結も出されております。さらに、後期高齢者医療に関する条例での保険料は、2カ年間サイクルで見直すことにもなっております。

当市における寒河江市の市民になりますが、昨今の国民年金、遺族年金などを含めた受給総額約66億円です。厚生年金受給総額は約57億円、合わせますと123億円。そのほかに公務員などの退職者が受給しております共済年金もあります。非常に大きな年金額になっていることも事実であります。

資格証明書につきましては、広域連合の議員でもあり、当市の市長でもある佐藤誠六市長は、過般の佐藤陽子議員の一般質問でも答弁されたとおり、政令に定める特別な事情がないにもかかわらず、納税相談にも応じず、十分な負担能力があっても保険料を納付しない滞納者に交付するものであって、交付につきましては個人の個々の事情を十分に考慮し、機械的な交付をするものではないと言われております。必要に応じ短期の医療証を交付することもあり得ると。

よって、請願項目、高齢者に負担を押しつける後期高齢者医療制度を抜本的に見直す請願第6号に対し、反対の討論といたします。

○伊藤忠男議長 15番佐藤陽子議員。

○佐藤陽子議員 私は、請願第6号後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書の提出に関する請願に賛成の立場から討論をいたします。

政府は、2008年4月から75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療保険を実施しようとしています。この保険制度は、75歳以上のすべての高齢者を独立した医療保険に加入させ、これまで扶養家族として保険料を負担する必要のなかった人にまで新たな保険料負担を強いる制度です。

この制度を立ち上げる理由として、政府は高齢者人口が増大し、医療費の伸びが保険財政を圧迫している、医療保険制度を持続可能なものにしていくためには高齢者からも応分の負担をしてもらおうと言っています。しかし、請願の趣旨にもあるように、全国至るところで格差と貧困が広がり、国民の暮らしを先の見えない不安な状態に追い込んでいます。

殊に、医療や社会保障に対する負担増が高齢者や貧困層を直撃しています。持続可能な保険制度にするためというのであれば、史上最高の利益を上げている大企業や高額所得者から応分の負担をして

もらうことは当然のことであり、行財政改革を断行すると言いながら、聖域とされている5兆円の軍事費にメスを入れ、むだを省くことでも必要な医療費や社会保障費は生み出すことができると考えます。

年をとればだれでも病気がちになり、医療が必要になります。長い間、家族のため、社会のために働いてきた高齢者が必要とする医療を受けることは当然の権利であり、それを保障するのが国の務めでもあります。

後期高齢者医療保険でやろうとしていることは、年金月額1万5,000円以上の人からは医療保険料と介護保険料を有無を言わず年金から差し引くということです。年金月額1万5,000円未満の人からは、市役所に直接支払ってもらうとしています。払えなければ家族に支払いの義務が出てきます。扶養されていた人たちさえも一人一人独立した保険に加入させておきながら、支払えなければ家族が連帯して支払う義務が出てくるという仕組みも大変おかしい制度だと言わなければなりません。

さらに、老人保健制度では該当させなかった資格証明書を発行することができるようにされました。資格証明書は悪質な滞納者に発行するものだと市長は答弁されていますが、経済的な理由でやむを得ず滞納している人に対しては資格証明書の発行をしないのかという私の質問に対し、市長は回答を避けました。

経済力のない弱い立場の高齢者から保険証まで取りあげてしまえば、命にかかわることにもなりかねません。そもそもこの医療保険は、食費さえもままならない人からまで税を徴収する非常に過酷な制度です。しかも、保険料は2年ごとの改定のたびに値上げされる仕組みです。患者の増加や医療技術の進歩などによって医療給付費は今後もふえる見込みです。その1割を75歳以上の保険料で賄う設定になっているため、給付費がふえれば保険料も2年ごとにふえる仕掛けになっているのです。

私は、今議会において後期高齢者広域連合の条例が制定されたことを受けて、その具体的な取り組みについて質問いたしましたが、減免や免除などについての明確な答弁を得ることはできませんでした。条例の中には、住民にも制度に対する理解を得るよう広報し、周知徹底するよう努めなければならない義務があります。住民は、制度の中身も自分たちがどのような立場に置かれるのかも知らされず、一方的に進められようとしています。私は、市民の声を代表する議員として、説明責任を果たすことができない制度をこのまま受け入れることはできません。

この請願第6号の委員会審査の中でも、委員の皆様はこの制度の不備な点を認めており、改善していく必要があることでの認識は一致しています。そうであるならば、この請願を採択し、負担増に苦しむ高齢者の立場に立ち、安心して医療が受けられる制度に見直しをするよう国に求めていくことこそ、市民を代表する議会の果たすべき務めであると思います。

以上、請願第6号の採択に賛成の立場で意見を申しあげ、討論といたします。

○伊藤忠男議長 16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 ただいま議題となっています請願第6号後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書の提出に関する請願について、私は請願を採択の上、関係機関に意見書を提出することに賛成の立場から討論をいたします。

私たちの一生は、生まれてから死ぬまでの一つの放物線を描きます。この世に生まれ、一人では何もできない赤ん坊が、両親や周囲の人々の世話で一人前となり、世のため、人のための活動を続け、社会に貢献し、最後はまた人々の世話を受けて死んでいかざるを得ないのであります。

私たちの周りにいる犬や猫の子が生まれたときの親の限りない愛情を注ぐ姿は、まさに私たち人間と同じで感動的なものであります。しかし、犬や猫には子を育てる本能や習性はあっても死んでいく親を過ごす習性はありません。人間と他の動物の違いであります。このことが福祉の原点であり、政治の原点であると思うのであります。

後期高齢者医療制度は、昨年6月医療関連法案の成立によって、これまでの老人保健制度と退職者医療制度の二本立ての仕組みが75歳以上の後期高齢者医療制度と65歳から74歳の前期高齢者医療制度に変わりました。また、老人保健法は実質廃止同然に全面改悪され、高齢者の医療の確保に関する法律が来年4月から施行されることになっております。

今議会でも明らかになったように、制度の問題点や内容がはっきりしていない部分も多く、当局にとっても苦労されている姿もまた明らかになりました。この制度の問題点としては、先ほど来述べられているわけでありますけれども、一つには75歳以上について、差別的な医療が認められてしまうということであります。具体的には、後期高齢者は他の世代と分断され、独立した医療保険制度に強制的に加入させられることであります。後期高齢者医療制度の主眼は、医療費の公費抑制であり、高齢者の健康保持・増進は努力規定に後退していることであります。

後期高齢者の診療報酬がいわゆるセット料金の導入となり、保険適用の制限や医療内容の低下が危惧されていることもあります。登録医制度の導入は、病院を選ぶ選択権を制限しかねないことでもあります。

二つ目の問題としては、いつでもどこでもだれでも医療が受けられる国民皆保険制度は国民の健康を守るセーフティーネットであります。ところが、後期高齢者医療制度の導入によって年齢による差別的な医療、サービスの地域間格差の拡大、保険証の取り上げなどが起こり、国民皆保険制度が崩れてしまう危機的な状況にもあります。

三つには、高齢者や国民の負担が増加することであります。

四つには、財政優先で末期医療や看取りのあり方が決められてしまうことになることであります。

五つには、後期高齢者医療広域連合間の格差が増大することであります。

六つには、保険医療の分野への過度な競争原理の導入は、保険あって医療なしの状態を招きかねず、信頼を失うことと一定の収入のある人を民間医療保険へと押しやってしまう危険性があることでもあります。

七つには、与党が示した凍結案は制度発足初年度限りのものであり、その場しのぎの軽減措置であって、2年目からの負担が増大することには変わりありません。

また、後期高齢者医療制度によって国民健康保険特別会計や老人保健特別会計で行われていたさまざまな事業についても変更が余儀なくされると思います。それらについてどうなるのか、まだ明らかにされていないことも寒河江市にとっては極めて大きな問題であります。

国民は今、年金問題をめぐる政府の無責任な対応に対して、信頼の失墜はおろか不満や怒りすら抱いていると言われ、さらに滞納者がふえるのではないかと言われ、まさに国民皆年金が危機状況に陥っています。

このような時期に、多くの問題を抱え、国民の理解も不十分なまま後期高齢者医療制度をスタートさせれば、保険料は原則年金から天引きすることになっているわけでありますけれども、このことによって生活困難を潜在化させることから、保険料全体の収納率が心配されます。また、国保税の収納

率に対する影響も心配されているのであります。

このようなことから、不十分なままスタートさせるのではなく、広域連合の窓口となっている全国の市町村や被保険者となる国民と医療サービスを提供する医療関係者がもっと理解をした中で、スムーズなスタートができるように抜本的見直しを求めるのは当然のことであり、願意に妥当性があると思うのであります。

ところが、先ほどの反対の理由にもありましたように、持続可能な制度とするためには高齢者の応分の負担も必要であり、後期高齢者医療制度が必要であること、あるいはまた20年4月1日スタートで全国的に進められているものであり、後戻りできないという声もお聞きをいたします。そしてまた、制度の発足時は不十分であっても2年ごとの見直しの中で改善をすればよいのであり、そのためには抜本的見直しとか来年の4月1日の実施日を白紙に戻すことはできないという声があります。

しかし私は、後期高齢者医療制度の主眼、公費負担の抑制と後期高齢者に保険料の負担を求める財政面が強いことからして、持続可能な制度にするには、見直しも含め、国民の理解が得られるものにするのが重要だと思います。

たとえ全国の地方議会で08年4月1日の実施の中止を求める意見書を提出しても、法律に直接影響を及ぼすものではありません。これまでも全国の多くの地方議会より、凍結や抜本的見直しを求める意見書が出されたことが与党の凍結案を引き出す力になったことから、このことによって政府及び与党に対して不十分な点について、見直しを求めるエネルギーになることは明らかだと思います。

制度発足時は不十分であっても、問題点を改正すればよいということについて、私も介護保険導入時にはそういう対応をいたしました。それは高齢者や障害者の介護が長い間、家族、特に女性が担わされてきたのが、ようやく社会的な責任へと大きく前進し、国民の期待にこたえられるものであったため、財源の問題などはあったが賛成をしてまいりました。

ところが、後期高齢者医療制度は国民から望んだものでなく、公費負担の抑制と後期高齢者に対する保険料の徴収、前期高齢者にかかわる保険者間の費用負担の調整など、国民にとって負担の多い制度であることから十分な説明があって当然であり、出されている問題についても是正されるべきであります。

そのような立場から、改めて市民の皆さんと同僚議員の皆さんの請願第6号、そして次に議題になります請願第7号についても御理解をいただき、後期高齢者医療制度の問題点を是正する行動として、寒河江市議会が意見書の提出ができることを期待いたしまして賛成討論といたします。

○伊藤忠男議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

○伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時40分とします。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時40分

○伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

請願第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第7号は不採択とすることに決しました。

請願第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第8号は採択することに決しました。

請願第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第9号は採択することに決しました。

陳情第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第1号は採択することに決しました。

陳情第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第2号は採択することに決しました。

議 会 案 上 程

- **伊藤忠男議長** 日程第29、議会案第 8 号から日程第32、議会案第11号までの 4 案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○伊藤忠男議長 日程第33、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 8 号から議会案第11号までの 4 案件については、会議規則第37条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

なお、委員会提出の議案は、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会に付託しないこととなります。

質疑、討論、採決

○伊藤忠男議長 日程第34、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第8号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第8号は原案のとおり可決されました。

議会議案第9号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第9号は原案のとおり可決されました。

議会議案第10号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第10号は原案のとおり可決されました。

議会議案第11号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第11号は原案のとおり可決されました。

議 会 案 上 程

- **伊藤忠男議長** 日程第35、議会案第12号及び日程第36、議会案第13号の2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○伊藤忠男議長 日程第37、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第12号及び議会案第13号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

○伊藤忠男議長 日程第38、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第12号及び議会案第13号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

○伊藤忠男議長 日程第39、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会案第12号は原案のとおり可決されました。

議会案第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第13号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前 1 1 時 4 9 分

○**伊藤忠男議長** 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成19年第4回定例会を閉会いたします。

なお、大谷教育委員長より発言の申し出がありますので、これを許します。

本日は大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 木 村 寿 太 郎

会議録署名議員 新 宮 征 一